

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

福祉基盤課福祉人材確保対策室

目 次

重点事項		頁
第1	福祉・介護人材確保対策等について	
1	福祉・介護人材確保対策の推進	1
2	離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について	15
3	被災地における福祉・介護人材の確保	16
4	介護福祉士資格について	17
5	その他の福祉・介護人材確保の推進	21
第2	外国人介護人材の受入れについて	
1	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	25
2	在留資格「介護」による受入れについて	27
3	技能実習制度(介護職種)による受入れについて	28
4	新たな外国人材受入れのための在留資格の創設について	29
5	外国人介護人材への支援策について	31
参考資料		
1	福祉・介護人材確保対策等について	34
2	介護福祉士修学資金等貸付事業のリーフレット例	44
3	平成31年度地域医療介護総合確保基金(介護分)予算案の概要及びメニューの充実等について	48
4	介護業務イメージアップ促進事業(福島県取組例)	55
5	介護の未来案内人事業(千葉県取組例)	56
6	介護講師派遣事業(東京都取組例)	58
7	介護サービス事業所認証評価制度(青森県取組例)	61
8	きょうと福祉人材育成認証制度(京都府取組例)	75
9	おいおいおい展について	76
10	被災地の介護人材確保について(チラシ)	78
11	都道府県福祉人材センター事業実施状況	80
12	平成30年度福祉人材センター・ハローワーク連携事業実績	95
13	福祉厚生センター事業実施状況	96
14	日本社会事業大学専門職大学院の取組	100
15	平成31年度における中央福祉学院研修実施予定	102
16	平成31年度における国立保健医療科学院研修実施予定	104
17	外国人介護人材受入制度関係資料	105
18	EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者関係資料	106

19	在留資格「介護」関係資料	108
20	技能実習制度(介護職種)関係資料	110
21	在留資格「特定技能」関係資料	118
22	外国人介護人材への支援策・自治体取組事例	131

重 点 事 项

第 1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1 参照）

2025 年（平成 37 年）には、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後更に進展していくことが見込まれる。このような状況の中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要であり、国民一人ひとりの方が、必要な介護サービスを安心して受けられるように、介護サービスを提供する人材の確保・育成は、喫緊の課題と考えている。

昨年 5 月にとりまとめた「第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第 7 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2020 年度末には約 216 万人、2025 年度末には約 245 万人が必要と見込んでいる。すなわち、2016 年度（平成 28 年度）の介護人材数 190 万人に加えて、2020 年度末までに約 26 万人、2025 年度末までに約 55 万人、年間約 6 万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

今回の推計結果によると、今後、年間約 6 万人の介護人材を確保することが必要となるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、足下（平成 30 年 12 月時点）の介護関係職種の有効求人倍率が 4.36 倍となっているなど、介護人材は、深刻な人材不足の状況にあり、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、平成 27 年 2 月の福祉人材確保専門委員会報告書で介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）を示しており、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、平成 30 年度第二次補正予算や平成 31 年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

（２）都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、第 7 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る P D C A サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用の上、進捗管理を適切に行われたい。

（３）介護福祉士修学資金等貸付制度について（参考資料 2 参照）

① 介護福祉士修学資金等貸付制度の着実な実施

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度補正予算において、

- ・ 介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金（上限 20 万円（一部 40 万円）。介護職員として 2 年間勤務した場合、返還を免除）の貸付事業の創設及び拡充や、
- ・ 介護職を目指す学生の増加を図るとともに、卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付原資の確保や新たな貸付メニュー（国家試験受験見込者への国家試験受験対策費用）の追加、

などの制度の大幅な拡充を行い、各都道府県に財源を配分した。

また、昨年度においては、本事業に係る実施要綱の見直しや Q & A の発出を行うとともに、リーフレットを作成して関係団体に周知を図るなどより本事業の活用が促進されるよう取り組んだほか、平成 29 年度補正予算で貸付原資等の更なる財源の確保を図ったところ。

各都道府県においては、引き続き、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と緊密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

② 平成 30 年度第二次補正予算における介護福祉士修学資金等の充実（参考資料 1－8 参照）

介護人材の不足が指摘される中、昨年 5 月に公表された介護人材の必要数の推計では、2025 年度末までに 55 万人（年間 6 万人程度）の介護人材を追加で確保する必要があるとともに、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成 31 年 10 月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。

このため、平成 30 年度第二次補正予算において、本事業が今後とも安定的に運営できるよう、貸付原資等の充実（4.2 億円）を図っている。

各都道府県におかれては、修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金の活用が促進されるよう、適宜関係団体とも連携を図り、一層の周知に努めていただき、これまでに交付された貸付原資等を積極的に活用することにより、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者への支援に努められたい。

（４）地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（参考資料 3 参照）

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところである。都道府県の取組例として、参考資料 4 から 6 までに、福島県、千葉県、東京都の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。

平成 31 年度予算（案）においては、予算額を 82 億円に拡充し、更に都道府県の多様な取組を支援することとしている。「平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要及びメニューの充実等」（平成 31 年 1 月 18 日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課事務連絡）にあるように、平成 31 年度予算（介護分）の都道府県への交付に当たっては、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応することとしている（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）。

（参考）平成 31 年度予算案における介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の内訳

〔介護施設等の整備分〕 700 億円（うち国費 467 億円）

〔介護従事者の確保分〕 124 億円（うち国費 82 億円）

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や、地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用を御検討いただきたい。

① 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 31 年度予算（案）においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

ア 介護の周辺業務等の体験支援（介護入門者ステップアップ育成支援事業）（参考資料 1－10 参照）

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（清掃、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会や OJT 研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

イ 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業（現任職員キャリアアップ支援事業）（参考資料 1－10 参照）

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。（他の事業で助成される経費を除く。）

② 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、P D C Aサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況について御報告いただいているところであるが、今後、平成 30 年度の目標の達成状況及び平成 31 年度の目標設定について報告をお願いする予定でいるので、御承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

③ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、本年度より、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成 30 年 7 月 12 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、平成 29 年 3 月 31 日に公示された新しい中学校学習指導要領及び平成 30 年 3 月 30 日に公示された新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、都道府県におかれても、教育委員会等と十分連携の上、本研修の受講を推進していただくようお願いする。その際、基金の事業である「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」を活用し、介護に関する入門的研修と組み合わせて実施することにより、介護への理解を深めていただくことも重要であり、事業実施に当たり参考にしていただきたい。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成 30 年 8 月 29 日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、参加の事業者、団体に対する周知について、協力依頼を行ったところである。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

なお、介護に関する入門的研修の実施状況については、2019 年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分及び市町村分）に係る評価指標（※）に位置づけられたところである。都道府県におかれては、介護保険担当課と連携し、本事業への積極的な取組をお願いするとともに、管内市町村が本研修を積極的に実施できるよう周知をお願いする。

※ 2019 年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（抜粋）

介護人材の確保及び質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施している。

ア 介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようなになっているか。

（ア）研修を実施しているか

（イ）研修修了者に対するマッチング件数の割合（上位 3 割）

※ 2019 年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標（抜粋）

介護人材の確保及び質の向上に関し、「介護に関する入門的研修」の実施状況はどのようなになっているか。

ア 研修を実施しているか

イ 研修修了者に対するマッチングを行っているか。

④ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援している。

当該事業に取り組む都道府県は徐々に増えてきてはいるものの、多くの都道府県では取り組まれていないことから、今後、全ての都道府県で認証評価制度の導入を進め、人材育成等に積極的な事業所の横展開を図るため、認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定を予定しているので、御承知おき願いたい。都道府県の取組例として、参考資料7及び8に、青森県、京都府の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考としていただきたい。

なお、認証評価制度の実施状況については、2019 年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（※）に位置づけられたところである。都道府県におかれては、介護保険担当課と連携し、本事業へ積極的に取り組まれない。

※ 2019 年度保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（抜粋）

介護人材の確保及び質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施している。

ウ 介護事業所の認証・評価制度を実施している。

⑤ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

平成 29 年 10 月 4 日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において取りまとめられた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、昨年度、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」を取りまとめたところである。また、今年度は、厚生労働省の社会福祉推進事業として、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」の策定に取り組んでいるところである。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

(5) 「介護職機能分化等推進事業」の活用について（参考資料 1－11 参照）

生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要であり、平成 31 年度予算（案）においては、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する「介護職機能分化等推進事業」を新設している。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体（以下、本項において「都道府県等」という。）であり、

- ・ 地域の特性を踏まえ介護助手等多様な人材を呼び込み、OJT 研修等により育成する取組
- ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じた機能分化による多様な人材によるチームケアの実践（介護福祉士等専門性の高い人材が能力を最大限発揮する仕組の構築、利用者の満足度の維持・向上、多職種連携、その他必要な環境整備）
- ・ 一連の実践を踏まえた効果の検証、更なる改善点の検討

を行い、都道府県等において分析を行い国へ報告していただくものである。国においては、事業による成果を評価・整理し、全国にわかりやすく周知を図ることとしている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、本事業の積極的な活用を検討されたい。

（６）国による福祉・介護人材の確保に向けた取組（参考資料１－１２、参考資料９参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るため、介護の仕事の魅力発信のための取組として、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの構築に取り組んでいるところである。本事業の公募の結果、本年度は、株式会社 studio-L において、「これからの介護・福祉の仕事を考えるデザインスクール」として、参加者が、介護・福祉現場でのインターンシップ体験から、介護・福祉現場の楽しさ、魅力を見つけるとともに、魅力向上のための課題を解決するためのプロジェクトについて、デザインを織り込みながら事業を実施してきたところである。これらのプロジェクトについては、次の通り都内にて展示等を行うこととしており、都道府県におかれては、管内市町村、関係団体等に周知いただくとともに、広報等に対する特段の配慮をお願いする。

○ 介護デザインフェスティバル

平成 31 年 3 月 21 日（木）～25 日（月）10～21 時

会場：3331 Arts Chiyoda(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6 丁目 11-14)

なお、平成 31 年度予算（案）においては、これらに加えて、①若年層、②子育てが一段落した層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図るとともに、介護事業所の事業主に対しても、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界の意識改革を図ることとしている。

(7) 医療・福祉サービス改革におけるシニア人材の活用推進

本年十月の消費税率の引上げ及び社会保障の充実によって、2025 年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が一区切りとなり、今後は、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の減少が進む 2040 年頃を見据え、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて取り組むこととしている。

このため、昨年十月に、厚生労働大臣を本部長として、「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」を厚生労働省内に設置したところであり、今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進、就労や社会参加の前提となる健康寿命の延伸、労働力の制約が強まる中での医療・福祉サービス改革による生産性の向上などの検討を着実に進めていくこととしている。

医療・福祉サービス改革に関する新たな取組の一つとして、福祉・医療分野未経験者のシニア層を対象に、福祉・医療分野への参画のきっかけを目的とした研修の導入や、就労先とのマッチング支援等の方策を検討することとしている。具体的には、平成 31 年度においては、研修内容やマッチングの仕組み作り等の効果的な事業運営方法について調査研究を行い、一部パイロット事業の実施を予定しており、当該調査研究の成果を踏まえ、全国への横展開を目指すものであり、御了知願いたい。

(8) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

① 登録特定行為事業者等の管理について

平成 24 年 4 月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き、適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底された。

平成 28 年度からは、介護福祉士の業務として喀痰吸引等が位置付けられ、介護福祉士資格の指定登録機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した行為を登録することにより、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施することが可能となったが、平成 28 年度の介護福祉士国家試験合格者及び介護福祉士養成施設卒業者から、介護福祉士の養成課程で医療的ケア（喀痰吸引等）を学習することが必須となったため、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施する者が増加すると考えられる。

介護福祉士として喀痰吸引等を実施するためには、必ず実地研修を修了して登録することが必要となるが、介護事業所等において実地研修を行う場合や、実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合は、従来、認定特定行為業務従事者に特定行為を行わせる場合の「登録特定行為事業者」の登録（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条）とは別に、「登録喀痰吸引等事業者」の登録（同法第 48 条の 3）が必要となるので、御了知の上、機会をとらえて登録特定行為事業者等に注意喚起を呼びかけるなど、適切な登録管理をお願いしたい。

② 研修機会の確保について

喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成が可能である。2025 年に向けた医療ニーズに対応できるよう喀痰吸引等を実施することができる介護人材の養成推進のため、また、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないため他の都道府県に受講しに行かなければならないことのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努めるとともに、登録研修機関が不足している場合は機会をとらえて関係団体等に登録研修機関の開設を呼びかけるなど、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図り、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保に引き続き御尽力願いたい。

③ 指定都市等への情報提供について

指定都市等が介護保険法に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこうした情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成 29 年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっており、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

3 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料 10 参照）

福島県相双地域等（※）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、避難指示解除準備区域等の解除が順次行われてきたところであり、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、平成 31 年度予算（案）においては、平成 30 年度予算において拡充を図った相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ（30 万円→50 万円）や、全国の介護施設等からの応援職員に対する支援などについて、引き続き実施できるよう東日本大震災復興特別会計に 2.0 億円を計上している。

本事業をより多くの方に御活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組への御協力を引き続きお願いしたい。

4 介護福祉士資格について

(1) 介護福祉士養成施設卒業者に係る国家試験の義務づけについて

介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上や社会的評価の向上を図る観点から、平成 28 年 3 月 31 日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、これまでは介護福祉士養成施設の卒業をもって介護福祉士となる資格を有することができたが、平成 29 年度以降の卒業者については、国家試験の受験資格を付与し、5 年間をかけて試験義務づけを漸進的に導入することとした。

その際、平成 29 年度から平成 33 年度までの養成施設卒業者（以下「経過措置対象者」という。）については、国家試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から 5 年間（育児休業等をした場合は当該休業期間を加えて最長 10 年間）は介護福祉士となる資格を有することができる経過措置を設けている。さらに、経過措置対象者は、卒業日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から継続して介護業務に 5 年間（育児休業等をした場合は当該休業期間を加えて最長 10 年間のうち、当該休業期間を除いた期間）従事した場合、国家試験に合格しなくても経過措置期間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有することができることとしている。

（２）３年間の実務経験により受験する場合の実務者研修の義務づけについて

① 実務者研修について

実務経験ルートにおける介護福祉士国家試験の受験資格については、平成 28 年度から、３年以上の実務経験に加え、実務経験だけでは十分に修得できない体系的な知識・技術を修得するための実務者研修の修了が新たな要件として追加された。

この実務者研修の受講については、①受講時間の短縮（600→450 時間）、②既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③通信課程の活用等、働きながらでも研修を受講しやすいよう負担軽減策を実施してきているほか、実務経験ルートから介護福祉士資格の取得を目指す受験者を支援するため、

- ・ 実務者研修の受講費用について、介護福祉士になった後２年間介護現場で従事した場合に返還を免除する受講費用の貸付事業（20 万円を貸付。介護福祉士修学資金等貸付事業の内数）や、
- ・ 介護事業所等において、職員が実務者研修を受講する際の代替職員を雇い上げる経費に対する補助（地域医療介護総合確保基金の内数）

などにより、実務者研修を受講しやすい環境整備を図っているところである。

こうした実務者研修の受講支援は、介護現場で働く介護人材のキャリアアップを推進する観点から、更なる普及を図る必要があると考えており、介護現場のニーズも高い事業であると考えられるため、各都道府県におかれては、積極的な取組をお願いしたい。特に、昨年度実施された調査研究によると、実務者研修受講者にとって受講費用が負担であり、介護施設・事業所から介護従事者へ実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であると指摘されていることを踏まえ、実務者研修受講資金の活用促進に向けて積極的な周知に取り組まれない。

② 実務経験証明書・実務者研修修了証明について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を入手することができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から①施設（事業）種類、②職種、③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職（退職・事業者の廃業）時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付について御協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いしたい。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いしたい。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策（例えば、指定の取消を行う際に取消事業者から研修修了者の一覧名簿（修了者の氏名、生年月日、受講期間、修了証発行日・発行番号等）を提出させる等）を講じていただくようお願いする。

（３）介護福祉士養成カリキュラムの見直しについて

介護福祉士養成課程における教育内容等（カリキュラム）については、平成 29 年度に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において介護福祉士に求められる役割など介護人材が担う機能やキャリアパスのあり方について議論が行われ、平成 29 年 10 月に報告書がとりまとめられた。その後、これを踏まえた具体的なカリキュラム見直しの検討を行い、昨年 8 月に関係法令及び関係通知を改正したところである。修業年限に応じた順次施行（4 年制大学であれば平成 31 年度施行）し、介護福祉士国家試験では平成 34 年度試験から見直し後のカリキュラムを適用することとしているので、養成施設等の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切に見直し後のカリキュラムが反映されるよう、管内の介護福祉士養成施設等への周知・連携の確保に努めていただくようお願いする。

（４）社会福祉士養成カリキュラムの見直しについて

社会福祉士の養成課程におけるカリキュラムについては、平成 30 年 3 月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書において、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うために必要な能力を身につけることができるよう、カリキュラムの見直しを検討すべきであるとされた。これを受け、現在、カリキュラムの見直しに向けた検討を行っているところである。

検討を踏まえた関係法令等の改正については、来年度中にお示しする予定であるが、その際、養成施設等への周知や準備期間等も考慮して施行日等を検討することとしているので、御承知おきいただきたい。

5 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成 20 年 7 月に、毎年 11 月 11 日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11 月 4 日から 11 月 17 日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、御協力願いたい。

(2) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

① 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成 26 年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成 31 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 31 年 3 月 2 日 (土)	平成 31 年 1 月 15 日 (火) ～2 月 13 日 (水)
平成 31 年 3 月 17 日 (日)	平成 31 年 2 月 26 日 (火) ～3 月 8 日 (金)

(2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 31 年 3 月 2 日 (土)	平成 31 年 1 月 15 日 (火) ～2 月 13 日 (水)

② 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

(3) 行政手続コストの削減について

行政手続コストの削減については、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定)及び「規制改革実施計画」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方として、行政手続簡素化の 3 原則(①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、②同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則、③書式・様式の統一))が示され、各省庁は基本計画を策定し、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされた。基本計画では、行政手続のうち件数の多い主なものについて当該行政手続コストにかかる削減方策等が定められ、その中で登録喀痰吸引等事業者の登録申請等に係る手続についてもコスト削減に向けた取組が求められているところである。

このため、各都道府県におかれては、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録申請、名称等の変更の届出、喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出といった行政手続に関して、以下の取組に努めていただき、行政手続コスト削減の推進を図りたい。

また、同行政手続部会決定では行政手続コストの計測も行うこととされており、昨年 10 月に行政手続コストに関する調査を行ったが、平成 31 年度においても同様の調査を行う予定であるため、引き続き御協力をお願いする。

- ・ 申請や届出に係る書類の提出方法について、窓口における手続対応が必要な場合や事業者の意向等の場合を除き、可能な限り郵送や電子申請での方法によること。
- ・ 手続に必要な提出書類について、必要以上に不要な添付書類の提出を求めないこと。
- ・ 申請書や届出書等の様式に係る記入例を作成するとともに、その充実、改善に努めること。
- ・ 申請や届出に係る手続に関する申請者等からの相談に関し、可能な限り相談対応体制の充実に努めること。

- 申請に対する処分に関し、標準処理期間を定めるとともに、ホームページにおいて公表すること。
- 登録申請があった際、可能な限り早期に審査処理を行い処理期間の短縮に努めること。

また、申請者から電話等により審査に係る進捗状況の問い合わせがあった場合には、当該状況について情報提供（回答）を行うこと。

2 外国人介護人材の受入れについて

※ 全体概要につき参考資料 17 参照。

1 EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて（参考資料 18 参照）

（1）EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの 3 カ国から、これまで 4,302 人の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、757 名が資格を取得している。（平成 31 年 1 月 1 日現在）

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 23.5 万円以内）

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1 受入れ施設当たり 8 万円以内）

更に、平成 28 年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 9.5 万円以内）

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国 2 年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

（２）平成 31 年度の受入れスケジュール

平成 31 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入れ枠（※）となっており、受入れ調整機関である（公社）国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

※ ただし、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である 300 名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされたところ。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 31 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

2 在留資格「介護」による受入れについて（参考資料 19 参照）

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布され、平成 29 年 9 月 1 日から施行された。

円滑に留学生を受け入れられるよう、平成 29 年度補正予算において介護福祉士修学資金の充実を図ったところであり、平成 30 年度補正予算においても当該事業の貸付原資等の充実を図ったところである。

また、平成 30 年度予算において、「介護福祉士を目指す留学生等の日常生活に関する相談支援等の体制整備事業」を実施している。本事業において平成 30 年 9 月に留学生等を対象にした相談支援センターを開設し、平成 31 年 1 月末現在までに計 120 件の相談が寄せられており、主な相談内容は「ビザ」、「（養成校の）学習内容」、「お金」、「日本語」に関するものとなっている。また、本事業において介護福祉士養成施設における外国人留学生への相談支援のあり方等を検討しているところであり、今後、「介護福祉士養成施設向け相談支援体制の手引き（仮称）」等としてお示しすることを予定している。

平成 31 年度予算案においても外国人介護人材への相談支援等を実施するための「外国人介護人材相談支援事業」を盛り込んでいる。

加えて、「新しい経済対策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）では、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めているところである。法務省令の改正内容については追って周知することとする。

3 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（参考資料 20 参照）

平成 29 年 11 月 1 日に技能実習制度に介護職種が追加されたところであるが、平成 30 年 12 月末現在、介護職種における技能実習計画の申請件数は 1,516 件、認定件数は 946 件となっている。

また、技能実習生の技能の修得等が円滑に行われるよう、これまで実習実施者における標準的な日本語学習プログラム、介護の日本語テキスト、自己学習のための WEB コンテンツの開発等を行い、技能実習生の介護の日本語学習環境の整備を行っている。

平成 30 年度予算において、「介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」を実施している。本事業では、平成 29 年度に作成した介護の日本語テキストをベースに介護現場で使用される語彙等を追加するとともに、より多くの国の外国人材がテキストを活用できるよう、英語、インドネシア語、ベトナム語、中国語、クメール語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語の翻訳を付けて多言語化を図ったところである。

さらに、このテキストを活用して介護の技能実習生の日本語を指導する方のために「『介護の日本語』指導者用手引き」を作成したところである。これらは厚生労働省のホームページ等を通じて公開しており、各都道府県等におかれては、管内の外国人介護人材の受入れ施設や介護等の関係団体に積極的に活用いただくよう十分に周知されたい。

また、本事業では、介護職種の技能実習生の受入れについて、実習生が円滑に技能を修得できるよう、実習生の日本語学習をサポートするための WEB コンテンツ「にほんごをまなぼう」を運営している。本コンテンツは、日本語学習に関する問題集が掲載されており、監理団体や受入れ施設の実習実施担当者が実習生の学習管理を行うことができる機能も有している。さらに、技能実習生のみならず、介護現場における外国人介護職員や介護福祉士養成施設に在籍する留学生など個人で利用することもできるため、各都道府県等におかれては、管内の外国人介護人材の受入れ施設、介護福祉士養成施設、その他関係団体等に積極的に活用いただくよう十分に周知されたい。

介護の日本語学習を支援するため、引き続き平成 31 年度予算案において、技能実習生を含めた介護の日本語学習環境の整備を推進するため「介護の日本語学習支援等事業」を盛り込んでいる。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国 1 年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み・・・について検討する」とされているところである。同方針に基づき、具体的な仕組みを検討し、平成 31 年 1 月に改正告示のパブリック・コメントを実施したところであり、今後所要の手続きを経て、決定することとしている。

4 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設について（参考資料 21 参照）

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、新たな在留資格「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 30 年 12 月 8 日に成立し、同月 14 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

また、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」と「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定され、特定技能により外国人材を受入れる分野として介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等が決定されたところである。

また、介護分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、以下の試験等に合格等した者又は介護分野の第 2 号技能実習を修了した者としている。

ア 技能水準

- (i) 「介護技能評価試験（仮称）」
- (ii) (i) に掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

イ 日本語能力水準

- (i) 「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」
に加え、「介護日本語評価試験（仮称）」
- (ii) (i) に掲げる試験の合格と同等以上の水準と認められるもの

平成30年度第二次補正予算及び平成31年度予算案において、「介護技能評価試験（仮称）」及び「介護日本語評価試験（仮称）」を平成31年4月（予定）から海外で実施するため「介護技能評価試験等実施事業」を盛り込んでいる。今後、介護現場で働くことを希望する外国人材の受入れが円滑に進むよう、海外での試験実施に向けた準備や周知を進めていくこととしている。

今後、介護事業者を対象とした説明会を厚生（支）局単位（8ブロック）で開催する予定としており、詳細が決まり次第、お示しするので、管内関係者への周知に御協力願いたい。

また、「特定技能」の施行に当たっては、特定技能外国人が大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じることが求められている。

このため、今後、国においては、特定技能の在留資格に係る制度の趣旨や優良事例を全国的に周知していく。また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」等、地域の実情に応じた介護人材確保の取組を行う中で、各地域で受入れる特定技能外国人を対象とした支援を行うことも有用と考えられることから、各都道府県におかれては、基金の積極的な活用をお願いしたい。

5 外国人介護人材への支援策について（参考資料 22 参照）

（１）「外国人介護人材受入環境整備事業」の創設について

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能 1 号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施するもの

イ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

ウ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するための WEB コンテンツの開発・運用等を実施するもの

エ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談支援や受入施設への巡回訪問等を実施するもの

上記のうち、イの外国人介護人材受入支援事業は、都道府県、指定都市、中核市等が実施主体となり、介護の技能実習生や 1 号特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。また、集合研修の内容は介護技能の向上に資するものをはじめ、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられるもの（「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」等）を想定している。具体的な事業内容については、「外国人介護人材受入支援実施要領（案）」を参照されたい。

なお、現在、外国人介護人材を対象とした研修を企画・運営する際の参考になるよう「外国人介護人材を対象にした介護研修の手引き（仮称）」の作成を進めているところであり、今年度中めどに公表予定である。本事業を実施する各都道府県等におかれては、当該手引きを関係団体等に周知の上、積極的に活用いただきたい。

（２）地域医療介護総合確保基金等を活用した外国人介護人材への支援の取組について

平成 30 年度に地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する事業を創設したところである。また、同年度、留学生の受入れを円滑に進めるため介護福祉士養成施設への留学を希望する者と介護施設等とのマッチング支援を行う事業を創設したところであるが、平成 31 年度からマッチング支援の対象を留学生以外にも広げる予定である。

また、上記の事業以外にも、同基金の事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能であるため、各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金のほか、今年度中に公表予定の特定技能を含む各制度の趣旨・好事例等を含む手引きを積極的に活用されたい。

以下、基金の活用事例を一部お示しする。また、参考資料において、各自治体における基金の活用事例や県独自の取組事例について紹介しているのであわせて参照されたい。

（基金活用事例）

基金事業名	事業内容
介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置費等）	○外国人介護人材の受入れに関する連携会議の開催 外国人介護人材を受け入れるに当たっての課題を把握し、受入れ・定着に必要な事項について検討する。【長崎県】
若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	○定住外国人等のための介護の日本語講座の開催 介護未経験の定住外国人等に対して介護の日本語学習の支援とともに介護施設見学などを合わせて実施することにより、多様な人材層の介護分野への新規参入・定着促進を図る。【群馬県】

将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	○留学生に対する学習支援 養成施設のカリキュラム外の時間において、外部講師による日本語学習支援や介護の専門知識等を強化するための指導を実施する。 【群馬県】
介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業	○介護福祉士を目指す留学生の受入促進 留学生の介護福祉士養成施設への入学を促すため、海外の日本語学校等の学生等へのPRを実施する。【熊本県】
多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	○外国人介護職員との協働に向けた教育マネジメント支援 外国人介護職員と協働していくための方法を共有すること等を通じ、外国人介護職員を受け入れる施設研修担当者の資質の向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図る。【静岡県】
管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	○外国人受入れセミナー・個別相談会の開催 介護施設等に対し、外国人受け入れの状況の知識等や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナー・個別相談会を開催する。 【東京都】

参 考 資 料

(1) 現状と課題

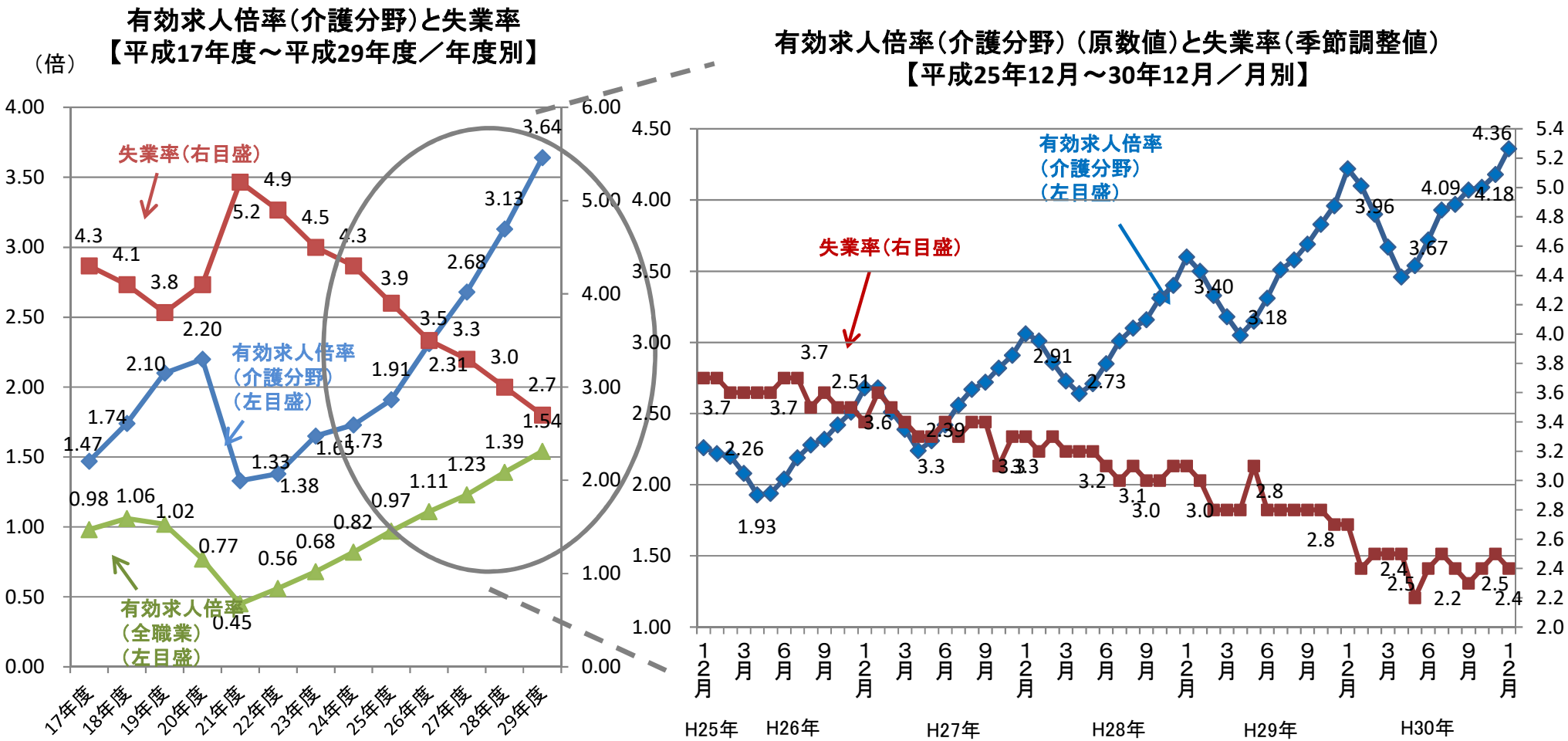
- 我が国では、急速な少子高齢化が見込まれており、2025年にはいわゆる「団塊世代」がすべて75歳以上になるなど、介護が必要になる方の急速な増加が見込まれている。また、今後、生産年齢人口の減少が顕著となる中で、2040年頃には高齢者数がピークを迎えるなど、人材の確保育成は喫緊の課題。
- 昨年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016(平成28)年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人(合計で約216万人)、2025年度末までに約55万人(合計で約245万人)年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。
- このような状況の中、介護職員の処遇改善のほか、新規参入促進、職場環境の改善による離職防止、人材育成への支援も含めて、介護人材の確保に総合的に取り組む。

(2) 今後の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行うほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の活用
 - ・ ICTや介護ロボットを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の整備
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等にも取り組み、介護人材の確保に取り組んでいく。
- 平成31年度予算案においては、
 - ・ 上記の入門的研修の実施に加え、介護入門者の更なるステップアップや、現任職員のキャリアアップ支援を地域医療介護総合確保基金のメニューに新たに位置付け、
 - ・ 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進、
 - ・ 介護の仕事に対するイメージを変えていくための取組として、介護を知るための体験型イベントの開催などに取り組む。

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向
～有効求人倍率と失業率の動向～

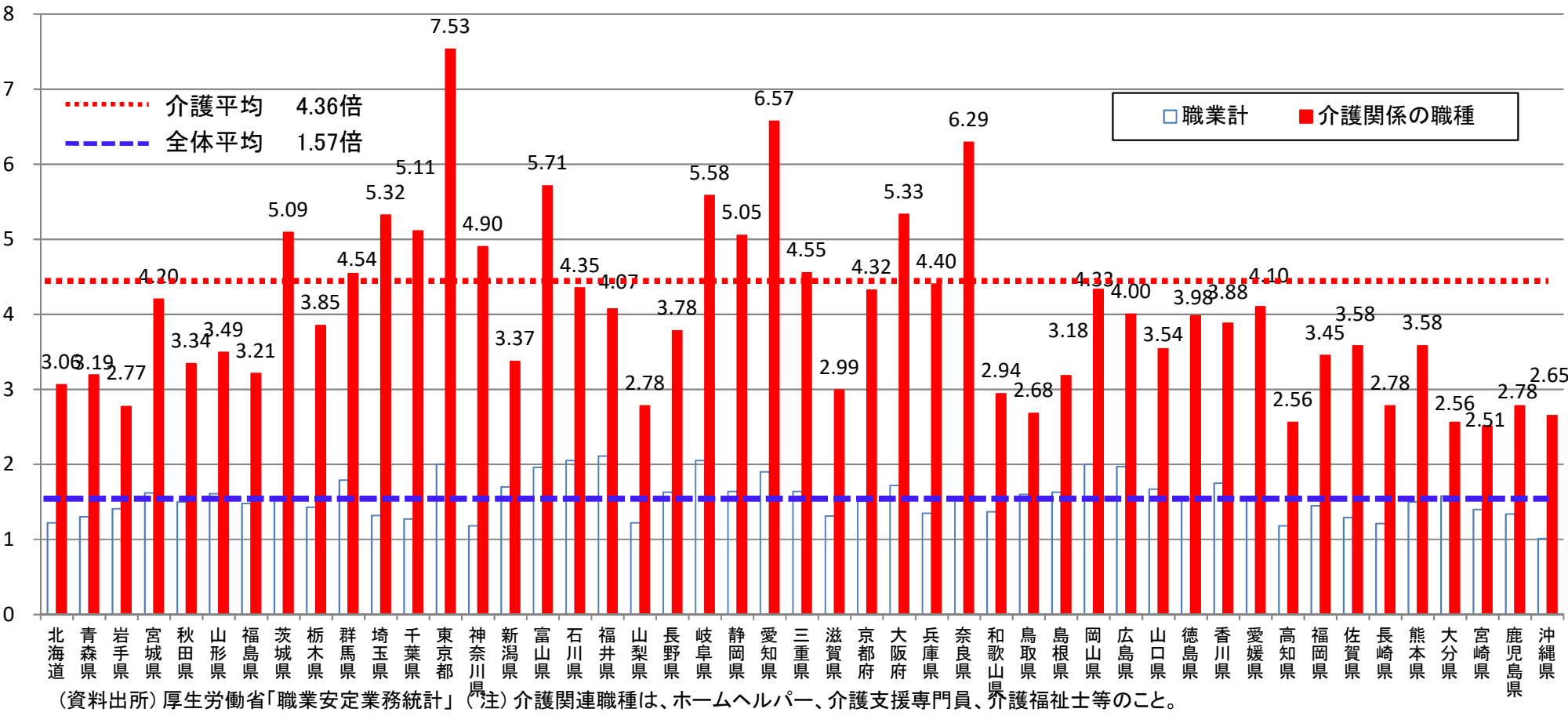
○ 介護分野の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全産業より高い水準で推移している。



注)平成22年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
(※1)全職業の数値は「パートタイムを含む一般」の原数値であり、常用のほか、臨時・季節も含んだ全数である。介護分野の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。
月別の失業率は季節調整値。
(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(平成30年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

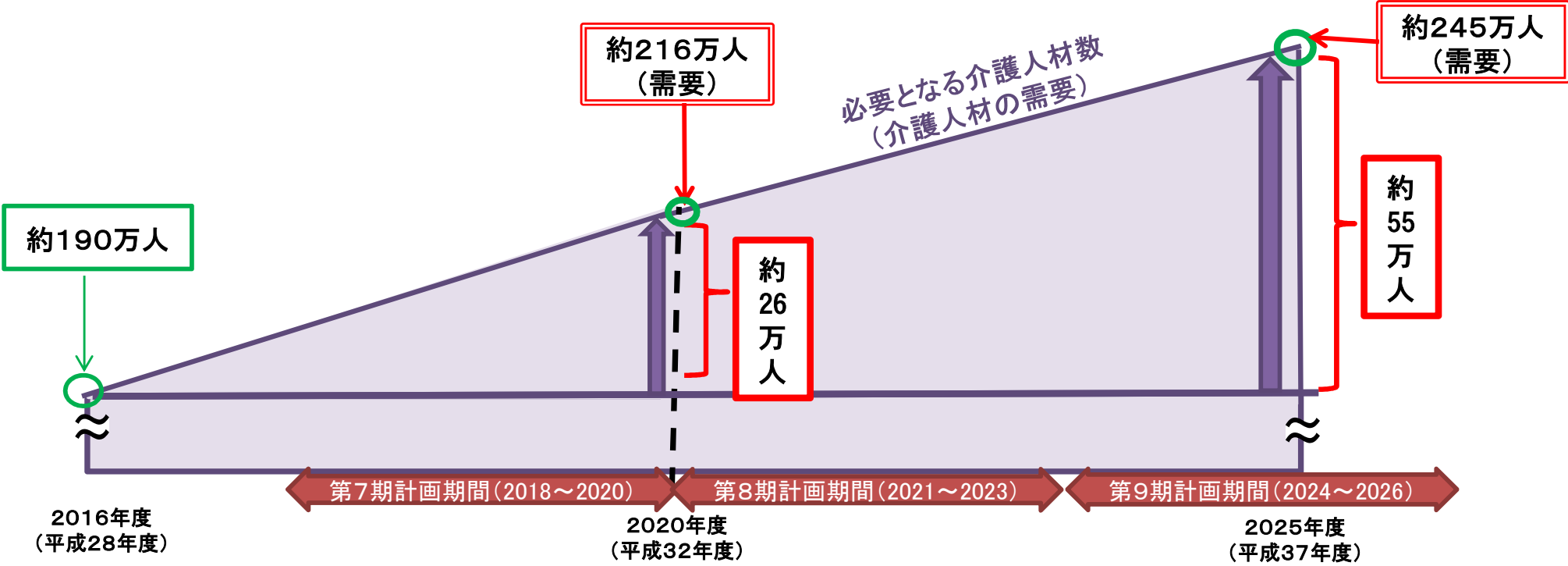
※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年<>は割合	77.3万人<10.6%>	70.7万人<11.4%>	99.3万人<10.9%>	80.8万人<10.8%>	105.0万人<11.9%>		146.9万人<10.9%>		26.5万人<16.1%>	18.9万人<18.4%>	19.0万人<16.9%>	1632.2万人<12.8%>
2025年<>は割合	120.9万人<16.8%>	107.2万人<17.5%>	146.7万人<16.2%>	116.9万人<15.7%>	150.7万人<17.7%>		194.6万人<14.1%>		29.5万人<19.5%>	20.9万人<23.6%>	21.0万人<20.6%>	2180.0万人<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



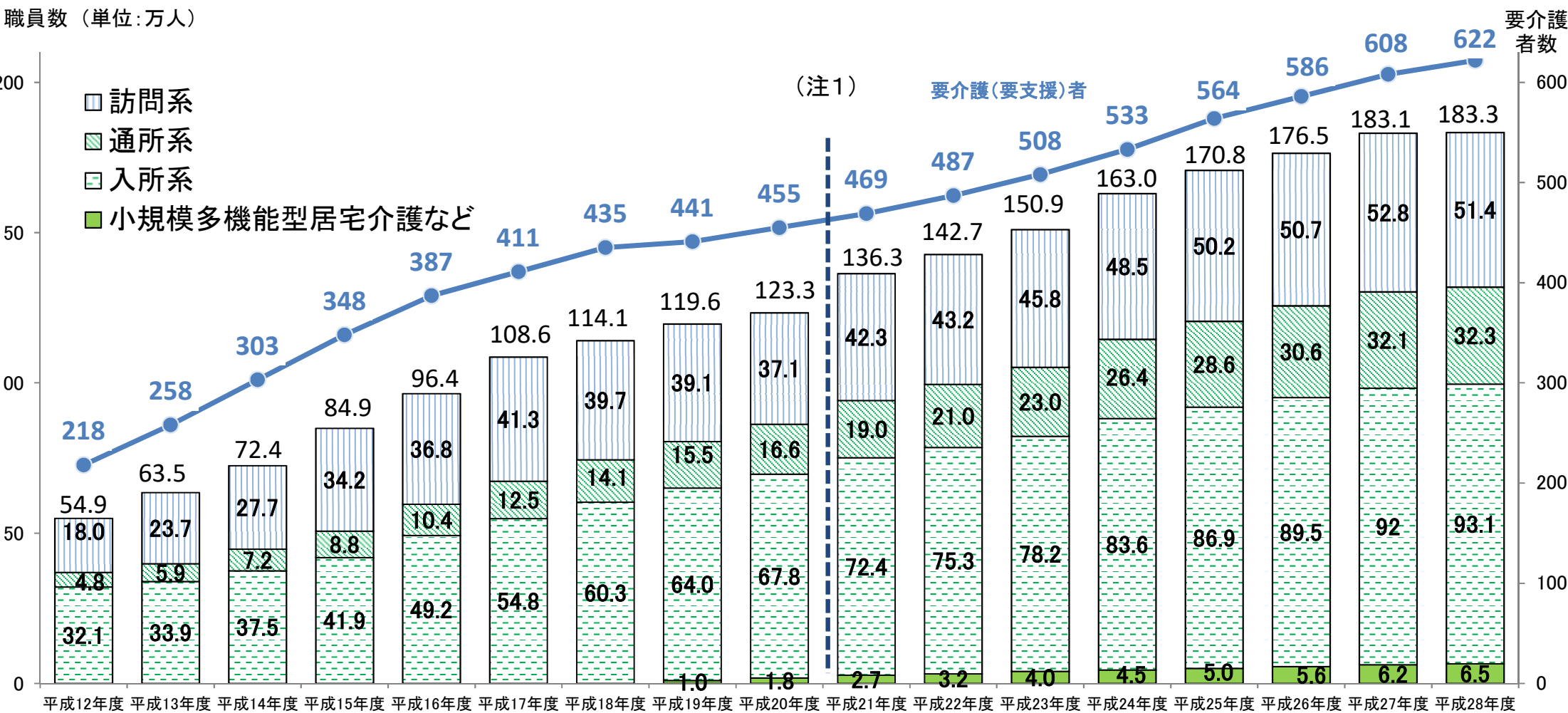
注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値: 約6.6万人)を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。

職員数（単位：万人）



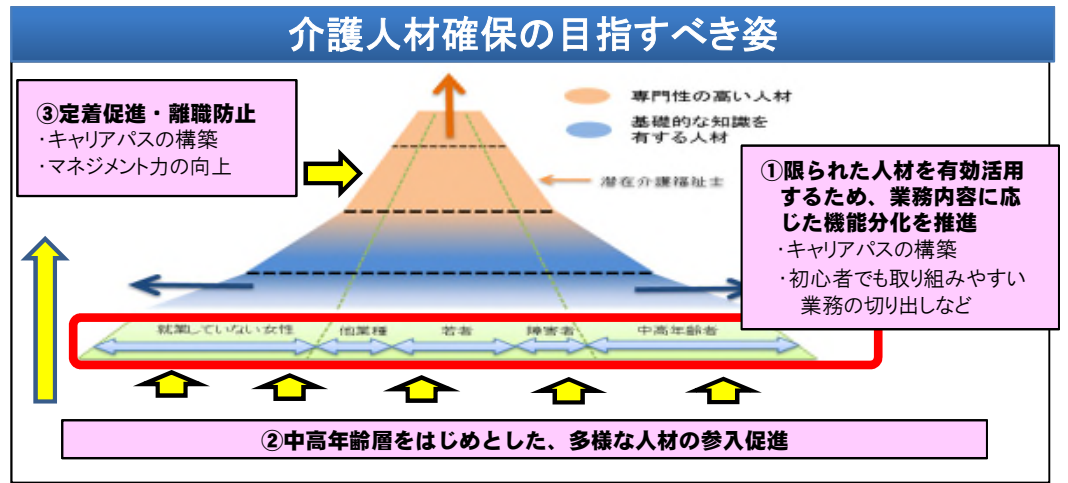
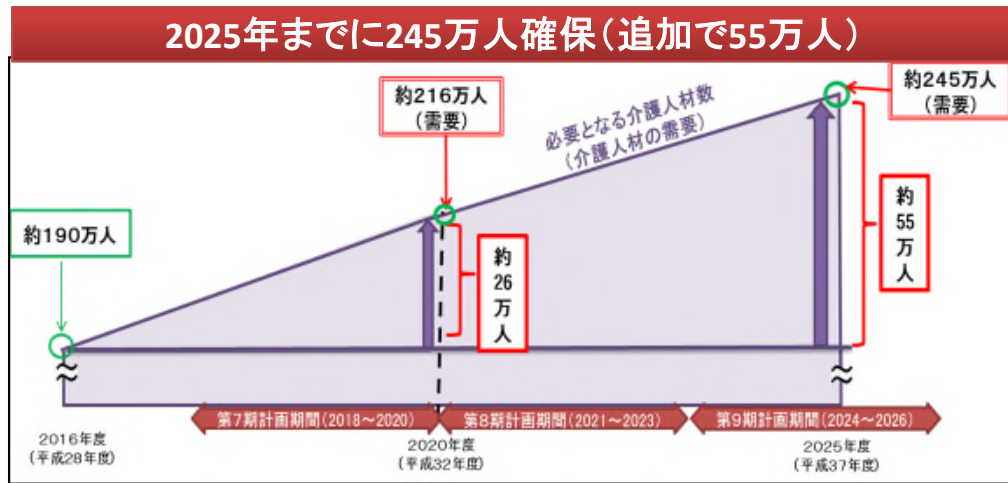
注1) 平成21年度以降は、調査方法の変更による回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省(社会・援護局)にて推計したもの。
(平成20年まではほぼ100%の回収率 → (例)平成28年の回収率: 訪問介護90.8%、通所介護86.8%、介護老人福祉施設92.2%)
・補正の考え方: 入所系(短期入所生活介護を除く)・通所介護は①施設数に着目した割り戻し、それ以外は②利用者数に着目した割り戻しにより行った。
注2) 各年の「介護サービス施設・事業所調査」の数値の合計から算出しているため、年ごとに、調査対象サービスの範囲に相違があり、以下のサービスの介護職員については、含まれていない。
(特定施設入居者生活介護: 平成12～15年、地域密着型介護老人福祉施設: 平成18年、通所リハビリテーションの介護職員数は全ての年に含めていない)
注3) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数である。(各年度の10月1日現在)
注4) 平成27年度以降の介護職員数には、介護予防・日常生活支援総合事業に従事する介護職員数は含まれていない。
【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

これまでの主な対策 今後、さらに講じる主な対策

介護職員の 処遇改善	(実績)月額平均5.7万円の改善 〔月額平均1.4万円の改善(29年度～) 月額平均1.3万円の改善(27年度～) 月額平均0.6万円の改善(24年度～) 月額平均2.4万円の改善(21年度～)〕	◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を2019年10月より実施予定
多様な人材の 確保・育成	○ 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援 ○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援	◎ 入門的研修受講者等への更なるステップアップ支援(介護の周辺業務等の体験支援)
離職防止 定着促進 生産性向上	○ 介護ロボット・ICTの活用推進 ○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援 ○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援	◎ 介護職機能分化・多職種チームケア等の推進 ◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化 ◎ 生産性向上ガイドラインの策定・普及 ◎ 認証評価制度ガイドラインの策定・普及
介護職の 魅力向上	○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進 ○ 介護を知るための体験型イベントの開催	◎ 若者、子育て層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力などの発信
外国人材の受 入れ環境整備	○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)	◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)

福祉・介護人材確保に向けた平成31年度予算（案）の全体像



<平成31年度予算（案）の全体像>

都道府県等による取組

- ✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する取組

【平成31年度の新規施策】

- ✓ 介護職機能分化等推進事業の創設

【平成31年度の新規施策】※基金事業のメニュー追加

- ✓ 介護入門者ステップアップ支援事業
- ✓ 現任職員キャリアアップ支援事業

【平成31年度の新規施策】

- ✓ 外国人介護人材受入環境整備事業の創設

- ✓ 介護福祉士修学資金や再就職準備金などの返還免除付き貸付制度の活用促進

※ 補正予算等において必要な貸付原資の積増等

多様な人材の参入促進

資質の向上

労働環境・処遇の改善

外国人材の受入環境整備

国による取組

【平成31年度の拡充施策】

- ✓ 介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動を平成30年度に引き続き推進
- ✓ 若年者や子育て世代、アクティブシニア等対象者像に応じた個別的アプローチ
- ✓ 事業主に対して、ワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及等

介護の仕事の真の姿を知ってもらい、介護職の魅力や社会的評価を高める気運・ムーブメントの醸成（3K・4Kといった介護職に対するネガティブイメージの払拭）や人材確保の好事例の横展開を図ることで介護人材確保対策を一層推進

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保

30年度第2次補正予算額 4.2億円

- 介護人材の不足が指摘される中、直近の介護人材の必要数の推計では、2025年度末までに55万人（年間6万人程度）の介護人材を追加で確保する必要があるとともに、新たな在留資格の創設に伴い介護分野で就業する外国人の増加も見込まれる。また、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む中、専門的知識・技能を有する介護福祉士の養成が重要となっており、平成31年10月には一定の介護福祉士に対する処遇改善も予定されていることから、今後、介護福祉士の資格取得を目指す者の増加が予想される。
- こうしたことから、喫緊の課題である国内の介護福祉士を含めた介護人材の確保の取組を加速化すべく、養成施設での学費等の貸付（一定条件により返済免除）を行う介護福祉士修学資金等貸付事業について、今後も安定的に運営できるよう貸付原資等の充実を図る。

事業実施スキーム（例：介護福祉士修学資金）

養成施設入学者への修学資金貸付

【介護福祉士養成施設修学者】

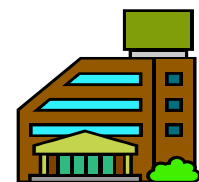
○貸付額（上限）

- ア 学 費 5万円（月額）
- イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
- ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
- エ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）等

【実施主体】

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助（国9／10相当）

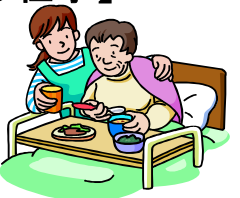


貸付

支援

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を全額免除。



5年間、介護の仕事に継続して従事

（貸付実施後、一定期間内に福祉・介護の仕事に就職）

（途中で他産業に転職、自己都合退職等）

【他産業の仕事又は未就労】

（他産業に就職又は未就労）

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

介護福祉士養成施設の学生

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、**介護の周辺業務等の体験支援(新規)**
- 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、**出前研修の実施(新規)**
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
 - ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- **介護事業所に対するICTの導入支援(新規)**
- **人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規)**

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

9

新 介護入門者ステップアップ支援事業・現任職員キャリアアップ支援事業 (地域医療総合確保基金の事業メニューの追加)

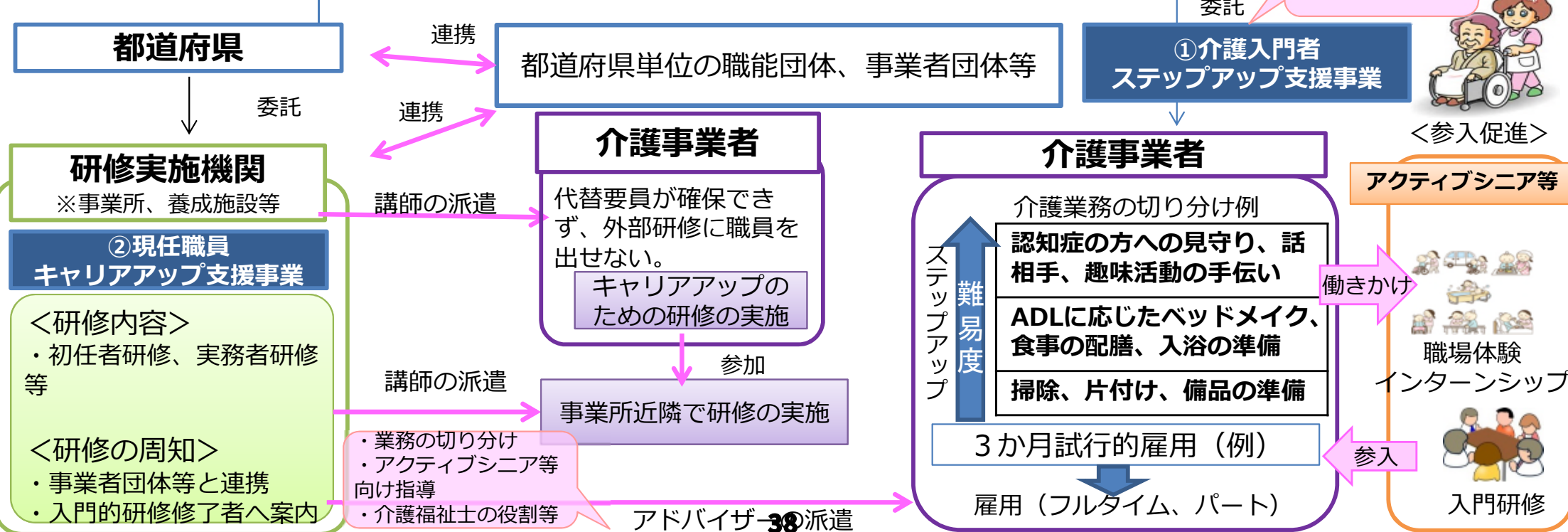
①介護入門者ステップアップ育成支援事業

- 介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組の推進が求められている。(「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書)
- 平成30年度より、介護に関心を示すアクティブシニア等に対して入門的研修等を創設しており、同研修の受講者等に対して、試行的に介護の周辺業務等を体験(概ね3か月)してもらうことにより、①アクティブシニア等多様な人材の参入促進、②介護職の機能分化・段階的なキャリアパスの実現、③多様な働き方の実現を推進する。

②現任職員キャリアアップ支援事業

- 代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。

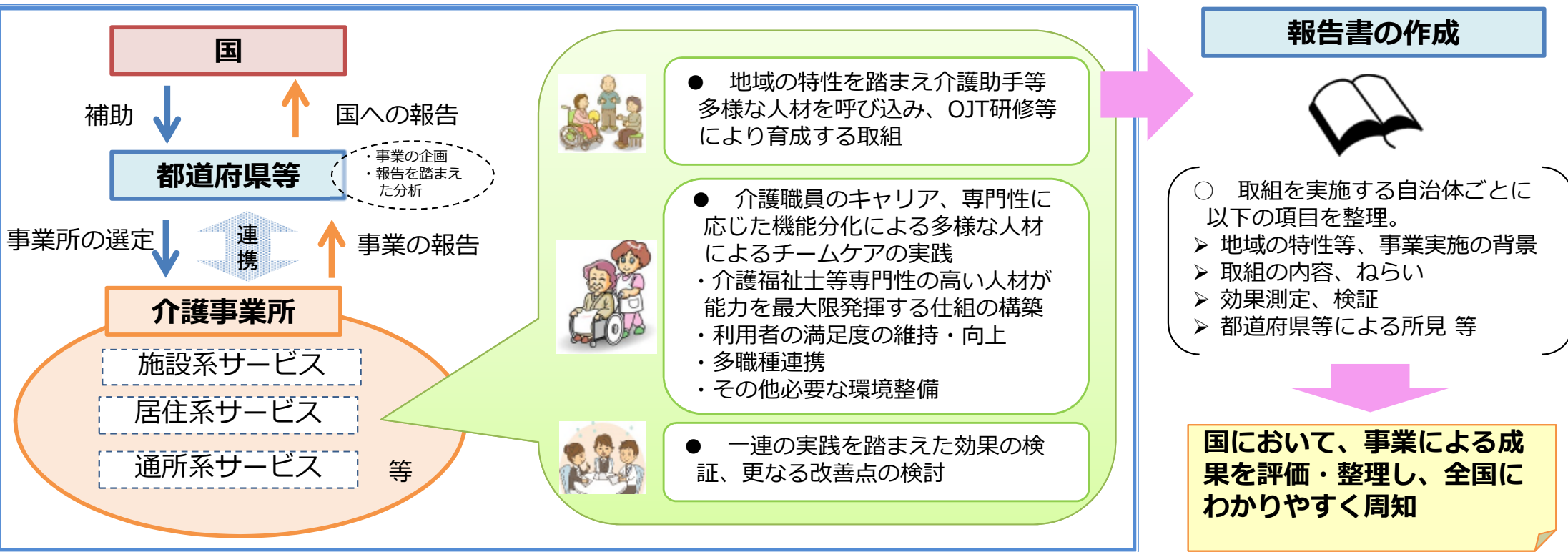
< 事業イメージ >



介護職機能分化等推進事業

- 生産年齢人口の減少が本格化していく中、限られた人材で、多様化、複雑化する介護ニーズに対応するためには、介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や多様な人材によるチームケアの実践等が必要。
- 介護人材の参入環境の整備、定着促進等を図るため、介護助手等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国展開を図る。

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が認めた団体

【補助率】 定額補助

【平成31年度予算額（案）】 目) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 **591,420千円**

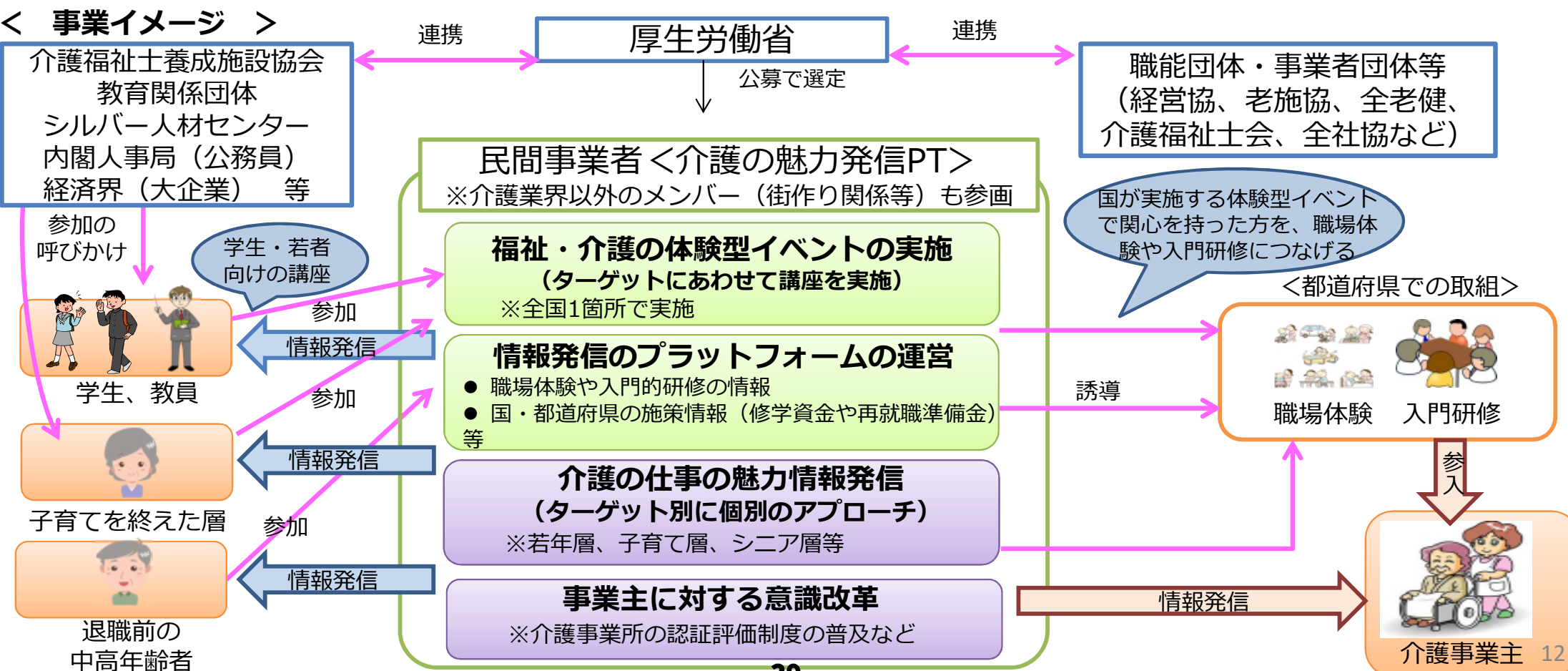
11

「介護のしごと魅力発信等事業」の推進

【平成31年度予算額(案)】684,274千円

- 平成30年度に実施した介護の仕事の魅力発信のための福祉・介護型イベントの実施に加えて、①若年層、②子育てを終えた層、③アクティブシニア層に対して、それぞれ個別のアプローチにより、介護のイメージ転換を図る。
(ターゲット別アプローチの例)
 - ・若年層：新卒者向け就職フェアなどで、介護の専門性や魅力、働き方の多様性「残業が少ない」等
 - ・子育てを終えた層：介護の専門性や魅力、働き方の柔軟性「親の介護に役立つ」等
 - ・アクティブシニア層：経済界等と連携し、退職前の中高年に対して、介護の専門性や魅力、社会的重要性「介護される側からする側へ」等
- 併せて、事業主に対しても、例えばワークライフバランスの重要性をはじめ、介護事業所の認証評価制度の普及など、介護業界内の意識改革を図る。

< 事業イメージ >



2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備
 - ②健康寿命の延伸
 - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

＜現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題＞

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
【雇用・年金制度改革等】 ○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に 向けた環境整備 ○ 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化 ○ 中途採用の拡大 ○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充 ○ 地域共生・地域の支え合い	【健康寿命延伸プラン】 ※来夏を目途に策定 ○ 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表 ○ ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進 ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等 ・疾病予防・重症化予防 ・介護予防・フレイル対策、認知症予防	【医療・福祉サービス改革プラン】 ※来夏を目途に策定 ○ 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表 ○ 以下の4つのアプローチにより、取組を推進 ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革 ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進 ・組織マネジメント改革 ・経営の大規模化・協働化

＜引き続き取り組む政策課題＞

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

主な取組

- 「雇用・年金制度改革」、「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革」の取組を推進する。具体的な取組の全体像は、P3からP5までのとおり。

雇用・年金制度改革	➢ 働く意欲がある高齢者が、その能力を十分発揮し、働く人の個々の事情に応じて活躍できるよう、多様な雇用・就業機会を充実 ・70歳までの雇用確保を図る上で、複数のメニューを用意し、労使の話し合いの上で個人の選択が効く仕組みを検討 ・成果を重視する評価・報酬体系の構築に向けた環境整備 ・企業のみならず様々な地域の主体による雇用・就業機会を開拓 ➢ 就職氷河期世代の一人ひとりが抱える課題に応じた寄り添い型の就職・キャリア形成支援の強化 特に、長期にわたる無業者への職業的自立に向けた相談支援と生活支援をワンストップで行う体制の整備 ➢ 中途採用に前向きな大企業からなる協議会を開催し、好事例の共有等により社会全体の機運を醸成 ➢ 一人ひとりの多様な働き方に柔軟に対応した年金制度への見直し、私的年金（※）の拡充の検討 ※ 確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（企業型DC）、個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））
健康寿命延伸プラン	➢ 生活習慣病の発症・重症化予防のため、医療機関と保険者・民間事業者（スポーツクラブ等）等が連携し、医学的管理と運動・栄養等のプログラムを一体的に提供し、住民の行動変容を促す仕組みの構築 ➢ 身近な場所で高齢者が定期的に集い、身体を動かす場等の大幅な拡充、介護予防事業と高齢者の保健事業（フレイル対策）との一体実施の推進（インセンティブ措置の強化） ➢ 認知症予防を加えた認知症施策の推進（身体を動かす場等の拡充、予防に資するエビデンスの研究等） ➢ 野菜摂取量増加に向けた取組等の横展開、民間主導の健康な食事・食環境（スマート・ミール）の認証制度等の普及支援など、自然に健康になれる環境づくりの推進
医療・福祉サービス改革プラン	➢ 2040年に向けたロボット・AI等の現場活用に向けた実用化構想の検討 ➢ データヘルス改革に関し、2020年度までの事業の着実な実施と2020年の後の絵姿（全国的な保健医療情報ネットワーク等）、工程表の策定 ➢ 介護・看護・保育等の分野において、介護助手等としてシニア層を活かす方策の検討 ➢ 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、①介護助手、②介護ロボット（センサーを含む）、③ICTの活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業を今年度中に開始。効果を検証の上、全国に普及

○ 2025年以降、現役世代（担い手）の減少が一層進むことが見込まれる中で、「ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革」、「タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進」、「組織マネジメント改革」、「経営の大規模化・協働化」の4つの改革を通じて、生産性の向上を図ることにより、必要かつ適切な医療・福祉サービスが確実に提供される現場を実現する。

ロボット、AI、ICT等の実用化推進、データヘルス改革

- 2040年に向けたロボット・AI等の実用化構想の検討
- データヘルス改革に関し、2020年度までの事業の着実な実施とそれ以降の絵姿（医療情報の標準化、全国的な保健医療情報ネットワーク等）・工程表の策定
- 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、①介護助手、②介護ロボット（センサーを含む）、③ICTの活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業を今年度中に開始。効果を検証の上、全国に普及
- オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実 等

組織マネジメント改革

- 医療機関の経営管理や労務管理を担う人材の育成
- 福祉分野における、業務フローの分析を踏まえた、業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン（生産性向上ガイドライン）の作成・普及・改善
- 現場の効率化に向けた工夫を促す報酬制度への見直し（実績評価の導入など）
- 文書量削減に向けた取組、事業者の報酬改定対応コストの削減の検討 等

タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進

- 業務分担の見直し等による、①効率的・機能的なチーム医療を促進するための人材育成、②介護施設における専門職と介護助手等の業務分担の推進
- 介護・看護・保育等の分野において、介護助手等としてシニア層を活かす方策、医療分野における専門職を支える人材育成等の在り方の検討 等

経営の大規模化・協働化

- 医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営共同化、多角化方策の検討
- 医療法人と社会福祉法人の連携方策の検討 等

被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

平成30年度予算額 198,390千円 → 平成31年度予算額(案) 204,534千円

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を行っている。

＜ 事業スキーム ＞

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付対象者】

①相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
②避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者

【貸付内容】

(1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
(2)就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
①世帯赴任加算
・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
・ 単身赴任の場合 … 20万円
②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
・ 20万円を上限(実費の範囲内)

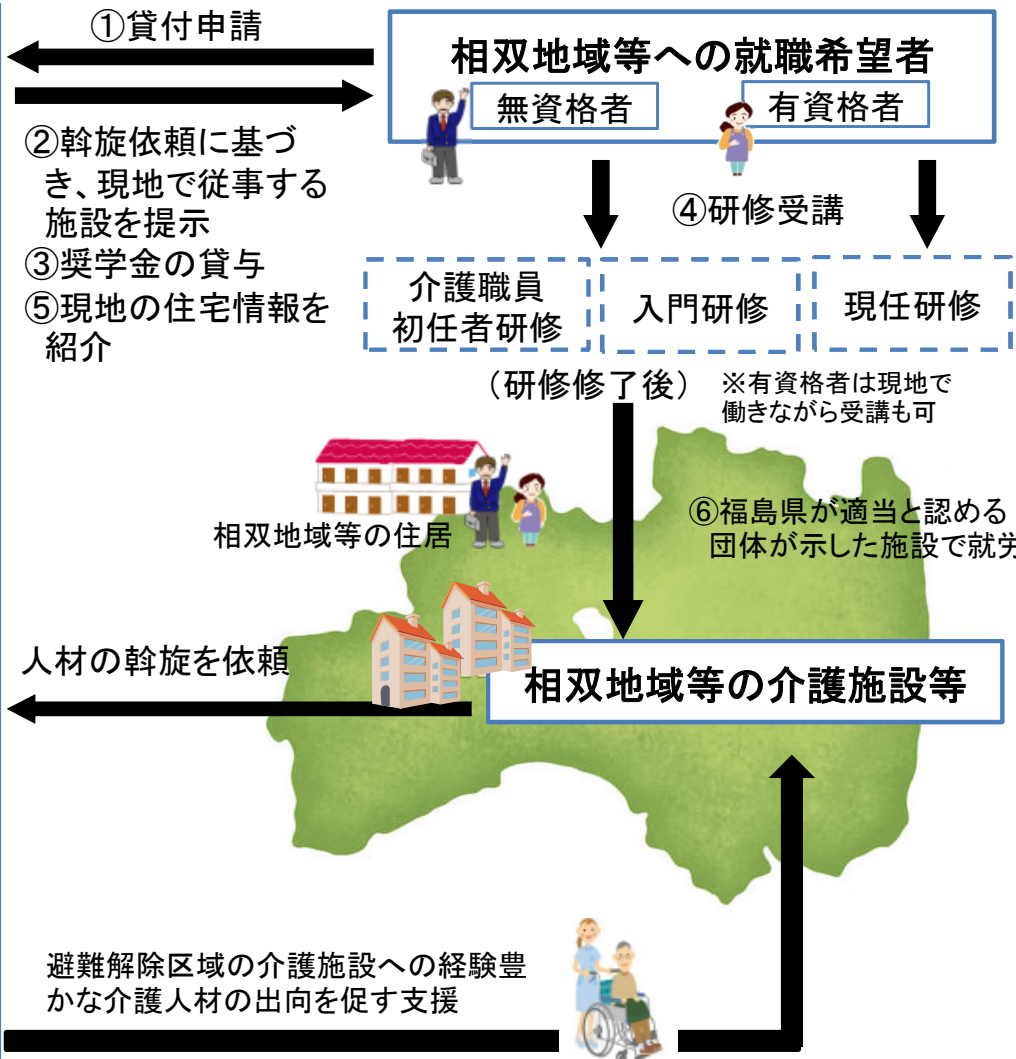
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

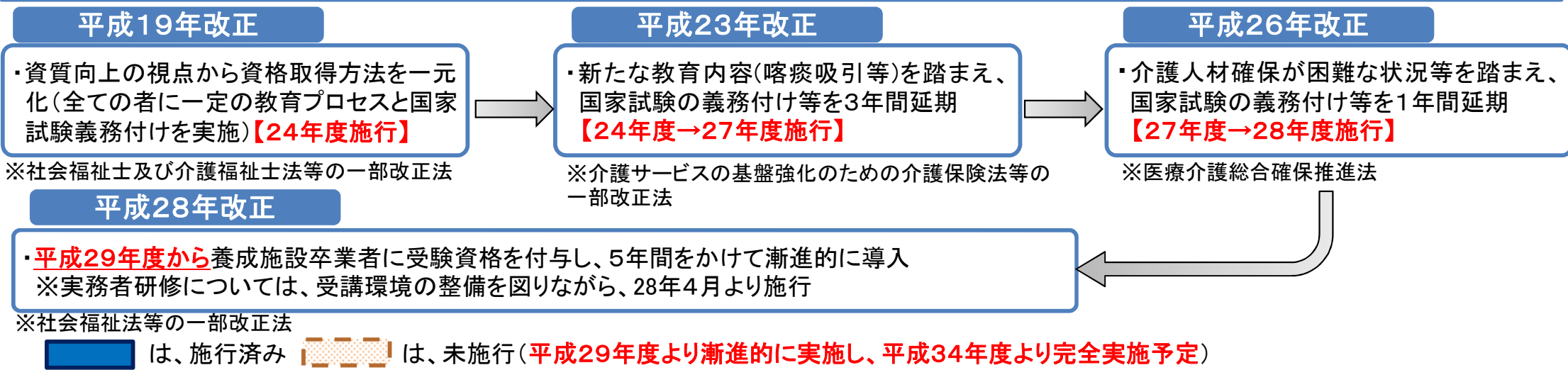
出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に
応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



介護福祉士資格取得方法の一元化の経緯について

- 介護ニーズの多様化・高度化の進展に対応できる資質を担保し、社会的な信頼と評価を高める観点から、
- ① 一定の教育課程を経て国家試験の受験資格を得た上で、
 - ② 国家試験により修得状況を確認する、という2つのプロセスを経ることが必要。



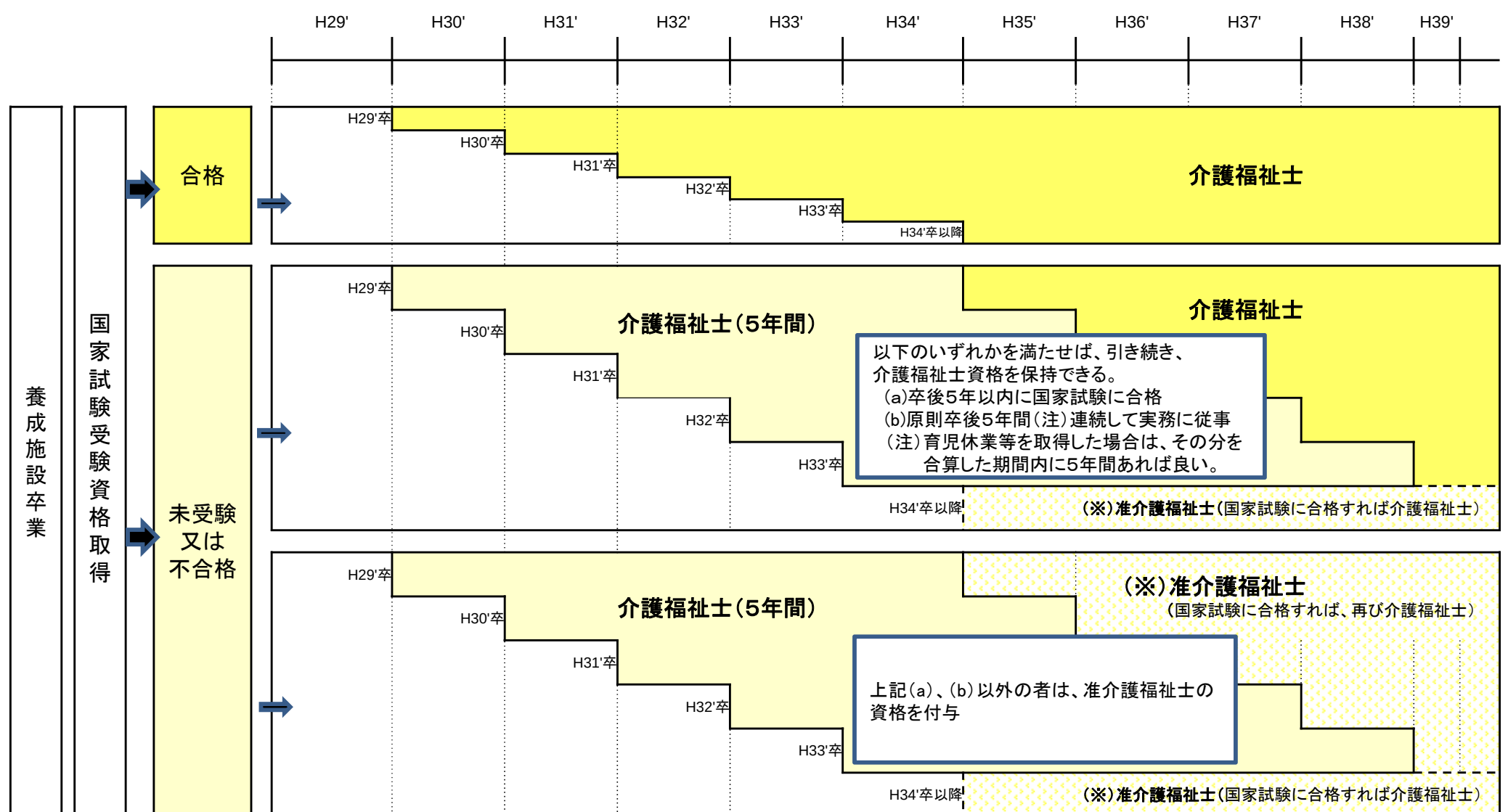
	実務経験ルート 〔3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法〕	養成施設ルート 〔都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法〕	福祉系高校ルート 〔文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後、に、国家試験に合格して資格を取得する方法〕
教育プロセス 〔実務経験 研 修〕	実務経験 3年以上 + 実務者研修(6月以上* / 450時間*) *他研修修了による期間短縮・科目免除あり	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*) *時間数は、1単位を35時間として換算 (注)特例高校は卒業後に実務経験9月以上が必要
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

累計資格登録者数	約121.7万人	約34.2万人	内訳無し(実務経験ルートに含む)
平成29年度試験合格者数	約5.7万人	約0.6万人	約0.3万人

注) 累計資格登録者数は平成30年3月末時点の登録者数を記載している。また、平成29年度試験合格者数の養成施設ルート的人数には、国家試験を受験せずに登録をした者を含む。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



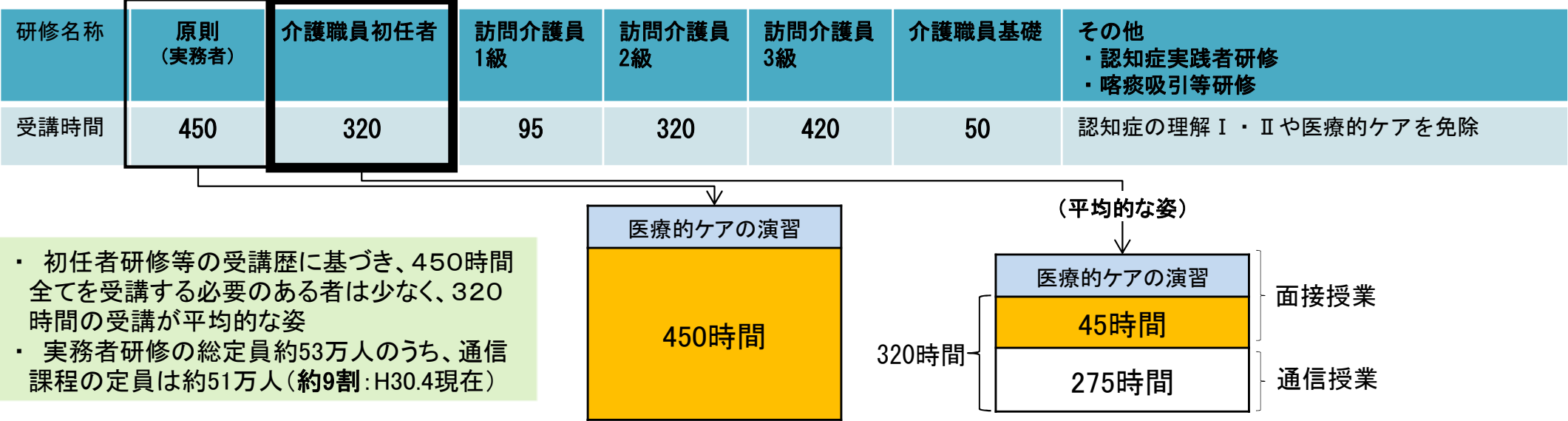
(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。
准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

実務者研修の受講のための負担軽減策

○ 働きながらも、可能な限り負担を軽減した形で、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得ができるように、①他研修で履修済の科目の受講免除(450⇒320時間)や通信課程の活用、②受講費用の貸付(返済免除付き)③研修受講者の代替要員の雇上げを実施している。

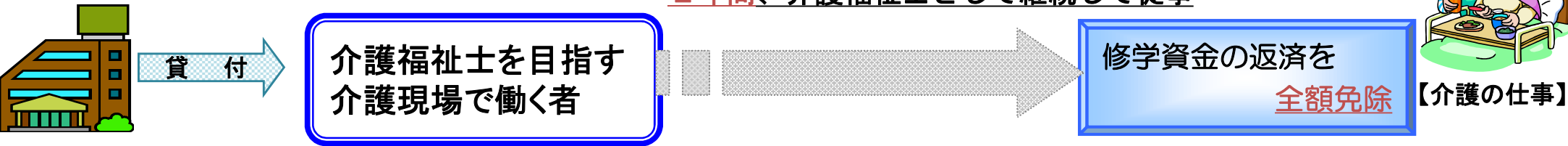
【①他研修で履修済の受講免除や通信課程の活用】

○ 450時間の実務者研修について、他の研修を履修している場合には、その内容に応じて、一部科目の受講を免除。



【②受講費用の貸付（返済免除付き）】

実務者研修受講費用20万円（上限） ・ 実施主体都道府県又は都道府県が適当と認める団体 補助率：国9／10相当（定額）



【③研修受講者の代替要員の雇上げへの経費助成】

○ 地域医療介護総合確保基金で代替要員の雇上げ経費を支援。(国費補助率2/3)

介護福祉士修学資金のご案内

介護福祉士の「修学資金」とは

介護福祉士養成施設（養成校を含む。）に在学している方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

（※）平成29～33年度の卒業者は、試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間に限って介護福祉士の資格を有することができます。その5年間の間に試験に合格すれば5年後以降も資格を有することができます。

現在施設に在学中又はこれから在学しようと考え、介護福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「介護福祉士修学資金貸付制度」があります。

▶ 授業料、教材費、交通費、介護福祉士試験受験手数料等の費用

について、在学期間中**月5万円**をお貸しします。この他、入学準備金20万円、就職準備金20万円、国家試験受験対策費用年4万円、生活費加算の加算があります。

▶ 介護福祉士の資格取得後、5年間介護の業務に従事することで、

貸付金の**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

介護福祉士養成施設に在学している方で、（１）～（３）のいずれかに該当する方が「介護福祉士修学資金」の対象です。

- （１）貸付を受けようとする都道府県に住民登録をしていて、養成施設卒業後、その都道府県内において介護の仕事に就く予定の方
- （２）貸付を受けようとする都道府県内の養成施設の学生であって、卒業後、その都道府県内において介護の仕事に就く予定の方
- （３）養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録を貸付を受けようとする都道府県にしている、かつ、卒業後は転居前の都道府県内（貸付を受けようとする都道府県内）において介護の仕事に就く予定の方

返還の免除について

養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録をおこない、〇〇県内で、５年間、介護の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇（TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

働きながら介護福祉士の国家資格を取得しませんか？

介護福祉士実務者研修受講資金 のご案内

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度について

3年の実務経験をお持ちの方は、実務者研修を受講することで、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができます。

本制度は、実務者研修の受講費用や参考図書等の費用について、**最大20万円**をお貸しする制度で、介護福祉士の資格取得後、2年間介護の業務に従事することにより**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

実務者研修施設に在学している方であって、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 貸付を受けようとする都道府県に住民登録をしていて、卒業後に当該都道府県内において介護の業務に従事しようとする方
- (2) 貸付を受けようとする都道府県内の実務者研修施設の学生であって、卒業後に当該施設が所在する都道府県内において介護の業務に従事しようとする方
- (3) 実務者研修施設の学生となる前年度に貸付を受けようとする都道府県に住民登録をしていて、実務者研修施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に転居前の都道府県内において介護の業務に従事しようとする方

貸付金の返還の免除について

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をおこない、〇〇県内で、2年間、介護の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇 (TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

介護の職場へ戻ることをお考えの方に・・・

再就職準備金のご案内

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業とは

介護のお仕事に復帰するための費用について、**最大20万円**をお貸しする制度です。
2年間介護職員の業務に従事することより、**返還が全額免除**されます。

たとえば・・・



子どもを預けるための費用



研修会受講料や図書費等



転居に伴う費用



通勤用自転車・バイク等購入費



介護ウェアなどの業務用被服費

その他・・・

などに利用できます。

ご利用条件について

〇〇県に住民登録をしている方または〇〇県に所在する介護サービス事業所等に介護職員として就労された方で、次の要件を全てを満たす方が対象です。

- (1) 介護職員の業務に1年以上の実務経験をお持ちの方（介護事業所等での勤務の方）
- (2) 次の①～③のいずれかに該当する方
 - ①介護福祉士の資格を持っている方
 - ②実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - ③介護職員初任者研修等を修了している方
- (3) あらかじめ都道府県福祉人材センターに登録を行い、かつ、都道府県が認める団体が定める再就職準備金利用計画書を提出した方

返還の免除について

介護職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇（TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

社会福祉士を目指す方へ

社会福祉士修学資金のご案内

社会福祉士の「修学資金」とは

社会福祉士養成施設に在学している方は、卒業後に社会福祉士 国家試験に合格することで社会福祉士の資格を取得することができます。

現在施設に在学中又はこれから在学しようと考え、社会福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「社会福祉士修学資金貸付制度」があります。

▶ 授業料、教材費、交通費、社会福祉士試験受験手数料等の費用

について、在学期間中**月5万円**をお貸しします。この他、入学準備金20万円、就職準備金20万円、生活費加算の加算があります。

▶ 社会福祉士の資格取得後、5年間相談援助業務に従事することで、貸付金の**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

社会福祉士養成施設に在学している方で、**(1)～(3)のいずれかに該当する方が「社会福祉士修学資金」の対象です。****※養成施設に在学中の方が対象であり、養成施設に入学前や卒業後の方、養成施設ではない福祉系大学等に在学中の方は対象外となりますのでご注意ください。**

- (1) 貸付を受けようとする都道府県に住民登録をされていて、養成施設卒業後、その都道府県内において相談援助の仕事に就く予定の方
- (2) 貸付を受けようとする都道府県内の養成施設の学生であって、卒業後、その都道府県内において相談援助の仕事に就く予定の方
- (3) 養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録を貸付を受けようとする都道府県にされていて、かつ、卒業後は転居前の都道府県内（貸付を受けようとする都道府県内）において相談援助の仕事に就く予定の方

返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録をおこない、北海道内で、5年間、相談援助の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇 (TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

※ 上記内容は国が示している基準であり、実際に各都道府県で実施されている内容とは異なる場合がございますのでご注意ください。詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課

平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要
及びメニューの充実等について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年12月21日に、平成31年度予算案が閣議決定され、地域医療介護総合確保基金（介護分）（以下「基金（介護分）」という。）については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分を整備すること、介護人材不足が喫緊の課題となっておりこと及び消費税率の引上げを踏まえて、100億円（うち国費66億円）増額することとしています。

具体的な介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分は、以下のとおりです。
[介護施設等の整備分] 634億円（うち国費423億円）→ 700億円（うち国費467億円）
[介護従事者の確保分] 90億円（うち国費 60億円）→ 124億円（うち国費 82億円）

また、別紙のとおり、それぞれのメニューについて、充実等を行うこととしています。
さらに、平成31年度予算（介護分）の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応することとしています（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）。

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれましては、政令市、中核市を含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をご検討いただくとともに、追って連絡する事業量調査に向けた準備をするなど、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

（別紙）

平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）のメニューの主な充実内容

1. 介護施設等の整備分

(1) 地域密着型サービス施設等の整備への補助

- ① 現行では、施設を運営する社会福祉法人等が施設を整備する場合が補助対象であるが、土地の取得が困難な地域での施設整備を支援するため、土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も補助対象とする。
- ② 介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、地域密着型特別養護老人ホーム（以下「地密特養」という。）に併設するショートステイ居室を追加する。
- ③ 現行では、限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、地密特養を整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、地密特養の補助単価の5%加算を行っているが、地域の実情に応じて、地密特養以外の受け皿を整備しやすくするため、介護施設や事業所の種別にかかわらず、合築・併設を行う場合にそれぞれ補助単価の5%加算を行う。

（現行の例）地密特養＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、地密特養のみ補助単価の5%加算
（改正後の例）認知症高齢者グループホーム＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、両方とも5%加算

- ④ 生活支援ハウスの補助対象地域は、現行では、離島振興法等※に基づくものに限っているが、地域の実情に合わせて冬場に、居宅生活が不安な高齢者等に対する住居の提供が行えるよう、豪雪地帯対策特別措置法に基づくものを追加する。

※ 離島振興法のほか、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は沖縄振興特別措置法

(2) 介護施設の開設準備経費等への補助

介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設するショートステイ居室を追加する。

(3) 民有地マッチング事業の創設

国有地・公有地を活用してもなお、土地の取得が困難な地域があることを踏まえ、施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの

支援を行う。（先行して実施している保育に倣うイメージ）

(4) 共通事項

- ① 補助単価について、建設工事の労務費・資材費の高騰や消費税率の引上げを踏まえて、2019年4月より補助単価を約2.8%※、2019年10月より約2.0%、と段階的に引上げる（別添参照）。

※ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備・開設準備経費についての補助は、更なる介護療養病床の転換促進のため、転換整備は約13.5%、開設準備経費は7.0%引上げ。

- ② 現行では、補助を活用する介護施設・事業所が、特別豪雪地帯に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能となっているが、離島では、建設工事の労務費・資材費が本土と比べて割高で、事業者誘致の課題となっていることを踏まえて、奄美群島・離島・小笠原諸島も8%加算対象地域に追加する。

2. 介護従事者の確保分

- ① 介護に関する入門的研修の受講者等に対する介護の周辺業務等の体験支援事業
介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

- ② 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業
研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。

- ③ 介護事業所に対するICT導入支援事業
介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。
※ 1 事業所につき上限 30 万円

- ④ 介護事業所に対する業務改善支援事業
厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。
・ 人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
・ その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するも

のであること
※1 事業所につき上限 30 万円

[施行日]

2019年4月1日施行。ただし、1. (4)①の消費税率の引上げ分の補助単価の引上げは、2019年10月1日施行。

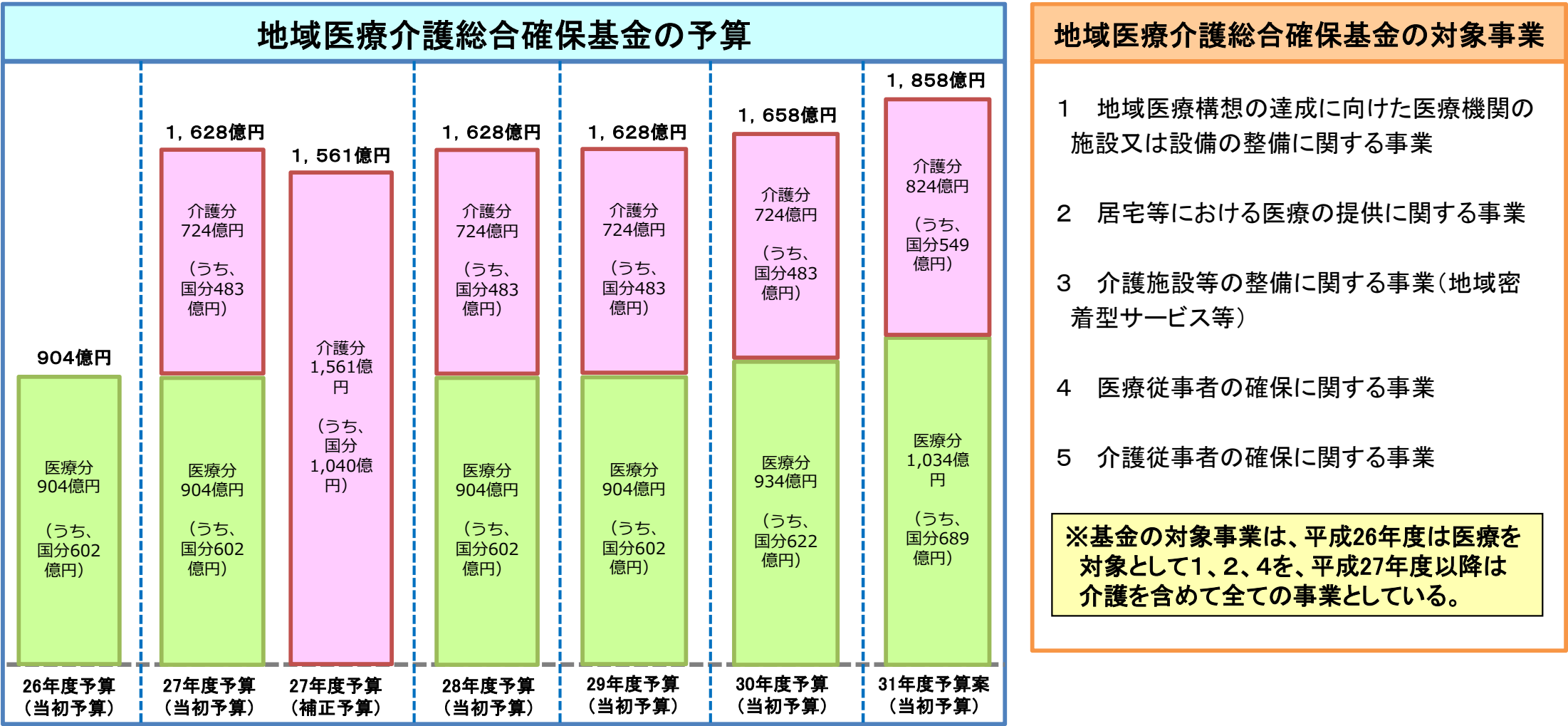
※ 現時点の案であり、今後変更があり得る。

(別添) 介護施設等の整備分の補助単価案			(下線部分は改正部分)		
メニュー	現在の単価	単位	2019年4月～9月 (資材費、労務費等の 上昇分+2.8%等)	2019年10月～ (消費税率の 引上げ分+2%)	
			改定後単価(案)	改定後単価(案)	
○介護施設等の整備分					
施設整備等(合築・併設を行う場合に補助単価を5%加算)	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	／床	2,000 ～ 4,270 千円	2,000 ～ 4,480 千円	
	小規模な介護老人保健施設	／施設	25,000 ～ 53,400 千円	25,000 ～ 56,000 千円	
	小規模な養護老人ホーム	／床	2,270 千円	2,380 千円	
	小規模なケアハウス	／床	2,000 ～ 4,270 千円	2,000 ～ 4,480 千円	
	小規模な介護医療院	／施設	25,000 ～ 53,400 千円	25,000 ～ 56,000 千円	
	都市型軽費老人ホーム	／床	1,700 千円	1,790 千円	
	認知症高齢者グループホーム	／施設	15,000 ～ 32,000 千円	15,000 ～ 33,600 千円	
	小規模多機能型居宅介護事業所	／施設	15,000 ～ 32,000 千円	15,000 ～ 33,600 千円	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	／施設	5,670 千円	5,940 千円	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	／施設	15,000 ～ 32,000 千円	15,000 ～ 33,600 千円	
	認知症対応型デイサービスセンター	／施設	11,300 千円	11,900 千円	
	介護予防拠点	／施設	8,500 千円	8,910 千円	
	地域包括支援センター	／施設	1,130 千円	1,190 千円	
	生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に限る)	／施設	34,000 千円	35,700 千円	
	緊急ショートステイの整備事業	／床	1,130 千円	1,190 千円	
	施設内保育施設整備事業	／施設	11,300 千円	11,900 千円	
	空き家を活用した整備	／施設	8,500 千円	8,910 千円	
	施設開設準備経費(特養及び併設ショート、老健、ケアハウス、養護、介護医療院、認知症GH、小多様)	／定員	800 千円	839 千円	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設準備経費	／施設	13,300 千円	14,000 千円	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費	／定員	800 千円	839 千円	
	訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)開設準備経費	／施設	4,000 千円	4,200 千円	
	都市型軽費老人ホーム開設準備経費	／定員	400 千円	420 千円	
	小規模な養護老人ホーム開設準備経費	／定員	400 千円	420 千円	
	施設内保育施設整備事業開設準備経費	／施設	4,000 千円	4,200 千円	
プライバシー保護・ユニット化改修等	特養多床室プライバシー保護のための改修	／床	700 千円	734 千円	
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業(1個室→ユニット化改修)	／床	1,130 千円	1,190 千円	
	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業(1多床室→ユニット化改修)	／床	2,270 千円	2,380 千円	
	介護療養型医療施設等転換整備事業	創設	1,930 千円	2,240 千円	
		改築	2,390 千円	2,770 千円	
		改修	964 千円	1,115 千円	
	介護療養型医療施設等転換整備に係る開設準備経費	／定員	200 千円	219 千円	
定期借地設定のための一時金支援事業	／施設	路線価×1/2 千円	路線価×1/2 千円		
民有地マッピング事業	マッチング事業費	／自治体	5,500 千円	5,610 千円	
	整備候補地の掘り起こし強化	／自治体	4,500 千円	4,590 千円	
	コーディネーターの配置経費	／1か所	4,400 千円	4,490 千円	

※ 上記を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案について

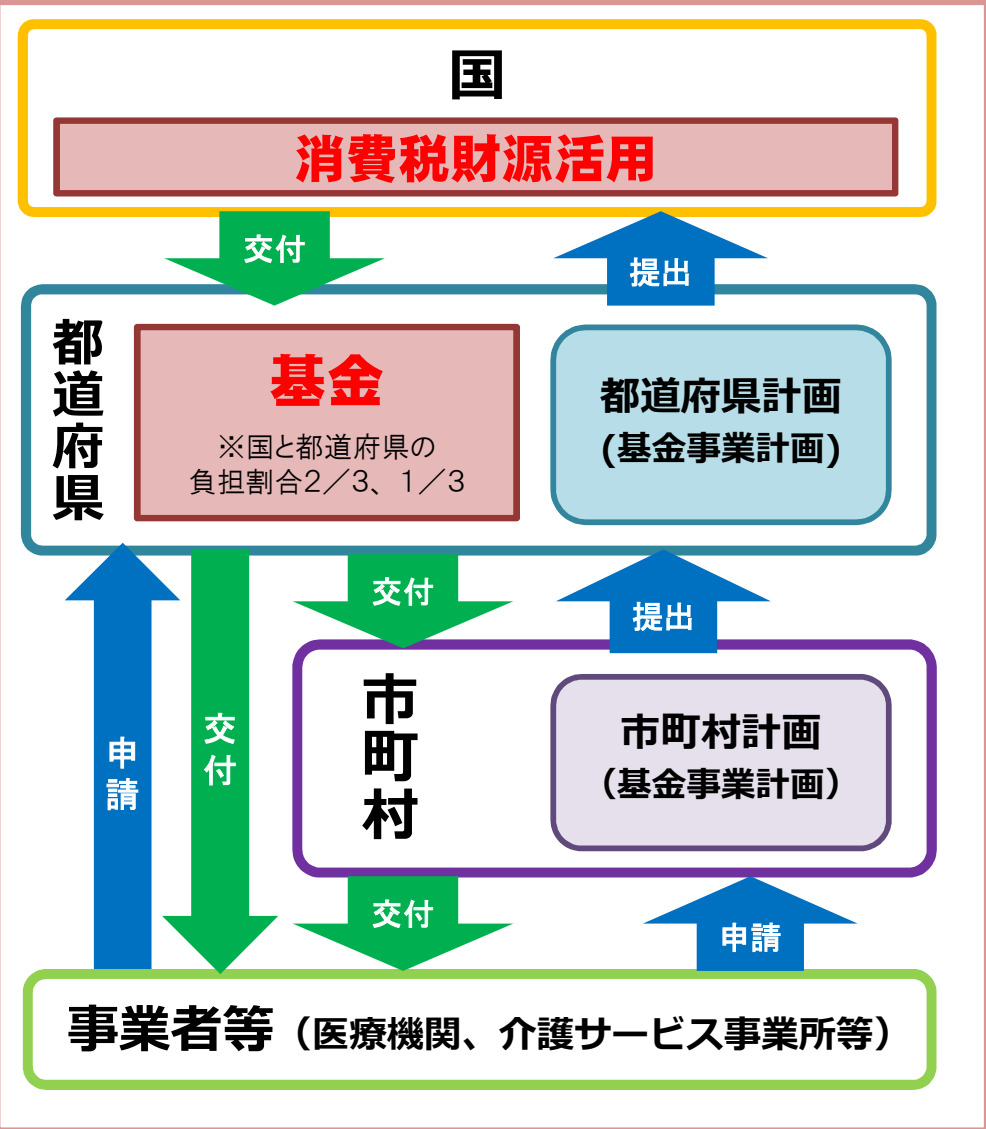
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案は、公費ベースで1,858億円（医療分1,034億円（うち、国分689億円）、介護分824億円（うち、国分549億円））



地域医療介護総合確保基金

平成31年度予算案 公費：1,858億円（国費：1,239億円）
（医療分 公費：1,034億円（国費：689億円）、介護分 公費：824億円（国費：549億円））

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



- ### 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

 - 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
 - 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
 - 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

- ### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

 - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 介護施設等の整備に関する事業
 - 4 医療従事者の確保に関する事業
 - 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。平成31年度予算案では、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う（下線箇所）

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- 他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

【参考：保育】民有地マッチング事業

子ども家庭局作成資料

（保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数）

【事業内容】

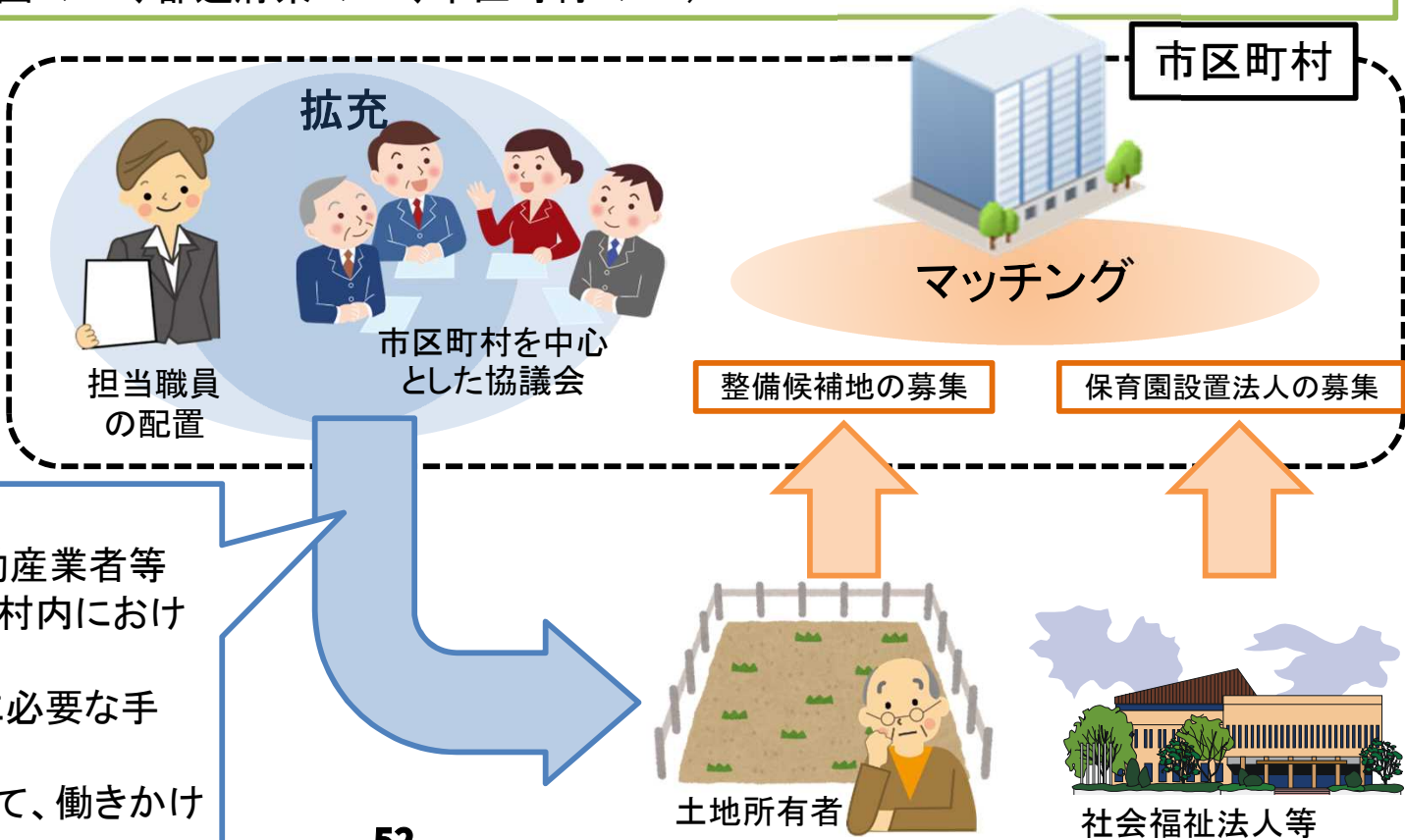
土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市区町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】 マッチング事業費 1自治体当たり 550万円
整備候補地の掘り起こし強化【拡充】 1自治体当たり 450万円
コーディネーターの配置経費 1か所当たり 440万円

【補助率】国1／2、都道府県1／2（国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4）



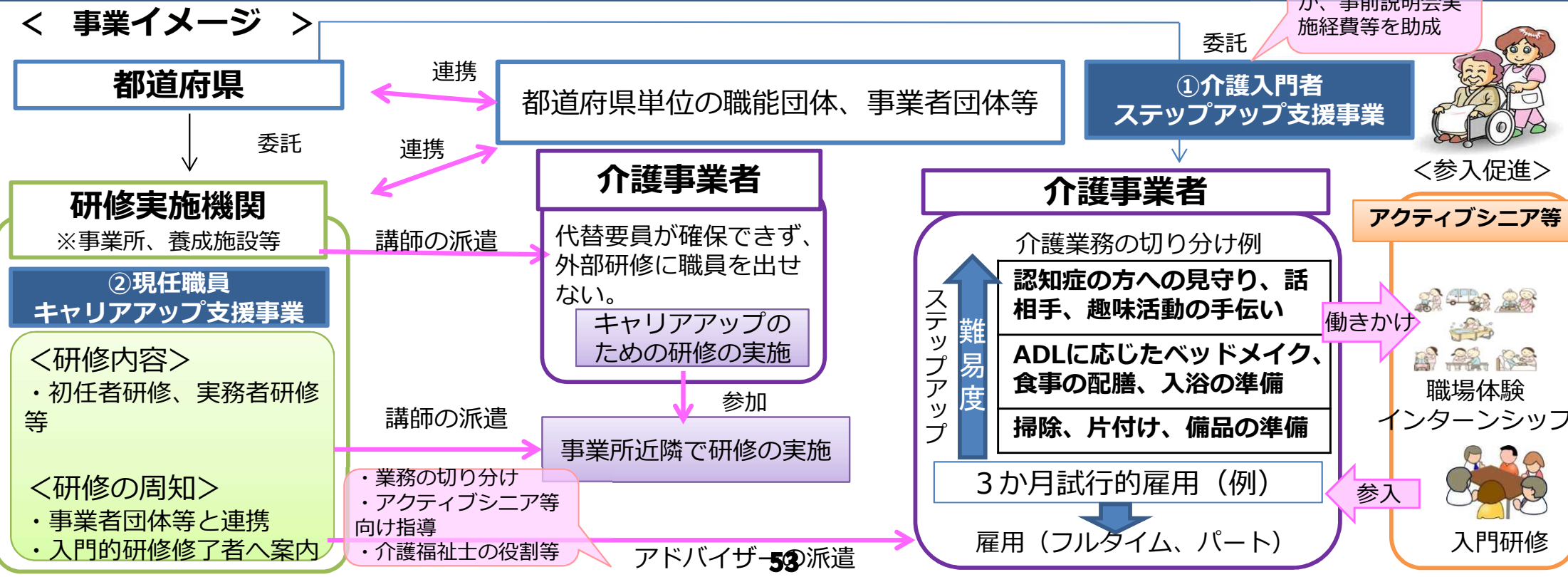
- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市区町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と保育園の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援（新規） ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施（新規） ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入のための研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護事業所に対するICTの導入支援（新規） ○ 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援（新規）
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援		

新 介護入門者ステップアップ支援事業・現任職員キャリアアップ支援事業 （地域医療総合確保基金の事業メニューの追加）

- ①介護入門者ステップアップ育成支援事業
- 介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組の推進が求められている。（「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書）
 - 平成30年度より、介護に関心を示すアクティブシニア等に対して入門的研修等を創設しており、同研修の受講者等に対して、試行的に介護の周辺業務等を体験（概ね3か月）してもらうことにより、①アクティブシニア等多様な人材の参入促進、②介護職の機能分化・段階的なキャリアパスの実現、③多様な働き方の実現を推進する。
- ②現任職員キャリアアップ支援事業
- 代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。

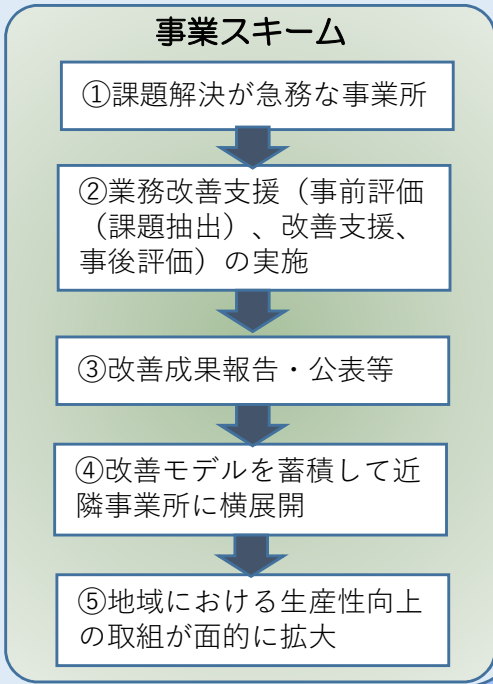


地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した
介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規（案））

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

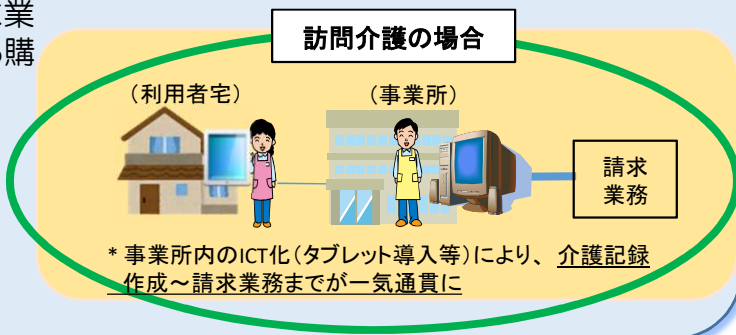
介護事業所に対する業務改善支援事業

- 【内容】
生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成
- 【対象事業所】
生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など
- 【手続き等】
介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開
- 【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）



ICT導入支援事業

- 【内容】
介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成
- 【対象事業所】 介護事業所
- 【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等
- 【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）



取組の背景

福島県内では、慢性的な人材不足と介護に関するネガティブなイメージから、介護職を目指すという若者等が減少している現状にある。このことから、現在、介護の現場で元気に頑張っている若手職員の姿を収めた映像を作成し、県内外に広く発信することで、介護について広く正しく知っていただくことを目的として、テレビ番組の放送等を実施する。また、県内の中学生、高校生及びその保護者を対象として介護について紹介する体験型のイベントを開催する。

事業概要（取組の特長）

1. 事業目的
介護の仕事に対する理解の促進や魅力の発信。

2. 取組の特長（特に工夫している部分に下線）

（1）テレビ番組「おしえて！介護のおしごと」

○県内の介護施設、事業所を取
材してテレビ番組を作成し、放
送し、テレビ局のホームページで動
画を公開している。

○アニメーションのキャラクターと
実写の映像を組み合わせ、視聴
者の興味を引く画面を作るよう工夫している。



（2）介護の仕事の体験型イベント「ケアフェスふくしま」

○介護福祉機器の展示や高齢者体験、お仕事相談や介護福祉士養成校のPRブースを設け、介護福祉士養成校学生等によるステージイベントも開催した。

○テレビ番組と連動して、イベントの告知や開催報告をテレビ番組内で行い、イベント会場でテレビ番組の映像を放映した。

事業の成果等

- テレビ番組については、最高視聴率が11.0%を記録するなど、多くの県民に視聴いただいている。
- 介護の仕事の体験型イベントについては、平成30年度の初開催で約1,000人の来場者があった。

予算推移

予算の推移

- ・平成28年：3,240千円（テレビ放送2分45秒×9回分）
- ・平成29年：6,480千円（テレビ放送2分45秒×20回分）
- ・平成30年：12,420千円（テレビ放送2分45秒×20回分＋イベント）

事業推進上の課題等

＜事業推進上の課題＞

○介護の仕事の体験型イベントについては、さらなる内容の充実を行い、イメージアップの一層の進化に努めていきたいと考えている。

＜横展開に向けての提言＞

○各都道府県等で趣向を凝らしてイメージアップの動画やテレビ番組、イベントを開催しているが、互いに情報共有をはかり、より多くの方々が介護の仕事の魅力に気づき、将来の仕事の選択肢のひとつとしていただけるよう取り組んでいきたい。

千葉県介護の未来案内人事業について

参考資料 5

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 0 6



介護の未来案内人と森田健作知事（H30. 8. 3委嘱状交付式の様子）



介護の未来案内人
ロゴマーク

1. 目的・概要

急激な高齢化の進展や、少子化の影響により、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、千葉県全体で約2万8千人の介護人材が不足すると見込まれている。

このため、将来の担い手である若者を対象に「介護への理解促進」及び「就業促進」を図ることを目的とし、知事の委嘱を受けた若手介護職員「介護の未来案内人」が、SNSによる情報発信や学校等の訪問により、介護職の魅力を伝える。

2. 介護の未来案内人事業について

- （1）構 成：県内12地域に設置し、地域ごとの福祉人材確保に取り組む「福祉人材確保・定着地域推進協議会」から推薦のあった、県内介護事業所に勤務する20代から30代の若手介護職員19名
- （2）委 嘱 期 間：平成31年3月31日まで
- （3）事業の方法：株式会社リクルートキャリアに委託
- （4）事業対象者：高等学校、専門学校、短期大学、大学等に在学する学生を始めとする若者など

3. 介護の未来案内人の主な活動内容

- （1）学校等への派遣活動
未来案内人が介護の仕事を選んだ「きっかけ」や「エピソード」、日々の仕事で感じている「楽しさ」を学生へ紹介する。
- （2）SNS（ツイッター）による情報発信活動
未来案内人が勤務する職場の雰囲気やプライベートの過ごし方などを、若者やその保護者世代を始め幅広く発信し、介護の魅力を伝える。

4. 活動実績（平成31年2月8日現在）

- （1）学校等への派遣活動
応募校：13校16回（合計 約2,050人）
既訪問校：8校11回
- （2）SNS（ツイッター）による情報発信活動
昨年10月中旬から開始。

※既訪問校のアンケート集計結果は次ページのとおり

○既訪問校 8 校の内 5 校分

○回答者 3 5 6 名

高校 1 年 59 名【男 22 女 37】

高校 2 年 252 名【男 97 女 155】

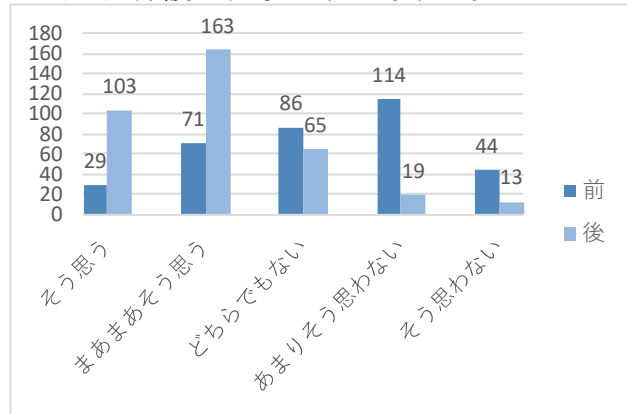
高校 3 年 45 名【男 23 女 22】

1. 未来案内人の説明について

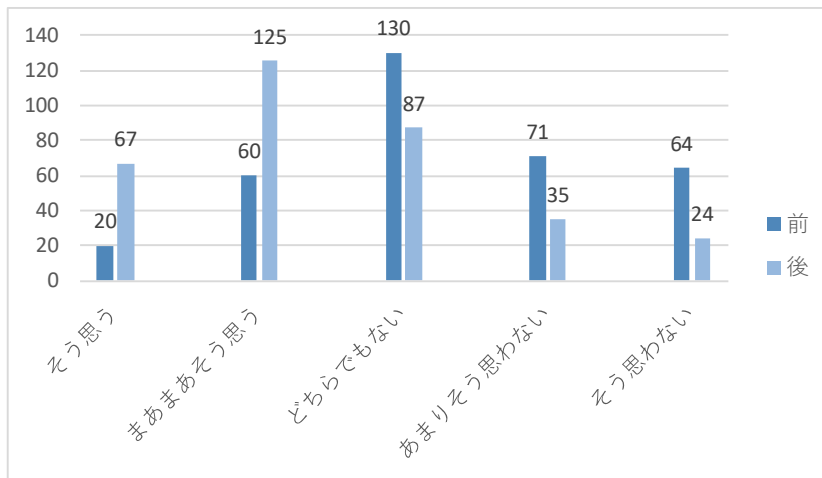
項目	人数	割合
よかった	209	60%
まあまあよかった	89	25%
ふつう	41	12%
あまりよくなかった	8	2%
よくなかった	3	1%

2. 授業を受ける前と後の気持ちの変化について

(1) 介護の仕事は楽しそうだ。



(2) 未来案内人が勤務する施設などに、職場見学やボランティアに行ってみたい。



3. 生徒感想 (一部抜粋)

- 今まで介護の仕事はマイナスのイメージしか持っていなかったが、今日の話で180度変わって、興味を持った。
- 休みもしっかり取っていて、イキイキとした生活を送っていると思った。
- 自分が考えていたよりもずっと楽しそうで、働いてみたいと思った。
- 福祉の仕事は、人と関わることができる素晴らしい仕事だと思った。
- 自分の個性や好きな事を活かせる仕事だと思った。
- イメージと違うことがたくさん聞けてよかった。
- 利用者さんと一緒に笑っている写真を見ているだけで、自分も嬉しく感じた。
- 自分は介護の仕事を志していますが、前よりももっと、自分の将来が楽しみになりました。早く介護の仕事で働きたいです。
- ハッキリ言って自分の話ばかりで、何でもここで話すのかよくわかりません。
- 高校を卒業したらバイト先で働こうと思っていたが、介護の仕事もいいなと思った。
- 自分が感じている福祉のやりがい、前よりも多くなった。この仕事を頑張ろうと思った。
- 職員さんと利用者さんが共に楽しむこともでき、自分のスキルも活かすことができる職場で、ステキだなと思った。
- 介護の仕事は体力やメンタルが必要で大変そうだと思っていたが、楽しそうだと思った。まだ将来やりたいことが決まっていないので、選択肢に入れようかと思う。
- 認知症の祖母と暮らしていたとき、母が家で世話をすることが辛そうだったので、介護の仕事に対して苦手意識があったのですが、プレゼンターの話聞いて、ボランティアなどに参加してみたいと思いました。
- 介護の仕事は大変そうで、イヤになる人多そうに思っていたが、楽しそうに働く人もいて面白そうに思えました。将来の職業として考えてみたい。
- いいところばかり話をされても胡散臭いと思えない。間違いなく悪い面が多い仕事だと思うから。 . . . etc

現状・課題

○都内における介護職員数は、平成37年度において約3万5千人の不足が見込まれ、介護人材の確保対策が必要
○介護や看護を理由として離職した人が9万9千人（全国）に上る等、仕事と介護の両立が社会的な課題

介護講師派遣事業の実施

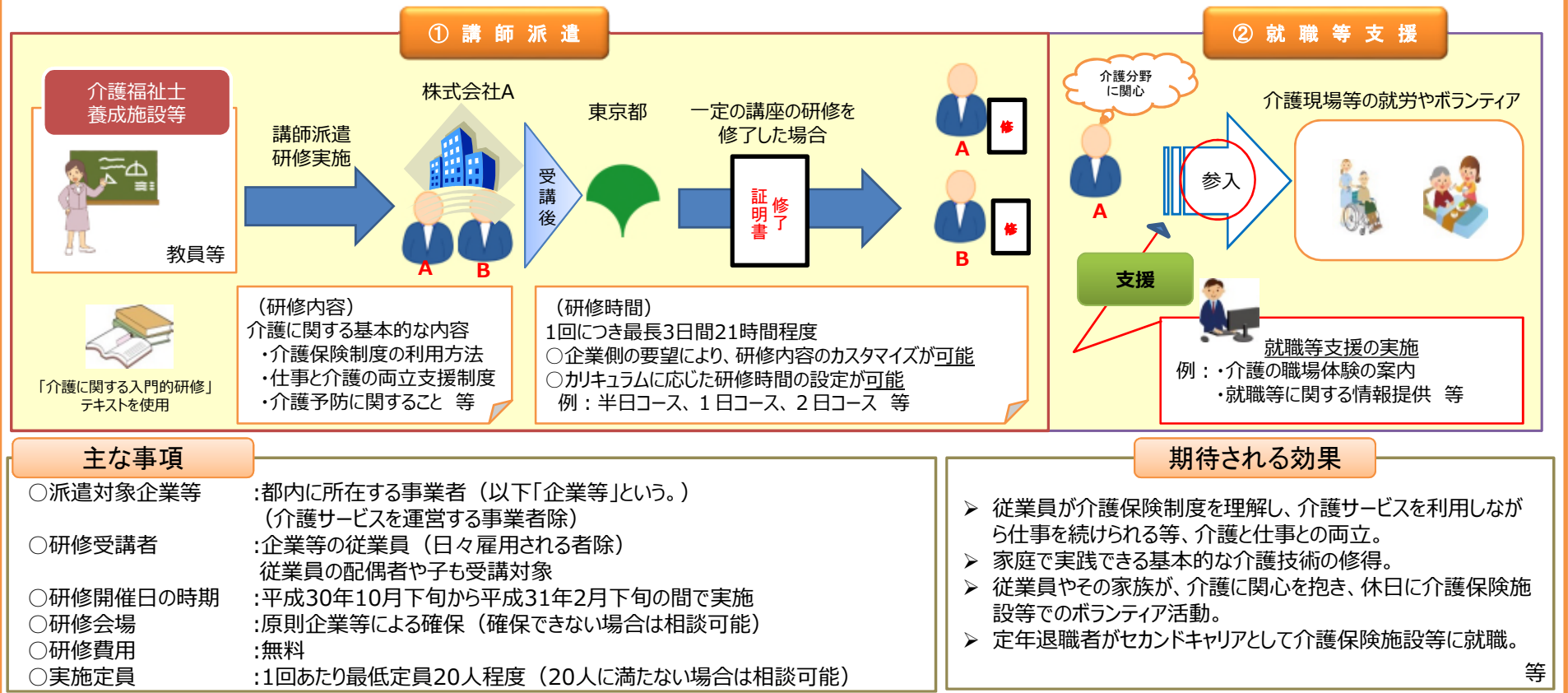
目的

介護に関してより多くの方に学んでもらい、理解を深めてもらう

介護に関心を持ってもらい、介護分野に参入してもらう

内容

①都内の企業等が、主に退職前の従業員に対して、介護技術等に関する研修等を実施する場合に講師を派遣し、介護の魅力を伝える。
②研修受講者が希望する場合には、介護保険施設等への就職等支援を実施する。



東京都

無料

介護講師派遣事業

派遣期間：平成30年10月下旬～平成31年2月下旬

募集受付中

介護離職等にお困りの企業の方へ

介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であることが多く、介護離職は、企業にとって大きな損失になります。また、労働者は経済困窮に陥るリスクが高まる等、生活環境に大きく影響を及ぼします。

東京都では、介護における実務・指導経験の豊富な講師を各企業へ派遣し、**介護に関する基礎的な研修を行う事業（※）**を実施します。

（※）介護講師派遣事業

- ▶ 都内の企業等が従業員（定年退職予定者等）に対して、介護技術等に関する研修等を実施する場合に講師を派遣し、介護の魅力を伝える。
- ▶ 研修受講者が希望する場合には、介護保険施設等への就職等支援を実施する。

◆ 下記のようなニーズを持つ企業に、最適な研修講座を提供します。

- 介護及び介護保険に関する基礎知識を身につけさせたい。
- 仕事と家庭の両立支援に取り組むために、介護の知識を社内で共有したい。
- 介護離職防止のために、社内の支援制度を整備したい。
- 定年退職予定者の退職準備研修等に導入したい。 等

研修内容及び研修時間

- 介護に関する基本的な内容
・ 介護保険制度の利用方法・仕事と介護の両立支援制度・介護予防に関すること 等
- 研修時間
・ 企業側の要望により、研修内容のカスタマイズが可能
・ 半日コース、1日コース、2日コース等の時間設定が可能
（研修時間は、1回につき最長3日間21時間程度）

「介護に関する入門的研修」テキストを使用

介護福祉士養成施設等



教員等

講師派遣研修実施



※一定の講座の研修を修了した場合、修了証明書を発行します。
※介護分野に関心のある受講者に対して、就職等の支援を実施します。

期待される効果

企業の方

- ▶ 介護離職防止による、貴重な人材の確保
- ▶ 仕事と介護の両立できる職場環境の整備による、企業のイメージアップや優秀な人材の確保

従業員の方

- ▶ 従業員が介護保険制度を理解し、介護サービスを利用しながら仕事を続けられる等、介護と仕事との両立
- ▶ 家庭で実践できる基本的な介護技術の修得

主な事項

- 派遣対象企業等
都内に所在する企業等（介護サービスを運営する事業者除）
- 研修受講者
企業等の従業員（その配偶者、子も受講対象）
- 研修会場
原則企業等による確保（確保できない場合相談可能）
- 実施定員
1回あたり最低定員20人程度（満たない場合相談可能）

清瀬市 介護「はじめての一步」研修

受講者募集!

介護未経験者の方にも介護を身近に感じていただけるよう、短期間で受講できる、介護に関する入門的内容の研修（入門的研修）を開催します。

子育てがひと段落した方や、お元気なシニアの方、皆さまお申込みいただけます。学んだ内容を活かし、市内の事業所でお仕事してみませんか。

また、3日間全ての課程を修了された方には、修了書を発行します。

研修修了者は、介護職員初任者研修等を受講する場合に研修項目の一部免除が受けられます。



研修日程

※各回全3日間

	日 程	時 間	場 所
第1回	平成31年1月22日（火）	9:00~17:00 （昼休憩1時間あり）	清瀬市役所
	平成31年1月28日（月）		日本社会事業大学
	平成31年1月30日（水）		日本社会事業大学
第2回	平成31年3月 6日（水）	9:00~17:00 （昼休憩1時間あり）	清瀬けやきホール
	平成31年3月11日（月）		日本社会事業大学
	平成31年3月13日（水）		日本社会事業大学

申込受付： 第1回 平成30年12月17日より受付

第2回 平成31年2月15日より受付

応募要件： 18歳以上で介護の仕事に興味があり、市内事業所で就労する意志のある方

定 員： 各回50名（先着受付順）

参加費： 無 料

研修内容： ・介護に関する基礎知識

（講義・演習）

・基本的な介護の方法

・認知症の理解

・障害の理解

・介護における安全確保 等

※一部内容に変更がある場合があります。



申込み・問い合わせ

清瀬市健康福祉部高齢支援課介護サービス係

電話：042-497-2080（係直通）

FAX：042-492-9990

----- キリトリ -----

【参加申込書】 参加希望の回に○をご記入ください。

（ 第1回 ・ 第2回 ）

フリガナ		生年月日	昭・平	年	月	日
氏 名		性 別	男	・	女	
住 所	〒					
電話番号	（ ）					

福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
木村 総司
(公印省略)

教員を対象とした介護に関する入門的研修の実施について

平素より、福祉保健行政に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。
福祉保健局では、今後一層の増大が見込まれる介護ニーズに適切に対応していくため、介護分野への多様な人材の確保に向けて様々な取組を実施しているところです。
このような中、厚生労働省より文部科学省に対して、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼」を行った旨の連絡を受け、福祉保健局では下記のとおり介護に関する入門的な研修を教員向けに実施することといたしました。

つきましては、本研修に御理解いただきますとともに、御多忙中恐縮ですが、中学校及び高等学校等の教員が本研修を受講できるよう、区市町村教育委員会及び都立学校への周知について御協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

記

1 研修の目的
学校教育においては、平成29年3月31日に公示された中学校新学習指導要領の技術・家庭科及び平成30年3月30日に公示された高等学校新学習指導要領の家庭科において、「介護」に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等を目的として実施する。

2 受講対象者
公立学校教職員

3 研修開催日時
(1) 研修開催日
平成30年12月12日（水曜日）
(2) 研修開催時間
午後3時から午後5時まで（受付開始 午後2時30分）

4 開催場所
A P 西新宿 5階Cルーム

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目2番4号新宿喜楓ビル5階（別紙1のとおり）

5 募集人員
100人（予定）
※募集人員を超過した場合は、先着順とさせていただきます。
※定員超過によりご参加いただけない場合のみ、平成30年12月7日（金曜日）までに申込書（別紙2）に記載の担当の担当者宛電話又はメールにてご連絡させていただきます。

6 研修内容(予定)
(1) 介護に関する基本知識：介護保険制度の概要、介護に関する相談先
(2) 介護の基本：介護における安心・安楽な体の動かし方
(3) 基本的な介護の方法：介護職の役割や介護の専門性、老化の理解等
(4) 介護職として働きたい方のために：介護の仕事と資格

7 申込み方法
別紙2に必要事項を記入の上、学校単位で下記までFAX又は郵送にてお申込みください。
ヒューマンライフケア株式会社（運営受託事業者）
介護教育事業部介護講師派遣事業係
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア3階
電話 0120-998-632
FAX 03-6846-1217
メール manabi@athuman.com

8 申込期限
平成30年12月5日（水曜日）【必着】

【担当】
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
介護人材担当 谷山・岩本・七嶋
TEL 03-5320-4267



青森県



介護



サービス事業所



認証



評価制度について

～選ばれる事業所を目指して



～

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

1

青森県の人材確保対策

H16 『「良医」を育むグランドデザイン』 ⇒ **医師**確保

H25 『青森県看護師等サポートプログラム』 ⇒ **看護師**確保

H26.3 知事指示「次は**介護人材**確保のグランドデザインを」

▶介護人材確保地域戦略会議の開催(H26.6～)

▶各県における認証評価制度の導入推進



H28.3策定

ALL青森で取り組むための基本方針

『青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン』



青森県介護サービス事業所認証評価制度の構築

H28.6～運用開始



2

青森県福祉・介護人材確保定着グランドデザイン(概要)

基本理念

福祉・介護サービス事業所において「**より魅力ある職場づくり**」を進めることで、従事者がやりがいと誇りを持って働くことができる**良質な雇用の場の増加と福祉・介護サービスの安定的な提供を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる青森県を目指します。**

1 福祉・介護事業者(＝組織)の目指す姿

- 経営理念・目的が明確で、組織全体に共有されている。
- 介護報酬等の改定があっても十分に対応できる安定した経営基盤を持っており、業務の規模や内容に見合う人材の採用・確保も着実に進められている。
- 適材・適所の人事配置が行われており、円滑な人事異動が可能な一定規模の組織体制が確保されている。
- 職員の資格や能力に応じた組織的な人材育成・サポート体制が確保されている。
- 明るく風通しの良い組織で、現場から経営陣まで円滑にコミュニケーションが行われており、業務改善に取り組む風土が形成されている。



2 福祉・介護従事者(＝人材)の目指す姿

- やりがいと誇りを持って働き、日々の仕事に満足を感じている。
- 利用者にとっての満足や価値を考え、職員相互に業務の運営・改善に常に努めている。
- 良好なチームワークの構築に自らが関わっている。
- 上司から指示・指導を適時・適切に受けている。
- 職責・業務内容に見合った評価・待遇(賃金含む)を得ることができている。
- 将来の見通しを持つとともに、ライフステージに応じた多様な働き方や、柔軟な休暇取得等により、結婚・出産・育児・介護等をしながら働くことができる。
- 意欲・能力に応じて、資格取得等によるキャリアアップができる。



3 県民理解の拡大

- 福祉・介護に関する県民の理解が進み、福祉・介護業界のイメージが向上する。
- 福祉・介護業界への新規入職者及び再就業する潜在的有資格者が増える。
- 地域に開かれ必要とされる福祉・介護サービス事業所として、地域社会からの期待と信頼が高まる。



推進戦略

1 参入促進

- (1) **理解促進とイメージアップ**
～福祉・介護の仕事の魅力を伝え、理解促進とイメージ向上を図ります。
- (2) **多様な人材の参入促進**
～新卒者のほか、若者、中高年齢者、障害者、他産業からの転職者、在宅介護経験者等、未経験者も有資格者も含め、多様な人材の参入を促進します。
- (3) **人材採用への取組**
～求職者が必要とする情報の公表、事業者の採用活動の強化等の取組を進めます。

2 労働環境・処遇の改善による定着促進

- (1) **事業所情報、人材確保・育成の取組の「見える化」推進**
～介護サービス事業所認証評価制度や事業所情報の公表により、「見える化」を推進します。
- (2) **雇用管理改善の推進**
～雇用管理改善により魅力ある職場づくりを推進し、職員の定着促進を図ります。

3 資質の向上

- (1) **キャリアパス整備の推進**
～将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパス整備を推進します。
- (2) **職員の意欲・能力に応える育成体制の整備**
～未経験者でも本人の意欲・能力に応じてキャリアアップができる環境を整備します。

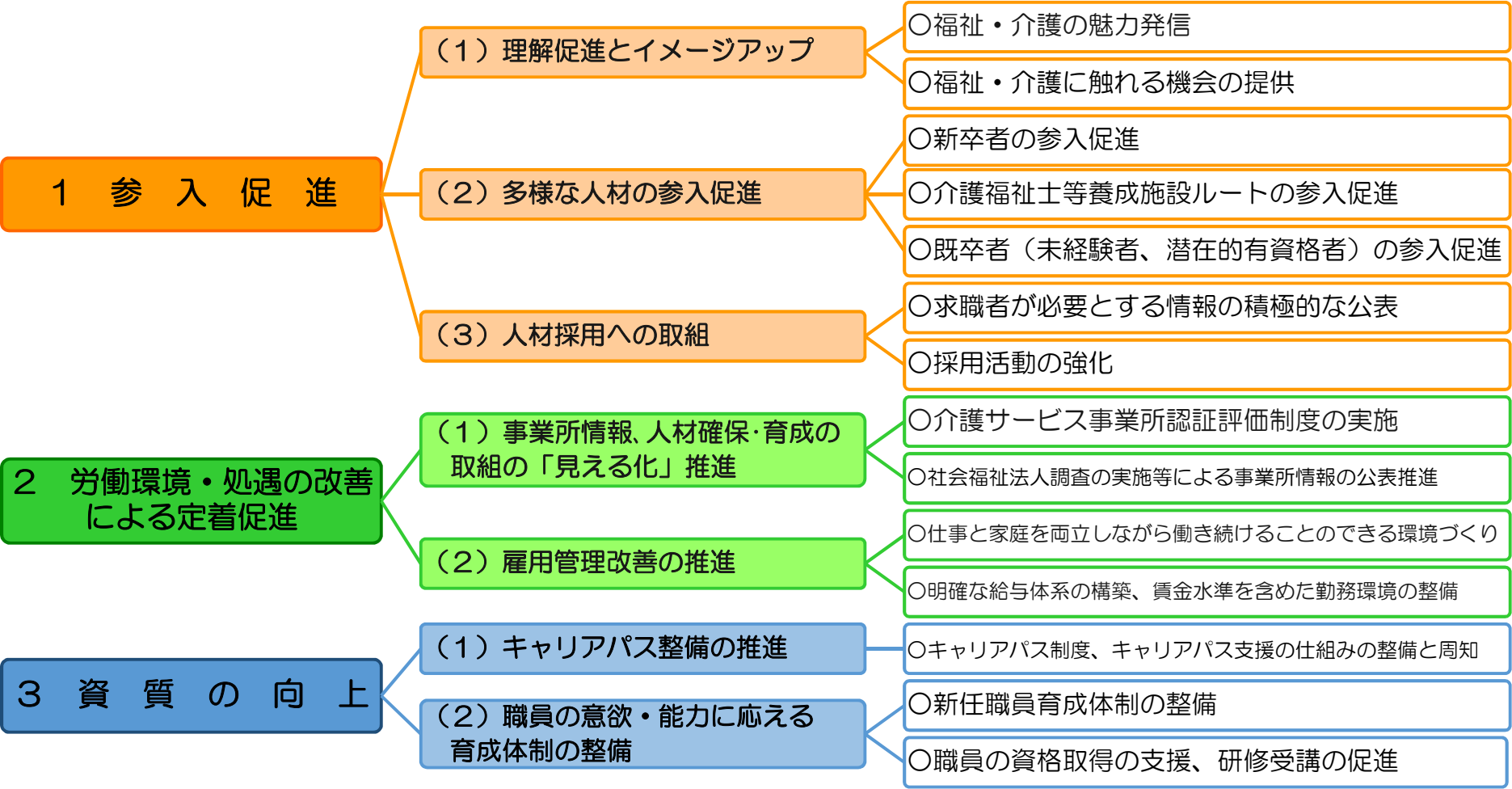
重点的な取組

- ◎介護サービス事業所に対する認証評価の実施
- ◎事業所情報の公表推進



適切な職員処遇や人材育成を行う事業所の人材確保定着を重点的に支援

施策の体系



認証評価制度の構築

認証評価基準 策定経過（基準策定委員会開催）	
平成27年 7月24日	第1回委員会
平成27年10月27日	第2回委員会
平成28年 2月 5日	第3回委員会

区分	団体名
経営者代表	青森県老人福祉協会
	青森県老人保健施設協会
	日本認知症グループホーム協会青森県支部
従業者代表	青森県ホームヘルパー連絡協議会
	青森県介護支援専門員協会
	青森県介護福祉士会
養成機関	介護福祉士養成施設協会青森県代表校
住民代表	青森県民生委員児童委員協議会
学識経験者	大学教員等
行政	青森労働局（職業安定部、基準部）

基準策定委員会→H28～認証評価制度推進委員会

認証評価制度の概要



【目的】 質の高い介護人材の確保・育成
利用者のニーズに合った質の高いサービスの提供



◎「介護サービス事業所認証評価制度」とは、

- ① サービスの質の向上を実践していること
- ② 職員を積極的に育成していること
- ③ 働きやすい職場づくりを推進していること
- ④ 地域と交流し、法令を守っていること



①～④に関する一定の基準をもって県が審査し、認証を付与するものです。



7

評価項目

4つの分野ごとに評価項目と評価基準を設定

- 1 職員の処遇改善の取組を評価する項目
- 2 介護人材育成の取組を評価する項目
- 3 地域交流・コンプライアンス等の取組を評価する項目
- 4 介護サービスの質を評価する項目
 - ①各サービス共通
 - ②サービス別 ※

※青森県独自の評価

介護報酬の加算の算定の有無により評価

- ・サービス別に算定が望ましい対象加算を選定(1～5項目程度)
- ・法人全体で対象加算の6割以上を算定していることを認証基準としている

8

1 職員の処遇改善の取組を評価するための項目

＜評価項目＞

- 1 明確な給与体系の導入
- 2 休暇取得・労働時間縮減、育児、介護を両立できる取組など働きやすさへの取組の実施
- 3 健康管理に関する取組の実施



9

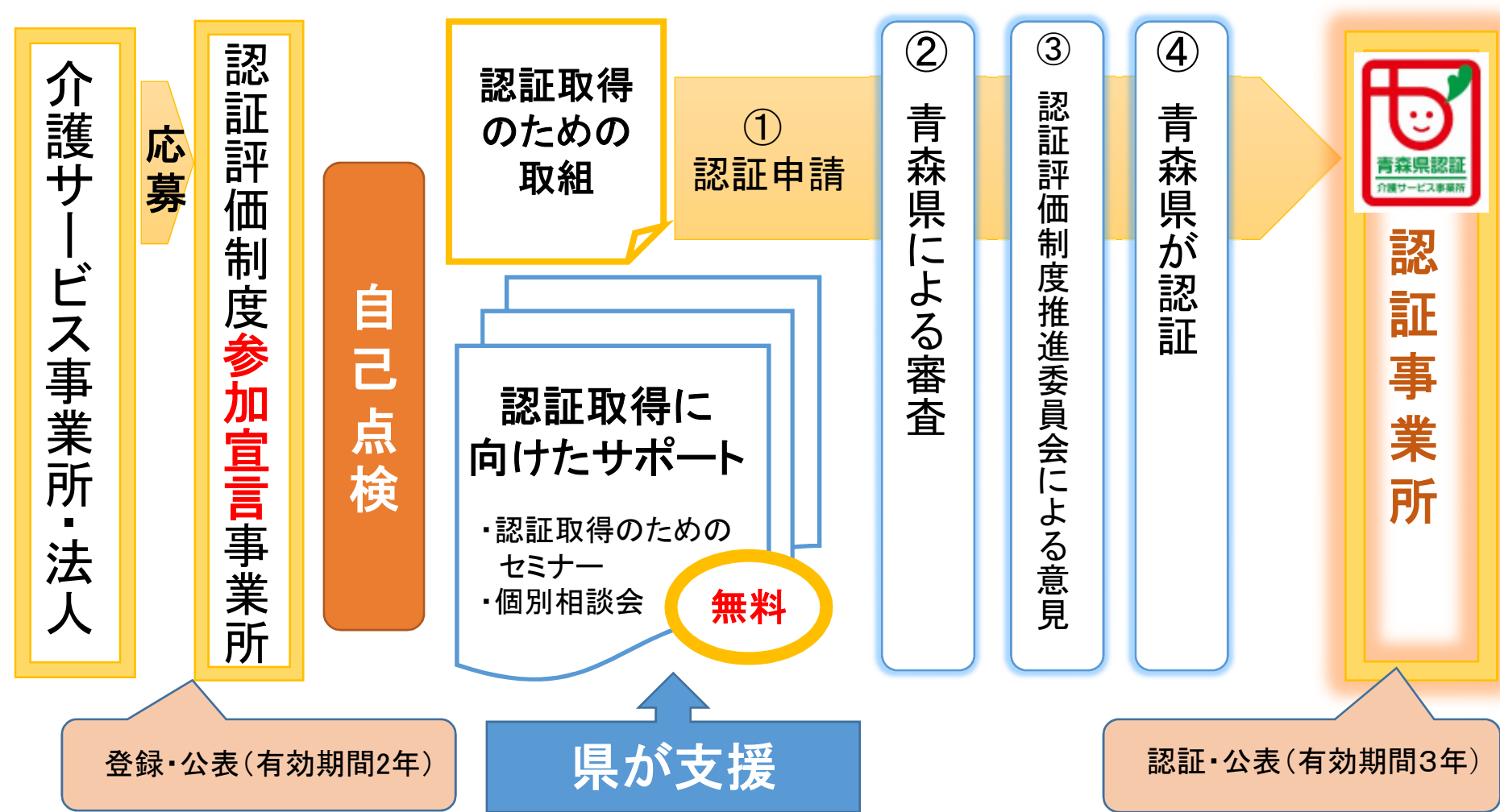
1－1 明確な給与体系の導入

評価細目（全て必須）	確認方法と評価基準
①給与・賞与を支給するための基準・昇給の基準（基本給の増）	【提出：書面】給与規程または就業規則の該当部分等昇給は基本給の定期昇給が原則であるが、職務給や手当の増額等、根拠に基づいた処遇改善が実施されている制度も基準の対象とする。
②過去3年に基準に合った昇給をしていること	【確認：書面】賃金台帳等過去3年の昇給の実績が確認できる資料 昇給を行っていない年については、その合理的な理由を求めるものとする。
③職員（非正規職員を含む。）へ公表・説明していること	【ヒアリング】公表・説明の方法 「任意に閲覧できるよう事業所に常置している」だけでは不可。
④介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定していること（対象となる全事業所で算定していること）	【提出：書面】介護職員処遇改善計画書の控え

4つの分野 19の評価項目 47の評価細目

認証評価制度の流れ

制度への参加は手挙げ方式＝参加宣言からスタート（随時受付）



参加宣言事業所のみを対象に無料で各種支援を実施

11

参加宣言事業所への支援策

(1) ガイドブック等

項目	支援内容
自己点検シート	認証取得を宣言する事業者が、各自の現状が容易に把握できるシートを配布
ガイドブック	認証評価制度の概要と認証取得までの取組をまとめた冊子を配布

(2) セミナー・個別相談

項目	支援内容
基礎セミナー	認証評価制度と評価項目の考え方を理解するためのセミナー（4回）
専門セミナー	認証基準を満たすために必要な制度の構築や計画の立案のためのセミナー ①給与制度、②労務管理、③新規採用者育成、④人材育成計画、⑤面談制度、⑥小規模事業所向け、⑦OJT指導者研修（各テーマ2回ずつ）
参加宣言更新・自己点検セミナー	当該年度中に参加宣言期間満了を迎える事業所を対象としたセミナー（3回）
個別相談	認証取得に向けての課題整理、個別の課題についての助言等
現地個別相談	個別相談を活用の上、必要に応じて事業所に出向いて取組を支援

12

認証評価制度の実施体制・予算規模

	実 施 内 容	委 託 先	予 算
1	広報、参加宣言・認証申請受付、HP掲載	青森県老人福祉協会	250
2	事業者支援(セミナー・個別相談)	(株)エイデル研究所	900
3	審査者派遣 (社労士、介護サービスにかかる有識者)	介護労働安定センター 青森支部	100
4	審査者研修(研修、審査への同行)	(株)エイデル研究所	400
5	認証事業所バスツアー	青森労働局(ハローワーク)	10
6	審査、認証評価制度推進委員会・ 認証授与式等	なし(県直営)	200

(単位:万円)

※ 青森県福祉人材センターでは、無料職業紹介等において求職者に認証事業所を積極的に紹介。
 また、各種人材確保対策事業の実施にあたり、認証事業所を優先。

【青森県の実施体制】

高齢福祉保険課 介護人材支援グループ 6名(審査者研修を全員受講済み)
 うち、認証評価制度の担当者:担当1名+グループマネージャー

13

認証事業所のメリット

No	項 目
1	県が実施する施設整備等の 各種補助金を優先的に採択
2	青森県介護サービス事業者等指導における 実地指導頻度の緩和
3	ホームページ「 かいご応援ネットあおもり 」で認証事業所として紹介
4	就職相談会 等において、求職者に対し認証事業所であることを周知
5	県主催の研修の優先的な受講決定
6	県の推薦が必要な助成制度、研修等において優先的に推薦
7	特定事業所集中減算除外要件 である正当な理由として考慮
8	介護職員の育児支援サービス利用等に対し、事業所が費用を一部負担する際の補助(青森県福祉・介護人材定着促進事業)
9	県内金融機関による 低利融資 (法人向け、従事者向け) New ! (H30.9.1～)

◆県は関係機関等と連携し、**認証事業所の人材確保・定着を重点的に支援**

14



働きやすい環境づくりに
積極的に取り組む職場で
安心して働こう

県が認証する事業所を
検索

15



合同求職説明会→認証マークで差別化



認証事業所単独の求人説明会(H28)
→求職者30名が参加！

ハローワーク・福祉人材センター等と
連携し求職者に積極的に周知

“カイゴ”の現場（青森県介護サービス認証事業所）を見に行こう！

「ナースングツアー（介護就職デイ）」

青森県が介護人材の確保育成と介護サービスの質の向上に積極的に取り組むと認定した事業所を見学します

「介護施設ってそんな雰囲気か？」「現場を見たいけどどうすればいいの？」「働いている人と話をしてみたい！」と思ったらこの機会をお見逃しなく！！

11月10日（金） 9：00～12：00

定員：コースにより異なります（先着順です）

【見学コース】

- ・市川コース…（社）秋葉会「デイサービスセンター緑野の家」
※市川コースは1社見学です。
- ・田向コース…①（社）寿安会「たむかい寿楽荘」
②八戸医療生活協同組合「たむかいの家」
※2社とも見学します。
- ・小中野～大久保コース…①（社）スプリング「ケアプラザささなみ」
②（社）同和会「特別養護老人ホーム徳光園」
※2社とも見学します。

【定員】市川コース・田向コース…各15名（先着順）
小中野～大久保コース…20名（先着順）

【必ずご確認ください】

- （1）施設への移動は当所バスを使用いたします。
- （2）集合・解散場所は「八戸プラザホテル」です。
- （3）参加費は「無料」です。
- （4）13：00よりホテルまで「帰りのバス」で送迎をいたします。

申込み方法

- （1）裏面の「参加申込書」に必要事項を記入し、ハローワーク八戸へFAXしていただく。なお、参加にあたってはハローワークへの登録が必須となり、参加申込書を提出される際、お手持ちの「ハローワークカード」をお持ちください。その旨お知らせください。
- （2）「参加申込書」の受付が完了しましたら、後日「受付票」を送付いたします。当日の受付に必ずお持ちください。お忘れずにお持ちください。
- （3）コースにより定員が異なりますが、いずれも先着順での受付となります。定員に達します。お早目にお申込みください（締め切り後の申し込みはキャンセルとなります）。
- （4）事情により参加できなくなった場合など、11月2日（木）までにハローワーク八戸までご連絡ください。

※当日の連絡先については、後日お知らせいたします。

【問い合わせ先】ハローワーク八戸職業紹介第二部門 担当：奥内・杉澤・野村
TEL（0178）22-8609（受付コード：428）・FAX（0178）71-1381



認証事業所限定バスツアー(H29～)
→求職者43名が参加！

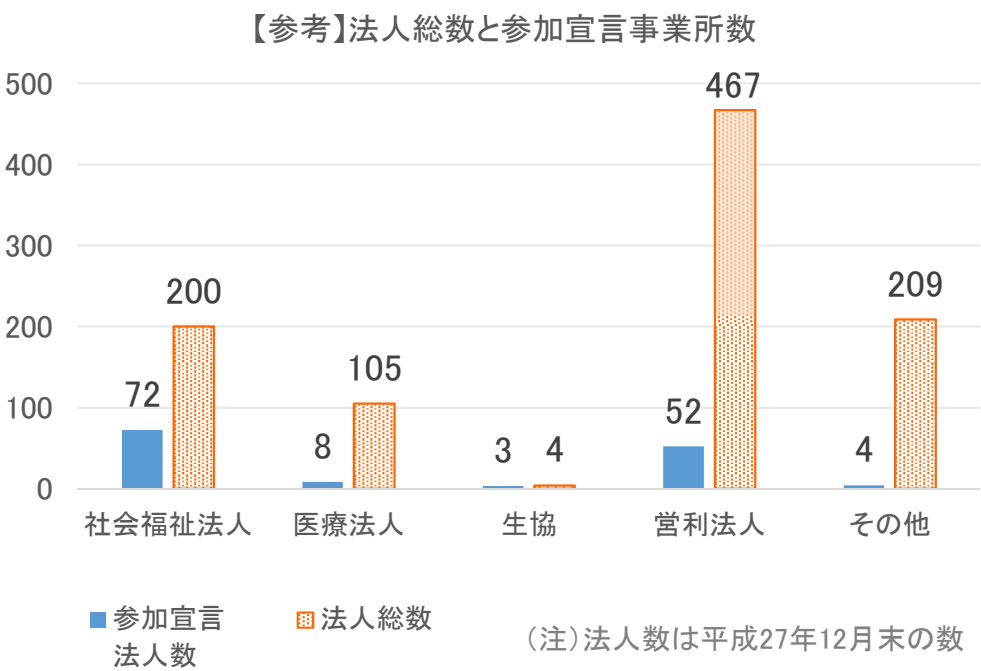
16

認証評価制度への参加状況

(1) 参加宣言・認証取得法人数

法人種別	参加宣言 法人数	認証取得 法人数
社会福祉法人	72	20
医療法人	8	1
生協	3	3
営利法人	52	3
その他 (NPO法人等)	4	0
合 計	139	27

(平成30年8月現在)



(2) 目標値(平成30年度末時点)

参加宣言法人数	認証取得法人数
180	40



17

認証事業所一覧 (平成30年8月現在)

No.	法人名	本部所在地	No.	法人名	本部所在地
1	(福) 七峰会	弘前市	16	(有) ベース	八戸市
2	八戸医療生活協同組合	八戸市	17	(福) 柏友会	つがる市
3	(有) すかい	青森市	18	青森保健生活協同組合	青森市
4	(福) 同伸会	八戸市	19	(福) みやぎ会	八戸市
5	(福) 青森県すこやか福祉事業団	青森市	20	(株) 相成	弘前市
6	(福) 青森社会福祉振興団	むつ市	21	(福) 桜木会	むつ市
7	(福) 秋葉会	八戸市	22	(福) 和幸園	青森市
8	(福) すずかけの里	青森市	23	(福) 拓心会	五所川原市
9	(福) 若菜会	五所川原市	24	(医) 仁泉会	八戸市
10	津軽保健生活協同組合	弘前市	25	(福) 徳望会	階上町
11	(福) スプリング	八戸市	26	(福) 天寿園会	七戸町
12	(福) 緑風会	平川市	27	(福) 素心の会	五戸町
13	(福) 嶽陽会	弘前市			
14	(福) 寿栄会	八戸市			
15	(福) 諏訪ノ森会	青森市			

※ (福) 社会福祉法人、(医) 医療法人
(株) 株式会社、(有) 有限会社

18

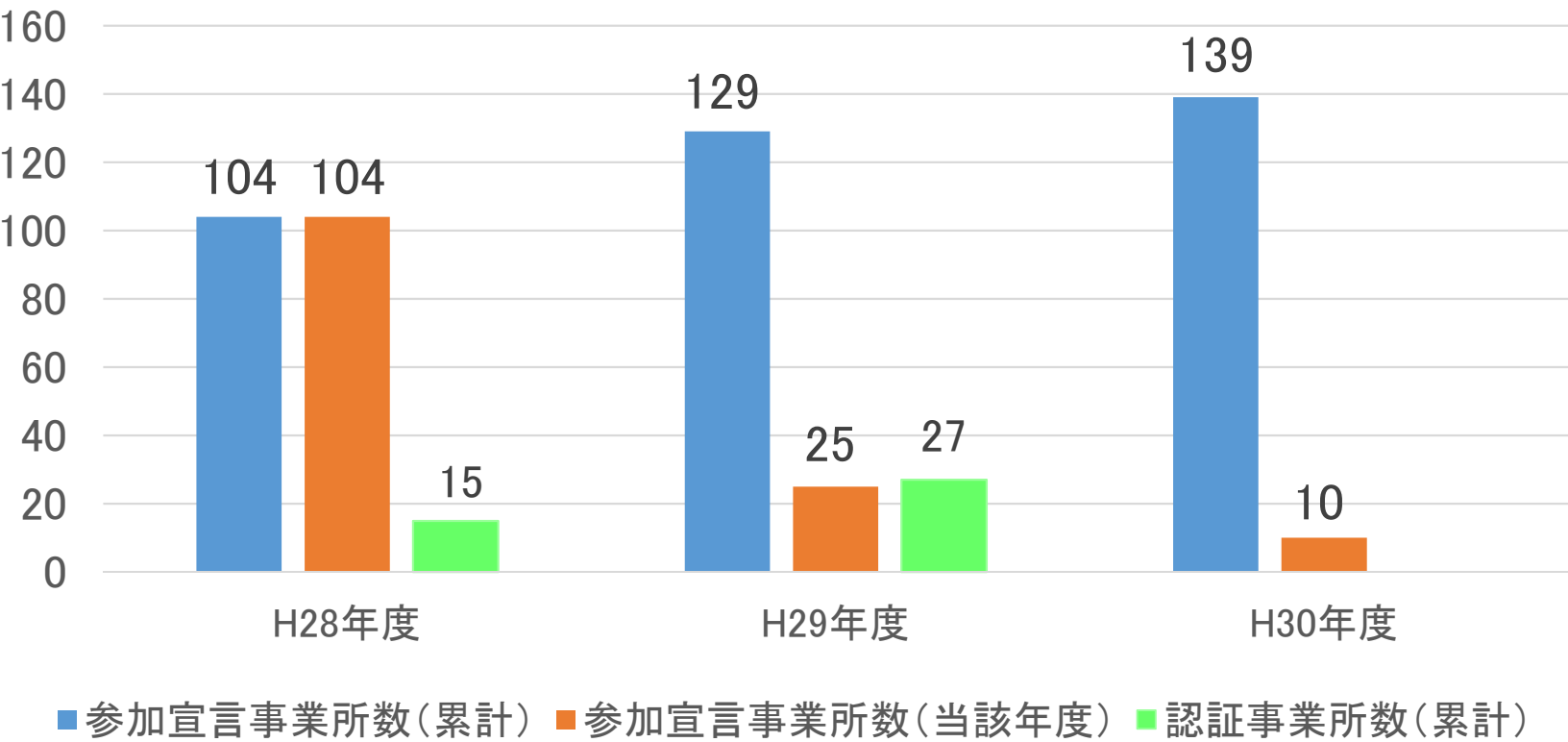
H30スケジュール（予定）

項目	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加宣言受付	通年受付											
認証申請受付			6/1～7/13					11/1～12/14				
現地審査												
委員会・授与式		委員会のみ										
基礎セミナー				☆			☆		☆			☆
専門セミナー												
参加宣言更新・自己点検セミナー			☆			☆				☆		
個別相談	随時対応											

19

認証評価制度の課題

参加宣言事業所・認証事業所数の推移



参加宣言事業所数の増加が必要

認証評価制度の認知度向上が必要

20

認証事業所アンケート

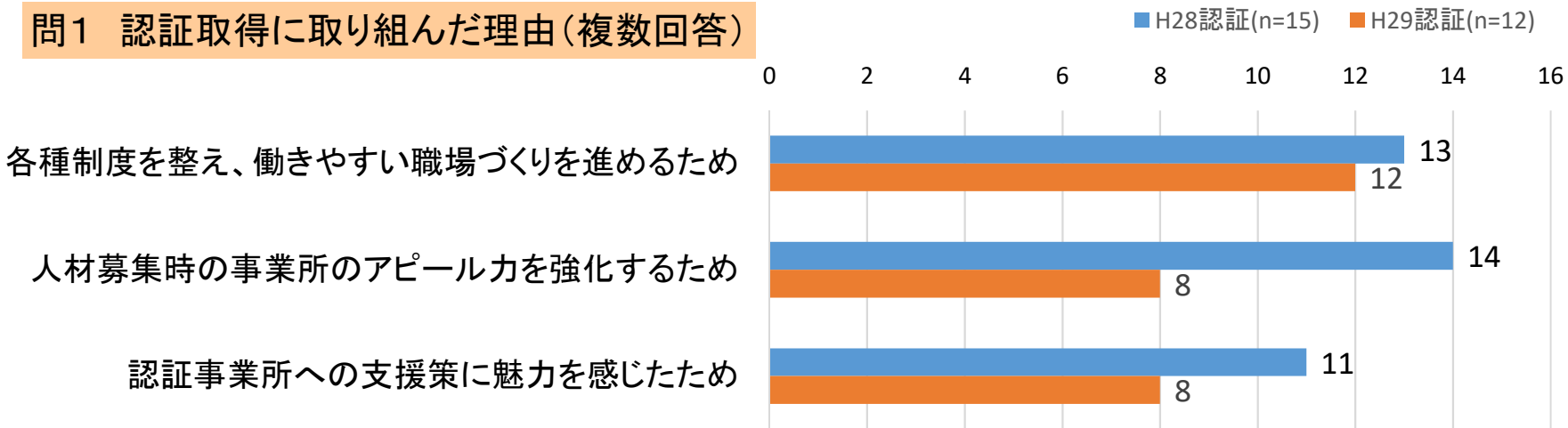
- (1)実施目的: **認証取得の効果を見える化**すること
- (2)実施時期: 平成30年7月中旬～8月中旬
- (3)調査対象: 平成28～29年度中に認証を取得した法人
(H28認証:15法人、H29認証:12法人、計27法人)
- (4)回答率 :100%
- (5)法人種別の内訳

法人種別	認証取得 法人数
社会福祉法人	20
医療法人	1
生協	3
営利法人	3
合 計	27



21

認証取得に取り組んだ理由



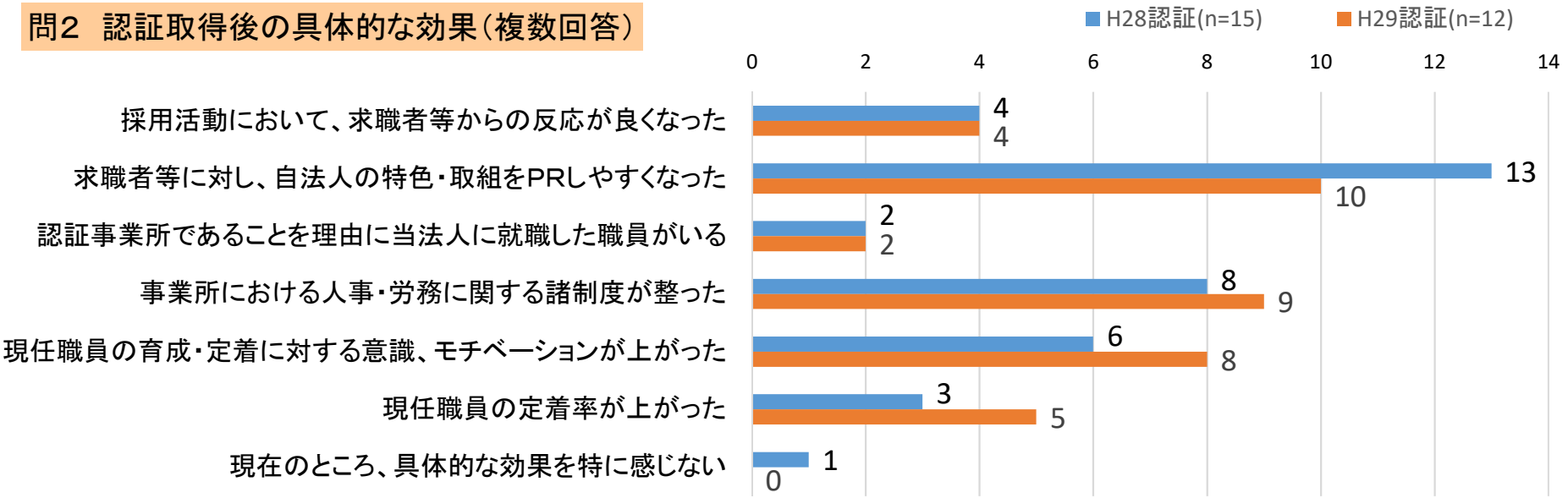
その他(自由記述)

- ①働きやすい職場づくりを進めるとともに、見える化することで**選んでもらえる事業所**を目指して取り組んだ。また、認証事業所として職員が**やりがいと意欲をもって働ける**よう取り組んだ。
- ②求人票を出してもなかなか求職者が集まらないので、認証を受けて**求職者にアピール**したい。職員に対しても認証を受けることで**安心して働ける職場**だと思ってもらえる。
- ③**今までの取組の評価を得て、内外に当法人の魅力をアピール**するため。
- ④**小さな民間事業所でも**今まで取り組んできたことがきちんとできているか評価してもらいたく、認証取得に取り組んだ。

22

認証取得後の具体的な効果①

問2 認証取得後の具体的な効果(複数回答)



その他(1) 外部(求職者、学校関係者、行政、他施設等)への影響として(自由記述)

- ①求職者に対しては、認証を受けていることを伝え、**とても反応がよく、実際に応募に繋がるケース**もある。
- ②認証制度事業所としてのアピールにより**学生からの問い合わせ、受験者が増加**した。
- ③求人面では「**認証事業所**」ということで**当事業所を選んでくれた**という人もいた。
- ④人材育成・定着に積極的に取り組む事業所として**求人情報などでアピール**している。
- ⑤**企業合同説明会へ優先的に参加**可能となった。**他施設との違いをアピール**でき、求人活動がやりやすくなった。
- ⑥働きやすい職場としてPRしやすくなり、**知名度**が高まった。
- ⑦介護事業の組織運営における**質の高さ**を、**根拠を持って外部へPR**できる。
- ⑧県から認証を受けているという点において**信用度**が上がっている。

認証取得後の具体的な効果②

その他(2) 内部(職員、ご利用者、家族、理事会等)への影響として(自由記述)

- ①職員のモチベーションアップに繋がっており、**離職者が減**っている。
- ②認証事業所となったことで、自分たちがこれまでやってきたことに間違いはなかったと**職員の自信**が生まれ、**職場の活性化**につながった。
- ③**職員の意識向上**につながったと感じる。**選ばれた事業所としての誇り**を職員が持っている。
- ④(利用者の)家族会での報告に家族からは喜ばれ、また**職員の自負心**が高まった。
- ⑤**制度整備**が進んだ。
- ⑥職員へも会議等で(法人内の)制度について周知を行ない、**資格助成制度の活用が積極的**となり、**意欲的に仕事と自己の資格取得**に取り組んでいる。
- ⑦認証事業所自体が質の高いサービスを提供するといった牽制機能が働くことで**介護サービスの質についてより真剣に取り組む**ようになった。また、職員自ら働く事業所が「認証事業所」となることで**帰属意識**が生まれ、人材育成や労働環境を整えることで**以前に比べて働きやすくなったとの声**が聞かれるようになった。
- ⑧ご利用者への**サービスや職員の育成等**について、職員の中で**体系的に捉える意識**が強まった。
- ⑨職員には認証事業所で働いているという意欲をもってもらうとともに、**家族からは「安心して利用できる」との声**が聞かれた。
- ⑩現在利用されているご利用者様や、ご家族様からの**事業所、職員に対する見方が更に良くなった**。新聞記事を見てと問い合わせもあった。

認証取得後の具体的な効果③

その他③ 事業所そのもの(組織、制度、サービス内容、経営状態等)への影響として(自由記述)

- ①組織体制や、サービス内容を見直し、**より質の高いサービス**を提供できるよう取り組んでいる。
- ②組織図の整備や**各種制度の再整備をするきっかけ**となった。
- ③**残業の減少**や**ライフワークバランス**の考えがより一層高まった。
- ④各制度を理解し、サービス内容の質向上に向け、**組織全体で目標達成に取り組む体制**をより強化することができ、**経営状態も透明化**され、職員一人ひとりが働き易い職場環境につながっていく。
- ⑤**職員の労働環境**を考える場が増えた。
- ⑥認証を取得する為に求められている諸制度、仕組み等を知ること、**当法人の弱みを認識**することができ、**改善に向けた取り組みを始める良い機会**となった。人事労務制度などについて整理することができ、今後の組織運営に役立つ。
- ⑦認証取得をきっかけに、よりよい**働きやすい環境**を**皆で作っていきこう**という風潮ができた。
- ⑧認証の取得にあたって整備した事項を継続しつつ、**更なる改善を目指す気風**が生まれた。
- ⑨**特定事業所集中減算除外要件**である正当な理由として考慮されること
- ⑩職場待遇や働きやすい職場環境作りのため、育児や介護等について就業規則を改定した。人材確保・定着につながり、サービスの質の評価＝法人の**加算算定割合80%以上**を維持している。またサービスの質の確保により利用者の安定にもつながり、結果**法人の収益も安定**している。

25

普及・促進に向けたH30取組予定①

(1) 認証事業所紹介TV番組の制作・放映

認証事業所や介護職の魅力を紹介するTV番組を放映予定。

9月22日(土)午前11:30～11:45 ATV(青森テレビ)

※平成31年2月にも同様に放映予定。

後日Youtubeにもアップし、かいご応援ネットあおもりにもリンクを掲載予定。

(2) 介護事業者トップセミナーにおけるPR

介護サービス事業所の管理者等を対象として、職場環境改善等について意識啓発を図るトップセミナーを開催。 **12月19日(水)午後1:00～4:00**

セミナーにおいて、知事によるプレゼン、講師の講演のほか、認証取得に向けた取組、認証取得による効果等について、認証事業所による事例発表を実施。

※トップセミナー以外の場(各団体のセミナー・会議等)でも積極的に情報発信を行うよう、認証事業所に働きかけ。

26

(3) 認証取得の**効果の見える化**

認証事業所アンケートの実施により、介護職員の採用状況、職員の定着率(離職率)、平均勤続年数、休暇取得状況等について引き続き把握し、かいご応援ネットあおもり等で発信しPR

(4) 認証取得の**メリットの追加**

県が実施している他の認証・認定制度のメリットのうち、当制度でも有用と考えられる項目をメリットとして追加
→「県内金融機関による低利融資(法人向け・従事者向け)」の追加(H30.9.1～)

(5) 関係機関との**連携強化**

青森労働局・公共職業安定所・福祉人材センター等と連携し、求職者に対する認証事業所の積極的な紹介、認証事業所限定の求職機会の提供等により、認証事業所への支援策(認証取得のメリット)を確実に提供
→認証事業所のみを対象としたバスツアー(ハローワークと県の共催)を実施予定

27

今を変えれば！

未来は変わる！！



青森県は挑戦します

28

1 目的

- (1) 福祉業界自らが人材確保・定着に努力する環境を整備すること
- (2) 業界の取組や福祉業界を正しく理解できる情報を「見える化」すること

2 制度概要

人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証し、学生等に公表
認証取得に向けての取組を研修やコンサルティングで京都府が支援

【ホップ】 人材育成に取り組むことを意思表示→「宣言事業所」

【ステップ】 認証基準を満たす→「認証事業所」

【ジャンプ】 更なる取組に対する上位認証→「上位認証事業所」



3 認証によるメリット

- (1) 学生・保護者・学校関係者側
 - ・介護・福祉業界に漠然と抱く不安の解消につながる。【業界の見える化】
 - ・就職活動にあたり、人材育成・定着に積極的に取り組む事業所の判断ができる。
- (2) 事業所側

<宣言>

- ・認証取得に向けて支援を受けることができる。
- ・専門家からのアドバイス（研修、コンサルティング等）
- ・人材確保・育成機会の提供

<認証・上位認証>

- ・採用活動等において認証マークを活用し、学生等に事業所をアピールできる。
- ・京都府が、認証事業所を大学や学生に積極的に広報する

▼認証マーク



▼上位認証マーク



4 実績（平成31年2月19日時点）

- 宣言事業者 693事業者
- 認証事業者 283事業者
- 上位認証法人 11法人

株式会社おんぶにだっこ

休むことも仕事

誰かなく
まった。

鶴現場は、頭
 同時に使う職
 場で大切なのは、しっかりと休
 憩すること。休憩は、心のゆとり
 を生み出し、職場内のコミュニ
 ケーションも促進するからだ。
 そこで専門職に求められる
 休憩する空間を、
 いサービスを見
 休む。

人生は60歳から楽しくなるマガジン

小学校主要教科で教える介護

オレの求人票

オタワデア:

る時
う例えば「膨大な
80代のミリオタは、案じている。
クシヨンの趣向にあわせた空間
それぞれの方を考える時、同
やケアのあり方を考えるケアが実
様の趣味を活かした幸せなケアが実
意味を活かした幸せなケアが実

レの求人票

生き方・介護・福祉の **5日間**
デザインを考える

Oi Oi Oiten

屍墓

おい

おい

2019.3.21 (木・祝) - 25 (月) | アーツ千代田 3331 1Fメインギャラリー
10:00-21:00 入場無料

<https://korekara-pj.net>

主催 株式会社 studio-L 平成30年度厚生労働省補助事業

最期まで楽しい人生を送りたい、大切な人にもそんな人生を送ってほしい。本展では、長生きすることを支えるデザイン、介護をよりよくするデザイン、誰もが過ごしやすいまちをつくるデザインを展示。笑って体験して、誰かに話したくなる展覧会です。

展示

全国の介護・福祉に携わる専門職、市民、学生、クリエイター、企業等が約500名集結し、「自分の人生」と「介護・福祉のこれから」を重ね合わせ、未来に実現したいデザインを80種類提案しています。



キュレーター 鷲田 めるろ

1999-2018年金沢21世紀美術館キュレーター、以降は第57回ヴェネチア・ビエンナーレ日本館キュレーター、あいちトリエンナーレ2019等のキュレーターを歴任。

主な出展作家

リサーチ | 「介護職とはなにか」 寛 裕介 (issue+design代表)
レシピ | 「未来の介護食」 ELLE gourmet
映像 | 「注文をまちがえる料理店 at 厚生労働省」
映像 | 「老いを知る」 会田 大也 (ミュージアムエデュケーター)

写真 | 西本 喜美子 (写真家)
映像 | 渡辺 智史 (映画監督)
データアート | 山辺 真幸 (デザイナー)
プロダクト | 原田 祐馬 (デザイナー)

イベント

「これからの老い」をテーマとして、アクション派の人生の先輩たちとあれこれ語りトーク、体験、舞台等のイベントも同時開催します。 **参加無料** **要申込み** **定員: イベント各回100名 / 演劇500名**
*イベントとゲストは随時更新されます *テーマは変更となる場合があります



コーディネーター 山崎 亮

studio-L 代表 / 社会福祉士
地域に住む人たちが地域の課題を解決するためのコミュニティデザインに国内外で携わる。

3/21
木祝

トーク 鼎談 オープニングトーク



小国 士郎
プロデューサー



堀田 聡子
慶應義塾大学
大学院教授

トーク 写真 楽しみのある人生



西本 喜美子 (右)
写真家
西本 和民 (左)
アートディレクター

トーク 対談 ロボットと暮らす



連実 一隆
Pepper開発者

3/22
金

トーク 対談 老いとトイレとお出かけ



榎原 千秋
保健師

体験 運動会 13:00-15:00 くちビルディング選手権



清水 愛子
医師

体験 実演 15:30-17:00 老いと笑い



ソル多 はげます会
活動団体

トーク 対談 これからの老い



上野 千鶴子
社会学者
撮影: 菅野陽男

3/23
土

トーク 鼎談 老いとファッション



新居 幸治
新居 洋子
EATABLE / デザイナー
Eatable of Many Orders

トーク 対談 老いと多様性



辻 信一
環境運動家

トーク 鼎談 老いと幸福



前野 隆司
慶應義塾大学大学院教授
牧 壮
新老人の会

トーク 対談 老いとデザイン



佐藤 卓
グラフィック
デザイナー

3/24
日

トーク 鼎談 これからの家族と住宅



高橋 英興
コミュニティネット
前代表取締役



近山 恵子
コミュニティネットワーク
協会理事長

トーク 鼎談 老いのコミュニケーションデザイン



平田 オリザ
劇作家・演出家



菅原 直樹
俳優・介護福祉士
撮影: 青木司

3/25
月

トーク 対談 老いと遊びの発明



陸奥 賢
commons・
デザイナー

おしな、演劇 13:30-15:30 @2F体育館 「ポータブルトイレシアター」



「老いと演劇」
Oi Bokke Shi
劇団

トーク 鼎談 介護の職能とはなにか



堀田 聡子
慶應義塾大学
大学院教授



加藤 忠相
あおいけあ
代表取締役

お申込

各イベントへの参加を希望される方は、下記URLまたはQRコードよりお申込ください。



oioioiten-event.peatix.com/

お問合せ oiten@studio-l.org

会場

アーツ千代田 3331

3331 Arts Chiyoda

〒101-0021 東京都千代田区外神田 6 丁目 11-14

アクセス

東京メトロ銀座線末広町駅 4 番出口より徒歩 1 分

東京メトロ千代田線湯島駅 6 番出口より徒歩 3 分

JR 御徒町駅南口より徒歩 7 分

JR 秋葉原駅電気街口より徒歩 8 分



参考資料10

ふくしまで、 咲こう。

福島県相双地域等（浜通り）で
介護職員として
働きませんか

「奨学金貸付制度」で
あなたをバック
アップします。

（就職準備金等の奨学金貸付制度）

世帯赴任加算、自動車輸送費用等加算が対象になる場合もあります。

<http://www.f-kaigoshogaku.jp/>

ホームページも
ご覧ください▶



詳細
お問い合わせ

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 TEL.024-526-0045
「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで



応援介護職員募集中 ～wanted～



福島県被災地介護施設 再開等支援事業

震災後、避難指示が解除された区域で再開している介護保険施設。

復旧・復興は進んでいるものの、介護職員が確保できず、職員不足により定員まで入居者を受け入れることができない状況にあります。

福島県老施協では、福島県被災地介護施設へ応援にきていただける**介護福祉士の資格をお持ちの介護職員**を、全国の社会福祉法人等から募集しています。

「福島県に行ってみたい!!!」と思っている介護職員の方、ぜひ力を貸してください。



介護職員応援事業

応援期間
1人
3ヶ月以上

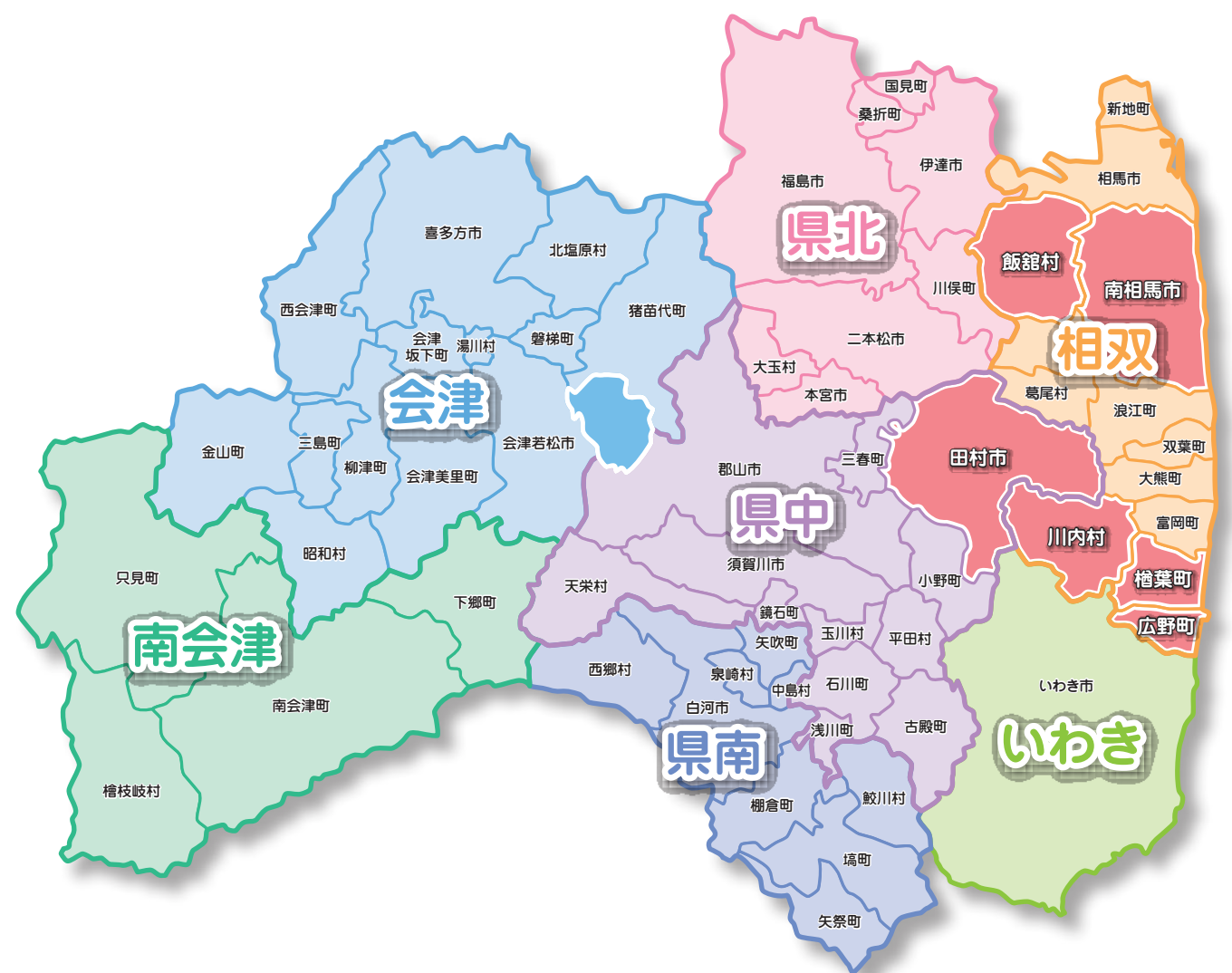
宿舎有！

帰省費用
負担！
(月1回)

事務費の
補助有！

応援先施設

- ・南相馬市小高区、田村市都路、楡葉町、広野町、飯舘村、川内村にある介護保険施設（対象6施設）



お問合せ先

一般社団法人 福島県老人福祉施設協議会

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111番地（福島県総合社会福祉センター内）
TEL 024-572-3654 FAX 024-572-3664 E-mail fukurou@agajio.ocn.ne.jp

都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※福祉人材情報システム上の数値を掲載。

2018(平成30)年度4～1月分

県 名	新規求 人数(a)	新規求 人件数 (f)	有効求 人数(b)	有効求 人件数	新規求 職者数 (c)	有効求 職者数 (d)	内学生	紹介・応募数			採用人数(e)	
									内紹介数	内応募数		紹介による 採用人数
01.北海道	7,706	3,669	21,560	10,170	1,468	4,765	708 (14.9%)	136	114	22	75	70
02.青森県	2,197	1,289	6,285	3,572	802	2,571	416 (16.2%)	153	153	0	86	86
03.岩手県	4,035	2,085	11,481	5,827	903	2,783	241 (8.7%)	171	167	4	116	115
04.宮城県	3,512	1,466	10,102	4,178	733	2,095	130 (6.2%)	51	47	4	52	50
05.秋田県	1,991	1,098	5,431	2,953	296	912	233 (25.5%)	114	113	1	81	81
06.山形県	4,088	2,176	11,408	6,099	608	1,827	86 (4.7%)	69	66	3	55	55
07.福島県	3,842	1,672	11,721	5,002	748	2,818	1,116 (39.6%)	35	31	4	13	13
08.茨城県	5,344	2,349	16,799	7,162	583	1,950	442 (22.7%)	90	85	5	53	53
09.栃木県	7,682	3,229	20,052	8,458	1,122	3,458	784 (22.7%)	221	213	8	121	119
10.群馬県	7,838	3,939	22,515	11,258	1,536	5,531	1,502 (27.2%)	223	204	19	137	131
11.埼玉県	15,727	6,707	48,030	19,986	2,438	9,285	3,528 (38.0%)	342	280	62	98	92
12.千葉県	8,666	3,041	27,680	9,331	652	2,291	609 (26.6%)	95	54	41	37	33
13.東京都	22,417	10,155	65,077	29,097	4,870	15,388	1,576 (10.2%)	1,347	824	523	306	212
14.神奈川県	19,058	7,677	55,374	21,937	2,229	7,585	1,448 (19.1%)	552	415	137	282	259
15.新潟県	4,949	2,006	16,060	5,912	539	2,063	824 (39.9%)	76	75	1	48	47
16.富山県	4,397	2,140	12,803	6,139	757	3,317	2,258 (68.1%)	168	166	2	149	149
17.石川県	4,735	2,565	14,109	7,567	1,284	4,404	1,116 (25.3%)	204	204	0	157	157
18.福井県	2,656	1,446	7,777	4,151	639	2,362	783 (33.1%)	107	106	1	96	96
19.山梨県	2,531	1,333	7,747	3,941	295	884	116 (13.1%)	66	45	21	26	26
20.長野県	5,097	2,596	14,553	7,261	1,022	2,482	264 (10.6%)	162	151	11	101	97
21.岐阜県	3,299	1,505	9,984	4,471	550	2,039	618 (30.3%)	84	79	5	43	42
22.静岡県	18,584	9,267	51,525	25,497	3,741	12,096	2,836 (23.4%)	793	777	16	621	617
23.愛知県	7,542	3,792	22,069	11,071	774	2,552	401 (15.7%)	79	48	31	31	24
24.三重県	4,632	1,931	14,310	5,849	663	1,877	58 (3.1%)	63	59	4	43	43
25.滋賀県	2,819	1,256	8,615	3,629	884	3,204	817 (25.5%)	77	67	10	38	38
26.京都府	9,397	4,303	27,288	12,235	2,263	9,994	5,179 (51.8%)	347	307	40	222	214
27.大阪府	8,877	4,003	26,537	11,739	1,736	5,134	376 (7.3%)	298	120	178	69	28
28.兵庫県	3,800	1,642	11,067	4,820	517	1,746	404 (23.1%)	74	62	12	24	21
29.奈良県	4,591	2,204	13,474	6,376	841	2,428	297 (12.2%)	231	221	10	155	154
30.和歌山県	2,597	1,383	7,213	3,825	693	2,253	212 (9.4%)	94	94	0	56	56
31.鳥取県	1,943	745	5,823	2,138	381	1,516	800 (52.8%)	36	35	1	19	19
32.島根県	4,476	2,653	12,379	7,128	1,050	4,056	1,834 (45.2%)	234	234	0	185	185
33.岡山県	5,033	2,146	15,713	6,443	591	3,102	2,034 (65.6%)	30	23	7	15	14
34.広島県	5,342	2,367	16,786	7,259	612	2,695	1,364 (50.6%)	53	48	5	28	27
35.山口県	2,102	1,003	6,347	2,944	1,051	3,482	644 (18.5%)	85	79	6	53	51
36.徳島県	3,246	1,571	9,246	4,463	2,107	6,210	566 (9.1%)	48	46	2	29	28
37.香川県	4,698	2,154	13,509	6,249	1,352	4,475	786 (17.6%)	80	69	11	61	58
38.愛媛県	2,625	1,254	7,798	3,608	518	1,648	278 (16.9%)	46	38	8	38	38
39.高知県	5,156	2,667	13,509	7,021	1,705	6,334	1,650 (26.0%)	143	143	0	84	84
40.福岡県	5,555	2,529	15,935	7,207	576	1,875	270 (14.4%)	108	79	29	29	20
41.佐賀県	1,388	721	3,986	2,015	816	2,387	154 (6.5%)	37	35	2	23	23
42.長崎県	4,142	2,454	12,394	6,990	869	2,776	611 (22.0%)	210	207	3	147	146
43.熊本県	3,047	1,571	8,918	4,575	436	1,657	899 (54.3%)	91	87	4	91	88
44.大分県	3,097	1,713	8,324	4,604	456	1,480	331 (22.4%)	96	68	28	55	54
45.宮崎県	2,177	1,281	6,014	3,591	502	1,605	320 (19.9%)	147	140	7	102	101
46.鹿児島県	2,582	1,315	7,013	3,522	254	928	142 (15.3%)	15	8	7	9	7
47.沖縄県	3,886	1,754	10,795	4,792	597	2,549	1,611 (63.2%)	70	58	12	31	27
合 計	265,101	123,822	773,135	354,062	50,059	170,869	43,672	8,051	6,744	1,307	4,390	4,148
全国平均値	5,640	2,635	16,450	7,533	1,065	3,636	929	171	143	28	93	88

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

* 有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、平成30年度4～1月の累計。

* 新規求人数・新規求人件数・新規求職者数・紹介／応募人数・採用人数は、平成30年度4月～1月の累計。

* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

* 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。

* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。

* 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比
(平成30年度4～1月の累計／平成29
年度4～1月の累計)

県 名	有効求人 倍率 (b/d)	充足率 (e/a)	就職率 (e/c)
01.北海道	4.52	1.0%	5.1%
02.青森県	2.44	3.9%	10.7%
03.岩手県	4.13	2.9%	12.8%
04.宮城県	4.82	1.5%	7.1%
05.秋田県	5.96	4.1%	27.4%
06.山形県	6.24	1.3%	9.0%
07.福島県	4.16	0.3%	1.7%
08.茨城県	8.61	1.0%	9.1%
09.栃木県	5.80	1.6%	10.8%
10.群馬県	4.07	1.7%	8.9%
11.埼玉県	5.17	0.6%	4.0%
12.千葉県	12.08	0.4%	5.7%
13.東京都	4.23	1.4%	6.3%
14.神奈川県	7.30	1.5%	12.7%
15.新潟県	7.78	1.0%	8.9%
16.富山県	3.86	3.4%	19.7%
17.石川県	3.20	3.3%	12.2%
18.福井県	3.29	3.6%	15.0%
19.山梨県	8.76	1.0%	8.8%
20.長野県	5.86	2.0%	9.9%
21.岐阜県	4.90	1.3%	7.8%
22.静岡県	4.26	3.3%	16.6%
23.愛知県	8.65	0.4%	4.0%
24.三重県	7.62	0.9%	6.5%
25.滋賀県	2.69	1.3%	4.3%
26.京都府	2.73	2.4%	9.8%
27.大阪府	5.17	0.8%	4.0%
28.兵庫県	6.34	0.6%	4.6%
29.奈良県	5.55	3.4%	18.4%
30.和歌山県	3.20	2.2%	8.1%
31.鳥取県	3.84	1.0%	5.0%
32.島根県	3.05	4.1%	17.6%
33.岡山県	5.07	0.3%	2.5%
34.広島県	6.23	0.5%	4.6%
35.山口県	1.82	2.5%	5.0%
36.徳島県	1.49	0.9%	1.4%
37.香川県	3.02	1.3%	4.5%
38.愛媛県	4.73	1.4%	7.3%
39.高知県	2.13	1.6%	4.9%
40.福岡県	8.50	0.5%	5.0%
41.佐賀県	1.67	1.7%	2.8%
42.長崎県	4.46	3.5%	16.9%
43.熊本県	5.38	3.0%	20.9%
44.大分県	5.62	1.8%	12.1%
45.宮崎県	3.75	4.7%	20.3%
46.鹿児島県	7.56	0.3%	3.5%
47.沖縄県	4.23	0.8%	5.2%
合 計			
全国平均値	4.52	1.7%	8.8%

新規求 人数(a)	新規求 人件数 (f)	新規求 職者数 (c)	採用人 数(e)
99.9%	97.5%	107.6%	156.3%
87.3%	96.9%	138.0%	67.2%
107.3%	103.3%	96.6%	92.1%
95.2%	94.2%	159.3%	152.9%
78.0%	80.1%	94.9%	108.0%
137.2%	139.8%	103.8%	68.8%
86.6%	90.8%	113.5%	108.3%
103.8%	108.9%	96.7%	147.2%
111.8%	109.9%	133.3%	137.5%
101.6%	103.3%	90.1%	82.5%
94.7%	99.2%	99.8%	119.5%
95.4%	94.6%	130.1%	176.2%
104.9%	102.9%	93.5%	95.9%
97.8%	100.0%	96.6%	123.7%
110.3%	108.6%	72.1%	35.3%
98.1%	101.9%	93.1%	84.7%
100.2%	97.8%	90.6%	95.7%
111.1%	104.0%	128.8%	94.1%
104.0%	102.5%	120.4%	92.9%
108.4%	110.2%	163.3%	138.4%
71.1%	78.0%	78.5%	47.8%
115.0%	110.8%	105.8%	104.4%
108.1%	103.9%	104.2%	206.7%
97.8%	101.7%	70.2%	61.4%
73.6%	75.3%	101.4%	422.2%
105.3%	107.2%	105.3%	124.7%
91.8%	94.0%	84.0%	109.5%
123.3%	113.4%	114.4%	77.4%
103.3%	105.2%	92.7%	102.6%
101.1%	104.0%	92.6%	90.3%
145.0%	145.5%	173.2%	237.5%
106.7%	107.5%	96.5%	80.4%
97.0%	109.3%	117.0%	166.7%
84.8%	88.7%	81.3%	155.6%
106.9%	120.0%	157.1%	481.8%
93.2%	93.7%	119.3%	47.5%
137.1%	133.6%	88.6%	103.4%
87.4%	96.5%	107.9%	88.4%
87.9%	91.1%	77.6%	91.3%
114.7%	126.3%	104.5%	90.6%
128.5%	125.4%	134.2%	127.8%
102.0%	103.7%	87.0%	115.7%
101.4%	101.0%	121.4%	149.2%
101.5%	100.9%	80.7%	70.5%
87.5%	93.4%	122.7%	122.9%
107.2%	110.0%	52.6%	112.5%
225.9%	247.7%	170.6%	310.0%
102.1%	103.5%	101.1%	101.3%
102.1%	103.5%	101.1%	101.3%

都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1	かでの2.7 3階	011-272-6662	011-272-6663
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	函館市総合福祉センター（あいよる21）3階	0138-23-8546	0138-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12-3	釧路市総合福祉センター3階	0154-24-1686	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3-9-1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525	0155-21-2415
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3-4-1	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046	0157-61-8183
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3-3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111	0144-34-8141
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012	017-777-0015
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市大字宮園2-8-1	社会福祉センター内	0172-36-1830	0172-33-1163
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8-8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3-7-4	宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880	018-864-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター内	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918	茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600	027-255-6040
	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1	高崎市労使会館1階	027-324-2761	027-320-8378
	太田市福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549	太田市福祉会館1階	0276-48-9599	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ内	048-833-8033	048-833-8062
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1	塚本大千葉ビル6階	043-222-1294	043-222-0774
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-7923	03-5211-1494
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422	042-595-8432
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816	045-313-4590
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区小田中6-22-5	川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726	044-739-8740
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523	025-282-0548
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5-21	富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4-17-1	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2-3-22	福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294	0776-24-4187
	嶺南福祉人材バンク	914-0047	敦賀市東洋町4-1	敦賀市福祉総合センター（あいあいプラザ）内	0770-22-3133	0770-22-3785
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654	055-254-8614
長野県	長野県福祉人材センター	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県社会福祉総合センター4階	026-226-7330	026-227-0137
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉会館内	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館シズウエル3階	054-271-2110	054-272-8831
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942	055-952-2943
	浜松市福祉人材バンク	432-8035	浜松市中区成子町140-8	浜松市福祉交流センター3階	053-458-9205	053-453-0716
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市東区白壁1-50	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519	052-212-5520
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111	0532-52-1112
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2-131	三重県社会福祉会館内	059-224-1082	050-222-0170
滋賀県	滋賀県南部介護・福祉人材センター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925	077-567-3928
	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36	長浜市民交流センター1階	0749-64-5125	0749-64-5126
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター1階	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター内	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	奈良県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2-1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211	073-435-5209
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄1-23-1	田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材研修センター内	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957	0852-32-5956
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507	086-801-9190

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館1階	082-254-3415	082-256-2228
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5-12-21	呉市福祉会館内	0823-21-5013	0823-25-7453
山口県	山口県福祉人材センター	753-0072	山口市大手町9-6	ゆ〜あいプラザ山口県社会福祉会館内	083-922-6200	083-922-6652
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1-2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040	088-656-1173
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250	087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町3-8-15	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344	089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1	ふくし交流プラザ1階	088-844-3511	088-821-6765
	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8	総合社会福祉センター内	0887-34-3540	0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3	社会福祉センター内	0880-35-5514	0880-35-5241
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7	クローバープラザ東棟2階	092-584-3310	092-584-3319
	北九州市福祉人材バンク	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	ウェルとばた8階	093-881-0901	093-882-3579
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34	久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035	0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4	社会福祉協議会内	0948-23-2210	0948-23-2262
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市中津熊501	行橋市総合福祉センター（ウイズゆくはし）内	0930-23-8495	0930-22-2903
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656	095-846-8798
	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1		0956-24-1184	0956-23-3175
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077	096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3-4-1	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000	097-552-7002
	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1-8	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026	0973-24-3452
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2-22	宮崎県福祉総合センター人材研修館1階	0985-32-9740	0985-27-0877
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703	098-886-8474
	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142	0980-53-6042

都道府県福祉人材センター事業実施状況
(福祉人材センター平成29年度事業実績および平成30年度事業計画等調査(平成30年9月))

1. 職員体制(平成30年4月1日時点)

都道府県名	合計												所 長												一般職員												
合計	541	193	454	127	9	57	-	272	46	26	4	46	44	19	18	-	26	-		1	-	1	-		168	108	133	80	2	26	-		45	6	8	1	
平均	12	4	10	3	9	2	-	7	5	2	1	1	1	1	1	-	1	-		1	-	1	-		4	3	4	2	2	2	-		3	2	1	1	
記入の件数	47	47	45	40	1	30	-	39	10	11	3	46	44	19	18	-	26	-		1	-	1	-		45	42	38	35	1	15	-		13	3	6	1	
北海道	7	3				3					4	1	1				1								2	2				2							
青森県	15	3	14	2		1		9	3			1	1				1								2	2	2	2									
岩手県	14	3	9			3		9		2		1	1				1																				
宮城県	6	3	6	3				3				1	1	1	1																						
秋田県	11	2	10	1		1		9																6	2	5	1		1			4				↗ 1	
山形県	8	3	6	1		2		5				1	1				1							1	1				1								
福島県	9	5	7	4		1		3		1		1	1				1							4	4	4	4										
茨城県	15	5	11	2		3			9		1	1	1				1							4	4	2	2		2								
栃木県	17	5	15	3		2		12				1		1					1					4	4	2	2		2								
群馬県	7	3	7	3					4			1	1	1	1				↗ 1					2	2	2	2				↘ 1						
埼玉県	19	4	19	4				6	9			1	1	1	1									10	3	10	3					6	1			↗ 1	
千葉県	17	2	17	2				15				1	1	1	1									5	1	5	1					4				↗ 1	
東京都	35	10	34	9		1		13	12			1	1				1							9	9	9	9				↘ 1						
神奈川県	22	5	21	4		1		17				1	1				1							12	4	12	4					8					
新潟県	7	3	5	1		2		4				1	1				1							2	2	1	1		1		↗ 1						
富山県	11	4	10	3		1		7				1	1				1							3	3	3	3				↗ 1						
石川県	9	7	9	7				2				1	1	1	1		1							3	3	3	3										
福井県	8	8	8	8								1	1	1	1		1							3	3	3	3										
山梨県	7	2	6	1		1		5				1	1				1							4	1	4	1					3					
長野県	13	2	12	1		1		11				1	1				1							4	1	4	1					3					
岐阜県	10	4	9	3		1		6				1	1	1	1		1							2	2	1	1		1								
静岡県	16	5	11			5		11				1	1				1							1	1				1							↘ 1	
愛知県	14	14	14	5	9							1	1	1	1		1							6	6	6	4	2									
三重県	18	5	18	5				13				1	1	1	1		1							10	1	10	1				↗ 1	9					
滋賀県	5	2	4	1		1		3				1	1				1							2	1	2	1					1		9			
京都府	15	4	15	4				9	2			1	1	1	1		1							5	3	5	3						2				
大阪府	28	5	27	4		1		23				1	1				1							2	2	2	2										
兵庫県	6	2	5	1		1		4				1	1				1							2	1	2	1					1					
奈良県	10	3	9	2		1		7				1	1				1							4	2	4	2				↗ 1	2				↗ 1	
和歌山県	9	3	5	1		2		3	1	1	1	1	1				1							4	2	1	1		1				1	1			
鳥取県	8	4	4	1		3		3		1		1	1				1							4	3	1	1		2		↗ 人		1			↘ 1	
島根県	12	6	12	6				6				1	1	1	1		1							3	3	3	3										
岡山県	8	8	7	7		1						1	1				1							6	6	6	6										
広島県	3	3	2	2		1						1	1				1							2	2	2	2										
山口県	11	4	11	4				7				1	1	1	1		1							1		1						1					
徳島県	8	2	6	1		1		5		1		1	1				1							1	1	1	1										
香川県	6	1	6	1				5				1	1	1	1		1							2		2						2					
愛媛県	9	2	2			2		2		3	2	1	1				1							3	1				1				2				
高知県	9	6	9	6				3				1	1	1	1		1							2	2	2	2		2			↗ 1				↘ 1	
福岡県	9	5	3			5		3		1		1	1				1							5	4				4		↗ 1		1				
佐賀県	14	6				6				8		1	1				1							5	5				5		↘ 1						
長崎県	10	5	8	3		2		5				1	1				1							2	2	1	1		1		↗ 1						
熊本県	10	2	9	2				7		1		1	1	1	1		1							2		1						1	1			↘ 1	
大分県	10	1	6			1		4	2	3		1								1				3	1				1				2				
宮崎県	11	3	11	3				8				1	1	1	1		1							2	2	2	2		2								
鹿児島県	9	3	9	3				3	3		3	1	1	1	1		1							5	2	5	2		2				3				
沖縄県	6	3	6	3				2	1			1	1	1	1		1							2	2	2	2		2								

1. 職員体制（平成30年4月1日時点）

都道府県名	合計												求人・求職相談担当												福祉人材確保相談担当												
	うち 正 規	うち 専 任	正 規				非正規				合計	うち 正 規	うち 専 任	正 規				非正規				合計	うち 正 規	うち 専 任	正 規				非正規								
			専任		兼任		専任		兼任					専任		兼任		増減		専任					兼任		増減		専任		兼任		増減				
			常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤				常 勤	非 常 勤	比 較	人 数	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤				比 較	人 数	常 勤	非 常 勤	比 較	人 数	常 勤	非 常 勤	比 較	人 数			
合計	541	193	454	127	9	57	-	272	46	26	4	83	9	76	7	-	2	-		56	13	4	1		8	-	8	-	-	-	-		7	1	-	-	
平均	12	4	10	3	9	2	-	7	5	2	1	3	2	3	1	-	2	-		3	3	1	1		1	-	1	-	-	-	-		1	1	-	-	
記入セル数	47	47	45	40	1	30	-	39	10	11	3	30	6	28	5	-	1	-		22	5	3	1		6	-	6	-	-	-	-		5	1	-	-	
北海道	7	3				3				4																											
青森県	15	3	14	2		1		9	3			5		5						5			↗	3	1		1					1					
岩手県	14	3	9			3		9		2		4	2				2				2		↗	1													
宮城県	6	3	6	3				3				2	1	2	1					1																	
秋田県	11	2	10	1		1		9				2		2						2																	
山形県	8	3	6	1		2		5				3		3						3				1		1					1						
福島県	9	5	7	4		1		3		1																											
茨城県	15	5	11	2		3			9		1	2		1						1		1															
栃木県	17	5	15	3		2		12				4		4						4																	
群馬県	7	3	7	3					4			2		2						2				1		1					1						
埼玉県	19	4	19	4				6	9			4		4						4			↘	2													
千葉県	17	2	17	2				15				5		5						5			↘	1	3	3					3						
東京都	35	10	34	9		1		13	12			5		5						5																	
神奈川県	22	5	21	4		1		17																													
新潟県	7	3	5	1		2		4																													
富山県	11	4	10	3		1		7				4		4						4			↘	1													
石川県	9	7	9	7				2				4	2	4	2					2																	
福井県	8	8	8	8																																	
山梨県	7	2	6	1		1		5																													
長野県	13	2	12	1		1		11				2		2						2				1		1					1						
岐阜県	10	4	9	3		1		6				1	1	1	1																						
静岡県	16	5	11			5		11				7		7						7																	
愛知県	14	14	14	5	9																																
三重県	18	5	18	5				13				2	1	2	1		↗	1	1																		
滋賀県	5	2	4	1		1		3																													
京都府	15	4	15	4				9	2			5		5						5																	
大阪府	28	5	27	4		1		23				1		1						1																	
兵庫県	6	2	5	1		1		4																													
奈良県	10	3	9	2		1		7																													
和歌山県	9	3	5	1		2		3	1	1	1																										
鳥取県	8	4	4	1		3		3		1																											
島根県	12	6	12	6				6				1		1						1																	
岡山県	8	8	7	7		1																															
広島県	3	3	2	2		1																															
山口県	11	4	11	4				7																													
徳島県	8	2	6	1		1		5		1													1		1					1							
香川県	6	1	6	1				5				1		1						1																	
愛媛県	9	2	2			2		2		3	2	3		2			↘	1	2		1	↗	2														
高知県	9	6	9	6				3				2	2	2	2																						
福岡県	9	5	3			5		3		1		1		1						1																	
佐賀県	14	6				6				8		1									1																
長崎県	10	5	8	3		2		5				1		1						1																	
熊本県	10	2	9	2				7		1		1		1						1																	
大分県	10	1	6			1		4	2	3		2		2						2																	
宮崎県	11	3	11	3				8				3		3						3																	
鹿児島県	9	3	9	3				3	3																												
沖縄県	6	3	6	3				2	1			3		3						2	1																

1. 職員体制（平成30年4月1日時点）

都道府県名	合計												キャリア支援専門員												事業者アドバイザー												
	うち 正 規	うち 専 任	正 規				非正規				合計	うち 正 規	うち 専 任	正 規				非正規				合計	うち 正 規	うち 専 任	正 規				非正規								
			専任		兼任		専任		兼任					専任		兼任		増減		専任					兼任		増減		専任		兼任		増減				
			常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤				常 勤	非 常 勤	増 比	人 数	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤				増 比	人 数	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤	増 比	人 数					
合計	541	193	454	127	9	57	-	272	46	26	4	148	29	139	19	7	3	-		104	9	6	-		23	-	21	-	-	-	-		12	9	-	2	
平均	12	4	10	3	9	2	-	7	5	2	1	4	2	4	2	7	3	-		3	2	3	-		6	-	7	-	-	-	-		6	5	-	2	
記入セル数	47	47	45	40	1	30	-	39	10	11	3	41	14	39	12	1	1	-		32	4	2	-		4	-	3	-	-	-	-		2	2	-	1	
北海道	7	3				3				4		4									4																
青森県	15	3	14	2		1		9	3			2	2							2					3		3						3				
岩手県	14	3	9			3		9		2		7	7							7																	
宮城県	6	3	6	3				3				3	1	3	1					2																	
秋田県	11	2	10	1		1		9				3	3							3																	
山形県	8	3	6	1		2		5				2	1	2	1					1																	
福島県	9	5	7	4		1		3		1		2	2							2																	
茨城県	15	5	11	2		3			9		1	5	5							5																	
栃木県	17	5	15	3		2		12				3	3							3																	
群馬県	7	3	7	3					4			1	1							1																	
埼玉県	19	4	19	4				6	9																												
千葉県	17	2	17	2				15				3	3							3																	
東京都	35	10	34	9		1		13	12			3	3							2	1				17	17						11	6				
神奈川県	22	5	21	4		1		17				6	6							6																	
新潟県	7	3	5	1		2		4				4	4							4																	
富山県	11	4	10	3		1		7				2	2							2																	
石川県	9	7	9	7				2				1	1	1	1																						
福井県	8	8	8	8								4	4	4	4																						
山梨県	7	2	6	1		1		5				2	2							2																	
長野県	13	2	12	1		1		11				4	4							4																	
岐阜県	10	4	9	3		1		6				4	4							4																	
静岡県	16	5	11			5		11				5	3	2				3		2																	
愛知県	14	14	14	5	9							7	7	7				7																			
三重県	18	5	18	5				13				5	2	5	2					3																	
滋賀県	5	2	4	1		1		3				2	2							2																	
京都府	15	4	15	4				9	2																												
大阪府	28	5	27	4		1		23				15	1	15	1					14																	
兵庫県	6	2	5	1		1		4				3	3							3																	
奈良県	10	3	9	2		1		7				5	5							5																	
和歌山県	9	3	5	1		2		3	1	1	1	3	3							3																	
鳥取県	8	4	4	1		3		3		1		1	1							1																	
島根県	12	6	12	6				6				3	1	3	1					1	2																
岡山県	8	8	7	7		1						1	1	1	1																						
広島県	3	3	2	2		1																															
山口県	11	4	11	4				7				9	3	9	3						1	6															
徳島県	8	2	6	1		1		5		1		2	2							2					1	1											
香川県	6	1	6	1				5				2	2							2																	
愛媛県	9	2	2			2		2		3	2													2									2				
高知県	9	6	9	6				3				2	1	2	1					1																	
福岡県	9	5	3			5		3		1		2	2							2																	
佐賀県	14	6				6				8		2									2																
長崎県	10	5	8	3		2		5				5	2	5	2						1	3															
熊本県	10	2	9	2				7		1		4	1	4	1					3																	
大分県	10	1	6			1		4	2	3		2	2								2																
宮崎県	11	3	11	3				8																													
鹿児島県	9	3	9	3				3	3			3	3							3																	
沖縄県	6	3	6	3				2	1																												

1. 職員体制（平成30年4月1日時点）

都道府県名	合計												その他																役職
	うち 正 規	うち 専 任	正規				非正規				合計			正規					非正規										
			専任		兼任		専任		兼任		うち 正 規	うち 専 任	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数	専任 常勤	兼任 非常勤	増減 比較	人数									
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤																			
合計	541	193	454	127	9	57	-	272	46	26	4	65	3	58	3	-	-	-		47	8	7	-						
平均	12	4	10	3	9	2	-	7	5	2	1	3	1	3	1	-	-	-		2	3	2	-						
記入センター数	47	47	45	40	1	30	-	39	10	11	3	23	3	22	3	-	-	-		19	3	3	-						
北海道	7	3				3				4																			
青森県	15	3	14	2		1		9	3			1		1						1				↘	3	事務職員			
岩手県	14	3	9			3		9		2		2		2						2				↗	1	医療的ケア研修担当、職能団体担当			
宮城県	6	3	6	3				3																					
秋田県	11	2	10	1		1		9																					
山形県	8	3	6	1		2		5																↘					
福島県	9	5	7	4		1		3		1		2		1						1		1						保育センター	
茨城県	15	5	11	2		3			9		1	3		3							3			↘	2	事務員／子育て支援専門員			
栃木県	17	5	15	3		2		12				5	1	5	1			↗	1	4								出前講座・介護・保育貸付	
群馬県	7	3	7	3					4																				
埼玉県	19	4	19	4				6	9			4		4							4			↗	1	保育士保育園支援センター・介護等体験事業			
千葉県	17	2	17	2				15																					
東京都	35	10	34	9		1		13	12																				
神奈川県	22	5	21	4		1		17				3		3							3							保育士・保育所支援センター専任	
新潟県	7	3	5	1		2		4																					
富山県	11	4	10	3		1		7				1		1							1							保育士・保育所支援センター 保育士再就職コーディネーター	
石川県	9	7	9	7				2																				課内補助職員 1人	
福井県	8	8	8	8																									
山梨県	7	2	6	1		1		5																					
長野県	13	2	12	1		1		11				1		1							1							保育士支援アドバイザー	
岐阜県	10	4	9	3		1		6				2		2							2							届出登録推進/相談事業	
静岡県	16	5	11			5		11				2		2							2							参入促進事業	
愛知県	14	14	14	5	9																								
三重県	18	5	18	5				13																					
滋賀県	5	2	4	1		1		3																					
京都府	15	4	15	4				9	2			4		4							4							潜在有資格者事業、貸付事業等	
大阪府	28	5	27	4		1		23				9	1	9	1						8			↗	1	保保センター、介護・保育修学			
兵庫県	6	2	5	1		1		4																					
奈良県	10	3	9	2		1		7																					
和歌山県	9	3	5	1		2		3	1	1	1	1		1							1							保育士支援コーディネーター	
鳥取県	8	4	4	1		3		3		1		2		2							2							保育士・保育所支援センターコーディネーター	
島根県	12	6	12	6				6				4	1	4	1			↘	1	3								支所長、保育士再就職支援コーディネーター、介護の再就職支援コーディネーター	
岡山県	8	8	7	7		1																							
広島県	3	3	2	2		1																							
山口県	11	4	11	4				7																					
徳島県	8	2	6	1		1		5		1		2		1							1		1					貸付事業業務担当	
香川県	6	1	6	1				5																					
愛媛県	9	2	2			2		2		3	2																		
高知県	9	6	9	6				3				2		2							2							保育士確保事業担当	
福岡県	9	5	3			5		3		1																			
佐賀県	14	6				6				8		5										5						保育士コーディネーター、貸付担当	
長崎県	10	5	8	3		2		5				1		1							1			↘	3	事務職員 1名			
熊本県	10	2	9	2				7		1		2		2							2							保育士再就職支援コーディネーター	
大分県	10	1	6			1		4	2	3		2		2							2							職場体験事業、複数事業所連携研修事業ほか	
宮崎県	11	3	11	3				8				5		5							5							貸付担当	
鹿児島県	9	3	9	3				3	3																				
沖縄県	6	3	6	3				2	1																				

2. キャリア支援専門員・事業所アドバイザーの保有資格（複数回答）平成30年4月1日時点

都道府県名	キャリア支援専門員														事業者アドバイザー									
	29年度	30年度													29年度	30年度								
	配置 状況 人数	配置 状況 人数	社会 福祉 士	精 神 保 健 福 祉 士	介 護 福 祉 士	保 育 士	介 護 支 援 専 門 員	社 労 士	キ ャ リ ア カ ウ ン セ ラ ー	ハ ロ ー ワ ー ク O B	そ の 他	その他資格内容		配置 状況 人数	配置 状況 人数	公 認 会 計 士	社 労 士	中 小 企 業 診 断 士	弁 護 士	税 理 士	そ の 他	その他 資格内 容		
合計	141	144	31	6	31	9	19	1	10	14	24			12	11	2	5	-	1	1	-			
平均	4	4	2	1	2	1	1	1	1	1	2			2	2	1	2	-	1	1	-			
配置セクター数	39	41	14	6	20	7	14	1	7	11	16			5	5	2	3	-	1	1	-			
北海道	4	4																						
青森県	2	2												3	3	1	1		1					
岩手県	7	7			1	1			2															
宮城県	3	3	1																					
秋田県	3	3			1					2	キャリアコンサルタント、介護職員初任者研修													
山形県	2	2	1							1	介護職員初任者研修、実務者研修修了													
福島県	5	5	3						1															
茨城県	5	5			2		1		1	2	教員免許													
栃木県	3	3	1		1	1			1															
群馬県	2	1																						
埼玉県																								
千葉県	3	3			1				1	3	社会福祉主事													
東京都	3	3		1	3				1	1	社会福祉主事任用													
神奈川県	6	6	3	1	3		2			3	社会福祉主事任用資格、訪問介護員研修2級													
新潟県	5	4			1					2	社会福祉主事2・児童指導員・初任者研修・栄養士													
富山県	2	2		1	2		1																	
石川県	1	1								1														
福井県	4	4			1																			
山梨県	2	2	1				1																	
長野県	4	4			1					1	1	訪問介護員2級												
岐阜県	3	4	1		1	1	1																	
静岡県	5	5	3	1	1	2	1			1	一般企業で労務管理を担当していた者		4	4	1	3								
愛知県	7	7	1				1																	
三重県	5	5	2					1			2													
滋賀県	2	2			1					1	高校教諭免許													
京都府																								
大阪府	15	15	8	1	5		3		2	2														
兵庫県	3	3								1														
奈良県	5	5							2	2														
和歌山県	3	3			1		1			2	1	労働行政経験者、介護労働安定センター支部長経験者		2	1									
鳥取県	1	1																						
島根県	3	3																						
岡山県	1	1																						
広島県																								
山口県		2	2			1																		
徳島県	2	2								1	1	キャリアコンサルタントなど			1									
香川県	2	2			1	1	1																	
愛媛県													2	2		1			1					
高知県	2	2								1	1													
福岡県		2			1		2				1	施設長及び人事担当												
佐賀県	2	2									1	教員免許												
長崎県	4	5	3		1	2	1		1															
熊本県	4	4	1	1			1		1															
大分県	3	2			2		2						1											
宮崎県																								
鹿児島県	3	3																						
沖縄県																								

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成29年度実績）

① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

都道府県名	ハローワーク				市区町村社協				養成校、大学、高校等			
	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	261か所	3,624回	5,512件	2,776件	12か所	199回	63件	8件	266か所	331回	2,836件	361件
平均	7か所	104回	190件	198件	3か所	50回	21件	8件	19か所	24回	218件	45件
取り組みセンター数	35				4				14			
北海道	5か所	21回	45件									
青森県									84か所	84回	86件	13件
岩手県	10か所	140回	135件		4か所	108回						
宮城県	9か所	89回	354件	43件								
秋田県	9か所	108回	78件									
山形県	8か所	107回	348件	74件								
福島県												
茨城県	6か所	143回	133件	29件	6か所	60回	27件	8件				
栃木県	11か所	185回	262件									
群馬県	3か所	35回	19件		1か所	7回	4件					
埼玉県									6か所	10回	27件	
千葉県	7か所	85回	158件									
東京都	4か所	116回	197件		1か所	24回	32件		4か所	10回		
神奈川県	11か所	160回	346件	2,127件								
新潟県	6か所	24回	55件	6件					1か所	1回	13件	
富山県	6か所	108回	140件									
石川県	9か所	122回	179件						11か所	20回	206件	
福井県	2か所	71回	37件									
山梨県	7か所	101回							1か所	2回	14件	4件
長野県	12か所	115回		30件								
岐阜県	7か所	214回	504件	197件					5か所	6回	125件	115件
静岡県	15か所	131回	293件	134件								
愛知県	17か所	248回	757件									
三重県	9か所	84回	218件	35件					4か所	4回	111件	103件
滋賀県	4か所	43回	39件	8件								
京都府												
大阪府	9か所	50回	110件									
兵庫県	8か所	88回	189件									
奈良県	5か所	125回	178件	5件					6か所	20回	180件	6件
和歌山県												
鳥取県												
島根県	3か所	33回										
岡山県												
広島県												
山口県	8か所	88回										
徳島県	4か所	48回										
香川県	3か所	54回	91件	28件								
愛媛県	7か所	77回	80件									
高知県	5か所	79回							30か所	40回	422件	52件
福岡県												
佐賀県	5か所	59回	56件	31件					2か所	3回	13件	13件
長崎県												
熊本県	9か所	107回	116件									
大分県	6か所	186回	202件	29件					6か所	6回	57件	55件
宮崎県									1か所	3回	3件	
鹿児島県	12か所	180回	193件						105か所	122回	1,579件	
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成29年度実績）

① 求職者向け相談等支援実施状況（出張個別相談）

参考）出張相談と窓口相談の比較

都道府県名	就職相談会、合同面接会等				その他			
	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数
合計	192か所	260回	1,626件	638件	65か所	489回	1,473件	58件
平均	9か所	12回	96件	80件	4か所	27回	98件	8件
取り組みセンター数	21				18			
北海道	9か所	9回	171件					
青森県	21か所	56回	544件	71件	3か所	3回	58件	5件
岩手県					7か所	125回	67件	
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県	2か所	2回	8件	1件	7か所	8回	15件	5件
栃木県					2か所	22回	8件	
群馬県					1か所	10回	3件	
埼玉県								
千葉県	2か所	9回	25件					
東京都								
神奈川県	5か所	5回	46件		2か所	61回	61件	
新潟県	10か所	11回	57件	2件	2か所	29回	38件	17件
富山県					1か所	5回	9件	
石川県	12か所	16回	36件					
福井県					1か所	22回	不明	
山梨県	6か所	6回	8件					
長野県	18か所	24回	116件	31件				
岐阜県								
静岡県	9か所	9回	57件	10件	5か所	6回	30件	5件
愛知県								
三重県	12か所	14回	35件	22件				
滋賀県					7か所	41回	21件	7件
京都府								
大阪府	47か所	49回	360件		10か所	65回	977件	
兵庫県	5か所	5回	18件		3か所	3回	69件	
奈良県					2か所	37回	26件	8件
和歌山県								
鳥取県								
島根県					1か所	10回		
岡山県	6か所	14回	46件	1件				
広島県								
山口県	9か所	9回						
徳島県	2か所	2回						
香川県	1か所	1回	8件					
愛媛県								
高知県	2か所	2回		500件	9か所	9回	70件	11件
福岡県								
佐賀県	1か所	1回	59件					
長崎県								
熊本県	10か所	10回			1か所	12回	21件	
大分県	3か所	6回	32件		1か所	21回		
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

出張個別相談				センター窓口	
か所数	延べ回数	延べ相談受付数	求職登録数	延べ相談受付数	求職登録数
796か所	4,903回	11,510件	3,841件	16,152件	3,463件
20か所	126回	320件	213件	2,019件	693件
39				8	
14か所	30回	216件			
108か所	143回	688件	89件	1,715件	802件
21か所	373回	202件			
9か所	89回	354件	43件		
9か所	108回	78件			
8か所	107回	348件	74件		
21か所	213回	183件	43件		
13か所	207回	270件			
5か所	52回	26件			
6か所	10回	27件			
9か所	94回	183件			
9か所	150回	229件			
18か所	226回	453件	2,127件	883件	
19か所	65回	163件	25件	2,643件	91件
7か所	113回	149件		1,270件	923件
32か所	158回	421件			
3か所	93回	37件			
14か所	109回	22件	4件		
30か所	139回	116件	61件		
12か所	220回	629件	312件		
29か所	146回	380件	149件		
17か所	248回	757件			
25か所	102回	364件	160件		
11か所	84回	60件	15件		
66か所	164回	1,447件			
16か所	96回	276件		2,171件	
13か所	182回	384件	19件	1,578件	418件
4か所	43回			5,149件	1,229件
6か所	14回	46件	1件		
17か所	97回				
6か所	50回				
4か所	55回	99件	28件		
7か所	77回	80件			
46か所	130回	492件	563件		
8か所	63回	128件	44件		
20か所	129回	137件		743件	
16か所	219回	291件	84件		
1か所	3回	3件			
117か所	302回	1,772件			

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成29年度実績）

① 求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	ハローワーク				市区町村社協				養成校、大学、高校等			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	56カ所	443回	2,103人	66件	3カ所	3回	72人	-	186カ所	256回	5,473人	112件
平均	3カ所	23回	131人	22件	2カ所	2回	36人	-	8カ所	12回	304人	37件
取り組みセンター数	19				2				22			
北海道	4カ所	4回	27人									
青森県												
岩手県									9カ所	40回	112人	
宮城県					1カ所	1回	31人		2カ所	2回	46人	
秋田県	1カ所	12回	39人									
山形県												
福島県												
茨城県	1カ所	2回	14人									
栃木県												
群馬県												
埼玉県									18カ所	22回	1,048人	
千葉県	4カ所	49回	147人						8カ所	8回	330人	
東京都	1カ所	3回							12カ所	22回		
神奈川県					2カ所	2回	41人		24カ所	26回	1,072人	
新潟県	4カ所	33回	327人	21件					6カ所	7回	99人	24件
富山県	5カ所	49回	302人						6カ所	6回	82人	
石川県	4カ所	8回	15人									
福井県	1カ所	12回	144人	不明					1カ所	1回	6人	不明
山梨県	1カ所	11回	53人									
長野県	12カ所	115回	657人									
岐阜県												
静岡県	1カ所	1回	34人						4カ所	4回	298人	20件
愛知県												
三重県												
滋賀県	4カ所	64回	39人	8件					6カ所	6回	206人	
京都府												
大阪府	2カ所	2回	46人						12カ所	17回	416人	
兵庫県	2カ所	9回	104人						2カ所	4回	104人	
奈良県									5カ所	6回	24人	
和歌山県												
鳥取県												
島根県									40カ所	50回	651人	
岡山県									1カ所	1回		
広島県									10カ所	10回	806人	
山口県	1カ所	3回							4カ所	5回		
徳島県									6カ所	6回		
香川県	1カ所	12回	152人						5カ所	5回	69人	68件
愛媛県												
高知県	5カ所	52回	3人	37件								
福岡県												
佐賀県									2カ所	3回	49人	
長崎県									3カ所	5回	55人	
熊本県	2カ所	2回										
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成29年度実績）

①求職者向け相談等支援実施状況（セミナー・講演会）

都道府県名	就職相談会、合同面接会等				その他				セミナー・講演会				説明会・面接会開催			
	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数	カ所数	延べ回数	延べ参加者数	求職登録数
合計	28カ所	32回	255人	39件	7カ所	29回	127人	8件	280カ所	763回	8,030人	225件	96カ所	136回	3,144人	584件
平均	5カ所	5回	64人	39件	1カ所	6回	42人	8件	9カ所	24回	297人	38件	5カ所	7回	197人	65件
取り組みセンター数	6				5				32				19			
北海道									4カ所	4回	27人					
青森県																
岩手県									9カ所	40回	112人					
宮城県									3カ所	3回	77人		5カ所	6回	134人	10件
秋田県									1カ所	12回	39人					
山形県																
福島県																
茨城県	1カ所	1回	12人						2カ所	3回	26人		6カ所	6回	108人	42件
栃木県																
群馬県																
埼玉県									18カ所	22回	1,048人					
千葉県									12カ所	57回	477人					
東京都	3カ所	4回			1カ所	1回			17カ所	30回						
神奈川県					1カ所	23回	23人		27カ所	51回	1,136人					
新潟県									10カ所	40回	426人	45件	6カ所	8回	279人	279件
富山県									11カ所	55回	384人		6カ所	6回	465人	
石川県									4カ所	8回	15人		7カ所	7回	10人	
福井県									2カ所	13回	150人					
山梨県									1カ所	11回	53人		6カ所	7回	8人	4件
長野県									12カ所	115回	657人		18カ所	22回		
岐阜県					3カ所	3回	79人	8件	3カ所	3回	79人	8件				
静岡県	2カ所	3回	84人	39件					7カ所	8回	416人	59件	7カ所	32回	953人	84件
愛知県													1カ所	2回	324人	
三重県																
滋賀県									10カ所	70回	245人	8件	2カ所	2回	373人	
京都府																
大阪府	5カ所	5回	43人						19カ所	24回	505人					
兵庫県									4カ所	13回	208人					
奈良県									5カ所	6回	24人					
和歌山県													9カ所	9回	132人	132件
鳥取県																
島根県	11カ所	13回	116人						51カ所	63回	767人		1カ所	1回	96人	
岡山県									1カ所	1回						
広島県									10カ所	10回	806人					
山口県	6カ所	6回							11カ所	14回			1カ所	1回		
徳島県									6カ所	6回			2カ所	2回		
香川県									6カ所	17回	221人	68件	1カ所	1回	82人	2件
愛媛県																
高知県									5カ所	52回	3人	37件				
福岡県																
佐賀県									2カ所	3回	49人					
長崎県					1カ所	1回			4カ所	6回	55人		4カ所	10回	4人	
熊本県									2カ所	2回			7カ所	6回	59人	
大分県					1カ所	1回	25人		1カ所	1回	25人		5カ所	6回	50人	4件
宮崎県																
鹿児島県													2カ所	2回	67人	27件
沖縄県																

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成29年度実績）

②求人事業所相談等支援実施状況（キャリア支援専門員による出張相談）

都道府県名	施設・事業所			うち 社会福祉法人			施設・事業所以外		
	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数	カ所数	延べ回数	開拓求人数
合計	4,241カ所	7,028回	6,295人	1,426カ所	1,878回	3,056人	460カ所	873回	
平均	129カ所	207回	630人	57カ所	75回	382人	115カ所	175回	-
取り組みセンター数	34			25			5		
北海道	124カ所	124回		43カ所	43回				
青森県	107カ所	107回		44カ所	44回				
岩手県	627カ所	627回		176カ所	176回				
宮城県	158カ所	167回	20人	105カ所	115回	13人			
秋田県		974回						387回	
山形県									
福島県									
茨城県	48カ所	52回		27カ所	29回				
栃木県	30カ所	30回		14カ所	14回				
群馬県	85カ所	93回	66人	67カ所	79回	64人			
埼玉県									
千葉県	36カ所	36回		36カ所	36回				
東京都									
神奈川県	18カ所	18回		18カ所	18回				
新潟県	60カ所	75回	174人	44カ所	53回	127人			
富山県	9カ所	9回							
石川県	4カ所	4回		4カ所	4回		1カ所	1回	
福井県	165カ所	540回		77カ所	318回				
山梨県	109カ所	109回		64カ所	64回		42カ所	42回	
長野県		951回	5,717人			2,740人			
岐阜県	192カ所	197回		65カ所	67回				
静岡県	251カ所	251回	33人	129カ所	129回	1人			
愛知県	59カ所								
三重県	148カ所	151回		82カ所	82回				
滋賀県	89カ所	89回	22人						
京都府									
大阪府									
兵庫県	20カ所	10回		16カ所	8回				
奈良県	123カ所	150回	16人	70カ所	82回	6人			
和歌山県	151カ所	219回		48カ所	95回		32カ所	36回	
鳥取県	270カ所	270回							
島根県	278カ所	278回							
岡山県									
広島県									
山口県	69カ所	69回							
徳島県									
香川県	17カ所	19回	33人	8カ所	10回	22人			
愛媛県	5カ所	5回		5カ所	5回				
高知県	116カ所	116回	83人	116カ所	116回	83人			
福岡県									
佐賀県	36カ所	36回		26カ所	26回				
長崎県	38カ所	45回							
熊本県	46カ所	46回		44カ所	44回				
大分県	179カ所	551回		98カ所	221回				
宮崎県									
鹿児島県	574カ所	610回	131人				385カ所	407回	
沖縄県									

3. 求職者・事業所向け相談等支援実施状況（平成29年度実績）

②求人事業所相談等支援実施状況（事業所向けアドバイザーによる出張相談）

都道府県名	経営計画策 定支援		採用計画策 定支援		人事制度構 築支援		職員研修支 援		各種規程類 作成支援		その他	
	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数	カ所数	延べ 回数
合計	28カ所	29回			31カ所	46回	12カ所	13回	14カ所	16回	43カ所	46回
平均	4カ所	4回	-	-	6カ所	9回	3カ所	3回	3カ所	3回	5カ所	5回
取り組みセンター数	7		-		5		4		5		9	

北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県							3カ所	4回				
秋田県	2カ所	3回							2カ所	2回	1カ所	1回
山形県											20カ所	20回
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県									6カ所	8回	3カ所	3回
富山県												
石川県	10カ所	10回							4カ所	4回	1カ所	1回
福井県	2カ所	2回			3カ所	3回	1カ所	1回			1カ所	1回
山梨県												
長野県	4カ所	4回			5カ所	5回	1カ所	1回	1カ所	1回	2カ所	2回
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県	2カ所	2回					7カ所	7回	1カ所	1回	2カ所	2回
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					8カ所	18回					9カ所	12回
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	7カ所	7回			12カ所	12回					4カ所	4回
大分県	1カ所	1回			3カ所	8回						
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

参考）キャリア支援専門員と事業者 アドバイザーの支援実績の比較

キャリア支援専門員に よる出張相談		事業所向けアドバイ ザーによる出張相談	
カ所数	延べ回数	カ所数	延べ回数
4,241カ所	7,028回	1,426カ所	1,878回
129カ所	207回	57カ所	75回
33		25	

124カ所	124回	43カ所	43回
107カ所	107回	44カ所	44回
627カ所	627回	176カ所	176回
158カ所	167回	105カ所	115回
	974回		
48カ所	52回	27カ所	29回
30カ所	30回	14カ所	14回
85カ所	93回	67カ所	79回
36カ所	36回	36カ所	36回
18カ所	18回	18カ所	18回
60カ所	75回	44カ所	53回
9カ所	9回		
4カ所	4回	4カ所	4回
165カ所	540回	77カ所	318回
109カ所	109回	64カ所	64回
	951回		
192カ所	197回	65カ所	67回
251カ所	251回	129カ所	129回
59カ所			
148カ所	151回	82カ所	82回
89カ所	89回		
20カ所	10回	16カ所	8回
123カ所	150回	70カ所	82回
151カ所	219回	48カ所	95回
270カ所	270回		
278カ所	278回		
69カ所	69回		
17カ所	19回	8カ所	10回
5カ所	5回	5カ所	5回
116カ所	116回	116カ所	116回
36カ所	36回	26カ所	26回
38カ所	45回		
46カ所	46回	44カ所	44回
179カ所	551回	98カ所	221回
574カ所	610回		

平成30年度福祉人材センター・ハローワーク連携事業の実績について

平成30年12月1日時点

	拠点ハローワーク※1との連携		拠点以外のハローワークとの連携	
	都道府県 センター数	割合 (%)	都道府県 センター数	割合 (%)

I 福祉人材センター・ハローワーク連携事業(以下、連携事業)について

(1)連携体制について

1 連携事業における連絡・調整の実施	45	95.7%	17	36.2%
2 連携事業連絡調整会議の設置	28	59.6%	4	8.5%

(2)事業の内容

3 -① ハローワークからの求職者情報の提供	22	46.8%	3	6.4%
3 -② ハローワークへの求職者情報の提供	20	42.6%	5	10.6%
4 -① ハローワークからの求人情報の提供	35	74.5%	16	34.0%
4 -② ハローワークへの求人情報の提供	29	61.7%	16	34.0%
5 ハローワークへの巡回相談	25	53.2%	38	80.9%
参考)巡回箇所数	69 箇所		294 箇所	
6 -① ハローワークとの連携による 合同事業の実施(就職面接会・セミナー等)	44	93.6%	30	63.8%
6 -② ハローワークの各種施策の 周知・広報の協力	45	95.7%	37	78.7%
6 -③ 人材センター・バンクの各種事業の 周知・広報の協力	47	100.0%	44	93.6%

II その他の連携について

7 ハローワーク主催の福祉人材確保推進 協議会への出席	32	68.1%	2	4.3%
8 福祉人材センター運営委員会への ハローワーク担当者の出席	31	66.0%	2	4.3%
9 -① ハローワークからの労働市場情報※2の提供	31	66.0%	11	23.4%
9 -② ハローワークへの労働市場情報※2の提供	15	31.9%	4	8.5%

※1 人材確保対策コーナーを設置するハローワークをさす。(労働局の関与も含める)
※2 求人数、求職者数、就職件数、平均賃金等の情報をさす。
参考:全国ハローワーク設置数544所(平成30年10月時点)、うち人材確保対策コーナー設置数85所(平成30年9月時点)

○福利厚生センター関係資料

都道府県事務局（業務受託団体）一覧

参考資料13

（2019年2月現在）

地方事務局名	〒	所在地	TEL
北海道民間社会福祉事業職員共済会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道立道民活動センター4F	011-251-3828
青森県社会福祉協議会	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2F	017-723-1391
岩手県社会福祉協議会	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-637-4466
宮城県民間社会福祉振興会	980-0014	仙台市青葉区本町2-9-8 本町ビル2F	022-227-5535
秋田県民間社会事業福利協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	018-864-2703
山形県社会福祉振興会	990-0021	山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内	023-642-2155
福島県社会福祉協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	024-523-1251
茨城県社会福祉協議会	310-8586	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F	029-241-1133
栃木県社会福祉協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-643-5622
群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター6F	027-255-6600
埼玉県社会福祉事業共助会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3F	048-831-7547
千葉県社会福祉事業共助会	260-0026	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	043-245-1729
東京都社会福祉協議会	101-0062	千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3F	03-5283-6898
神奈川県福利協会	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2	045-311-8738
新潟県社会福祉協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3F	025-281-5524
富山県社会福祉協議会	930-0094	富山市安住町5-21 サンシップとやま	076-432-2958
石川県社会福祉協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	076-224-1212
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽2-3-22	0776-24-2339
山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4F	055-254-8610
長野県社会福祉協議会	380-0928	長野市大字若里7-1-7	026-226-4126
岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F	058-275-5508
静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5231
愛知県民間社会福祉事業職員共済会	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内	052-212-5511
三重県社会福祉事業職員共済会	514-0003	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館内	059-226-1130
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会	520-0044	大津市京町4-3-28 厚生会館1F	077-524-0261
京都府民間社会福祉施設職員共済会	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都2F	075-252-5888
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	542-0012	大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2F	06-6761-4444
兵庫県社会福祉協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内	078-242-4635
奈良県社会福祉協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0102
和歌山県社会福祉協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビック愛内	073-435-5222
鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター	0857-59-6331
島根県民間社会福祉事業従事者互助会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F	0852-32-5970
岡山県社会福祉協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1 「きらめきプラザ」内	086-226-2827
広島県社会福祉協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	082-254-3423
山口県健康福祉財団	753-0814	山口市吉敷下東3-1-1 山口県総合保健会館内	083-925-2404
徳島県民間福祉施設職員共済会	770-0943	徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内	088-622-9199
香川県社会福祉協議会	760-0017	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087-861-0545
愛媛県社会福祉協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	089-921-8344
高知県社会福祉協議会	780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088-844-9007
福岡県社会福祉協議会	816-0804	春日市原町3-1-7 クローバープラザ2F	092-584-3330
佐賀県社会福祉協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	0952-28-3406
長崎県社会福祉協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	095-846-8600
熊本県社会福祉協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-324-5462
大分県社会福祉協議会	870-0161	大分市明野東3-4-1 大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-6888
宮崎県社会福祉協議会	880-8515	宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島県社会福祉協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	099-256-6767
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内	098-882-5703

福利厚生センターサービスメニュー一覧(2019年度)

健康管理

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- こころとからだの電話健康相談
- スポーツクラブ

慶事お祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈
- 長期勤続者退職慰労記念品贈呈

万一の際

- 会員死亡弔慰金
- 配偶者死亡弔慰金
- 入院・手術見舞金
- 高度障害・後遺障害見舞金
- 災害見舞金

資質向上

- メンタルヘルス講習会
- 接遇講習会
- レク・リーダー養成講習会
- 広報講習会
- パソコン講習会
- 海外研修
- 資格取得記念品贈呈

余暇活用

- クラブ・サークル活動助成
- 指定保養所
- 会員制リゾート施設
- 全国提携宿泊施設
- 国内・海外パッケージツアー
- テーマパーク、提携レジャー施設
- レンタカー
- スクール ● スキー場

情報活用

- ホームページ
- ハンドブック
- 会員情報誌
- ソウェルクラブFAXニュース

地域

- 会員交流事業
- 地域開発メニュー

生活サポート

- 特別資金ローン、特別提携住宅ローン
- ソウェル団体生命保険・積立保険
- 傷害保険・入院保険・がん保険
- 住宅建築 ● 引越しサービス
- ショッピング ● 葬祭サービス
- カーライフ

ソウェルクラブ “クラブオフ”

- 国内外の宿泊施設、レジャー、スポーツ、ショッピング、映画、グルメ、介護サービス等200,000以上のメニューが優待利用



ソウェルクラブのサービスメニュー一覧

(2019年2月現在)

区分	サービスメニュー	助 成 ・ 特 典 等	サ ー ビ ス 内 容
健康管理事業	●生活習慣病予防健診費用助成※	検査項目に応じて、1人当たり 2,830円～4,120円 (乳がん・子宮がん検診は820円を限度に加算) 前立腺がん検診費用として、3,000円を限度に助成	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合にも助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に助成(ただし、生活習慣病予防健診の助成を希望しない場合のみ)
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる品目の中から希望する1品を給付
	電話健康相談	相談無料 通話料無料	・24時間365日、無料でいつでも電話で健康・医療相談、メンタルヘルス相談
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・コナミスポーツ・ルネサンスは法人会員料金で利用、カーブス入会金66%OFF
共済事業	●弔慰金・見舞金		
	・会員の死亡	60万円	
	・ " "	180万円 (就業中・通勤時の事故の場合)	
	・会員の配偶者の死亡	10万円	
	・高度障害見舞金	60万円	・会員が事故や病気により保険会社の定める高度障害(ただし、70歳6か月まで)が生じた場合
	・後遺障害見舞金	最高120万円 (就業中・通勤時の事故が原因)	・就業中・通勤時の事故が原因で後遺障害が生じた場合
	・入院手術見舞金	1日につき 1,000円	・就業中・通勤時の事故による場合、手術を行った場合には損害保険会社の認定した手術内容に基づき支給
	・災害(法人)	1法人当たり 20万円	・災害救助法適用地域内に所在する建物又は住居が半壊以上又は床上浸水以上の被害を被った場合
	・ " (会員)	1人当たり 1万円	
任意保険	任意加入の保険		任意に加入できる、お手頃な掛金で加入できる保険
	●ソウェル団体生命・医療保障・積立年金保険	優良割引が適用 3つの保障を別々に選べる	・団体生命保険(万一の死亡・所定の高度障害に備える保険) 配偶者・お子様も加入が可能 ・医療保障保険(病気やケガによる入院に備える保険) ・積立年金保険(老後の生活資金に備える保険)
	ソウェル傷害保険	団体割引、損害率による割引	事故によるケガの入院・通院・死亡などを補償する保険
	ソウェル入院保険	団体割引、損害率による割引	病気・ケガによる入院等を補償する保険
	ソウェルがん保険	団体割引、損害率による割引	がんに限定した保険、がんで入院1日目から何日間でも補償
贈呈事業	永年勤続記念品※	記念品の贈呈	・第1種会員(勤続満5年から30年勤続まで5年刻みで贈呈) ・第2種会員(勤続満5年の贈呈)
	●長期勤続者退職慰労記念品※	記念品の贈呈	・同一法人に通算して35年以上勤務した第1種会員の退職時に記念品を贈呈
	●結婚お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員が結婚した場合に贈呈
	●出産お祝品※	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈
	●入学お祝品	1人当たり 1万円(百貨店商品券・UCギフト券・Amazonギフト券)	・会員の子が小学校、中学校に入学した場合に贈呈
	資格取得記念品※	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈
	●海外研修	・全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・ホテルは4つ星クラス	・2コース(老人・障害・児童福祉のコース) 8日間 参加募集20名 11月又は12月実施予定
	広報講習会		・広報の役割、広報誌の作成方法を学習
研修事業	レクリエーション・リーダー養成講習会		・職場で活かせるレクリエーションについて実践的に学ぶ
	接遇講習会	・講習受講料及び教材費無料	・電話対応、接客方法等の接遇マナーについて学ぶ
	メンタルヘルス講習会		・職場におけるメンタルヘルス対策について事例検討、体験学習を通じて学ぶ
	パソコン講習		・パソコンの主要ソフト(エクセル等)について、インターネットにより家庭等で学ぶ(e-ラーニング)
	特別講習会		・ニーズに応える講習会を随時開催
	ディズニーアカデミー他	・ディズニーアカデミーは講習受講料一部参加者負担あり	ディズニーアカデミー、OJTスキルアップ、e-ラーニング(コンプライアンス、メンタルヘルス)
ローン	特別提携住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 1億円	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%割安
	特別資金ローン	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より3.0%程割安
余暇活用事業	●クラブ・サークル活動助成※	1人当たり 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成
	●指定保養所		
	・KKR宿泊施設	優待料金に加え	・KKR宿泊施設(国家公務員共済組合連合会)
	・休暇村	10%割引に加え	・休暇村
	・グリーンピア	5%割引(大沼・津南は10%割引)に加え	・グリーンピア
	・ダイワロイヤルホテルズ	特別優待料金に加え	・ダイワロイヤルホテルズ
	●第1種会員は割引+1人1泊2,500円引き 2種会員は割引のみ		
	会員制リゾート施設		
	セラヴィリゾート泉郷	会員料金	・会員制リゾートホテル・別荘
	ラフォーレ倶楽部	会員料金	・会員制リゾートホテル
	テーマパーク	会員割引	・ハウステンボス
	国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、クラブメッド、名鉄観光など
	ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～40%割引	・提携宿泊施設の割引利用
	レンタカー	会員割引 最高59%割引	・ニッポンレンタカー、日産レンタカー、オリックスレンタカー、タイムズカーレンタル、Jネットレンタカーなど
	会員交流	掛金の一部を事業に充てることにより、参加費が割安	・都道府県事務局が主催する会員同士の親睦、リフレッシュを図る会員交流事業を実施(観劇、コンサート、スポーツ観戦、映画、国内旅行、テーマパーク、テーブルマナーなど)
	地域開発メニュー	レジャー施設、生活関連施設の割引利用	・都道府県事務局が地域において、割安なメニューを開発
	ソウェルクラブ「クラブオフ」	優待料金	・全国の宿泊施設、テーマパーク、日帰り湯、レジャー施設、グルメなど200,000以上のメニュー
	通信販売	会員割引 5%～15%割引	・ウィズカウネット(文具・事務用品)10%割引、ソウェルWEB書店5～15%割引
	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、通信教育など
	ショッピングなど	会員割引 5～50%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、住宅建築、引越しサービスなど
その他の事業	情報提供など	ホームページ ソウェルクラブニュース(FAX) 情報誌「ソウェルクラブ」の発行 ハンドブックの発行 事務マニュアル オリジナル手帳 オリジナルカレンダー	http://www.sowel.or.jp 毎月1回、全事業所に配布 年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配布 全会員に配布 各事業所に配布 サービス概要入りの手帳を希望する会員に配布 書き込みができる大判カレンダーを各事業所に配布

●印は、第1種契約対象職員の会員のみが利用できるサービスです。その他は、全ての会員が利用できるサービスです。
(ただし、※印の事業については、会員番号「019」で始まる会員はご利用になれません。)

○都道府県別加入状況（2018年10月1日現在）

都道府県	加入団体数A	会員数	(参考)	
			社会福祉法人数B	A/B
北海道	809	43,661	907	89.2%
青森県	77	3,968	524	14.7%
岩手県	65	4,347	334	19.5%
宮城県	45	3,190	260	17.3%
秋田県	76	4,533	227	33.5%
山形県	110	6,347	245	44.9%
福島県	91	5,319	294	31.0%
茨城県	119	5,885	504	23.6%
栃木県	82	3,585	347	23.6%
群馬県	102	4,269	498	20.5%
埼玉県	146	7,032	841	17.4%
千葉県	84	3,989	672	12.5%
東京都	293	23,697	984	29.8%
神奈川県	60	3,286	847	7.1%
新潟県	51	4,094	441	11.6%
富山県	98	6,337	203	48.3%
石川県	64	3,157	309	20.7%
福井県	55	2,741	218	25.2%
山梨県	30	1,266	246	12.2%
長野県	61	2,989	349	17.5%
岐阜県	96	5,443	302	31.8%
静岡県	116	4,755	458	25.3%
愛知県	111	8,428	653	17.0%
三重県	137	7,024	315	43.5%
滋賀県	60	2,325	260	23.1%
京都府	86	4,313	469	18.3%
大阪府	79	5,926	1,188	6.6%
兵庫県	82	3,368	788	10.4%
奈良県	49	2,314	225	21.8%
和歌山県	51	1,907	218	23.4%
鳥取県	26	997	110	23.6%
島根県	15	656	266	5.6%
岡山県	64	5,568	367	17.4%
広島県	123	12,782	456	27.0%
山口県	70	4,337	308	22.7%
徳島県	72	3,105	175	41.1%
香川県	85	4,232	192	44.3%
愛媛県	63	4,811	216	29.2%
高知県	42	1,330	195	21.5%
福岡県	153	7,296	1,156	13.2%
佐賀県	38	1,754	245	15.5%
長崎県	87	4,865	530	16.4%
熊本県	94	4,238	664	14.2%
大分県	73	3,822	342	21.3%
宮崎県	64	3,637	384	16.7%
鹿児島県	56	2,955	594	9.4%
沖縄県	111	3,770	472	23.5%
合計	4,621	259,650	20,798	22.2%

資料：社会福祉法人数は、厚生労働省調べ（2018年3月末現在）による法人数。

「地方公共団体推薦入試」を実施

平成26年度の日本社会事業大学の専門職大学院入試から、「地方公共団体推薦入試」制度を実施しております。

地方公共団体から職員を派遣していただくことにより複雑化、多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成します。

特 徴

- ① わが国唯一の福祉の専門職大学院
- ② 修業期間は1年（木曜日・金曜日の夜間、土曜日を基本とした2年間のコースもあり）
- ③ 厚生労働省の現職行政官による特別講義も用意
- ④ 学納金（入学金、授業料等）：1年間合計約112万円（2年間の長期履修の場合は約132万円）
- ⑤ 取得学位：福祉マネジメント修士（専門職）を取得
- ⑥ 筆記試験が免除されます（選抜方法：書類審査、個別面接審査）
- ⑦ 木・金曜日の講義は文京キャンパス（東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩5分）で行い、土曜日の講義は文京キャンパスと清瀬キャンパス（西武池袋線「清瀬駅」よりバス約5分）で行います。
- ⑧ 専門実践教育訓練給付金の講座に指定されました。
標準年限履修（1年履修）の場合、一定の要件を満たす方に56万円を給付。
（詳細は厚生労働省等のwebページをご確認ください）

教育理念

人権の尊重、社会正義の実現、共生への責任、多様性の尊重といったソーシャルワークの価値に基盤を置き、人々のニーズと社会の変化に対応し、実践の改善と開発を進め、社会の変革と人々のウェルビーイングの実現に貢献できる人材を養成します。

〈厚生労働省委託大学〉

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科

<http://www.jcsw.ac.jp/>

時間割

＜1年履修＞

	月	火	水	木	金	土
1 (9:00~10:30)						講義
2 (10:40~12:10)						
3 (13:00~14:30)						
4 (14:40~16:10)					演習 (10回)	演習 (20回)
5 (16:20~17:50)						
6 (18:30~20:00)				講義		
7 (20:10~21:40)						

＜2年履修＞

	月	火	水	木	金	土
1						講義
2						
3						
4						演習 (15回)
5						
6				講義		
7						

これまでの派遣実績

本大学院ではこれまで、北海道、東京都、埼玉県、神奈川県、熊本県、長崎県、古河市、武蔵野市、東久留米市、八王子市、日野市、横浜市、三郷市等からの受け入れ実績があります。

学 費

(平成31年度)(2年履修の場合)

(円)

区 分	入学金	授業料	教育充実費	諸会費	合 計
1 年 目	282,000	267,900	300,000	4,500	854,400
2 年 目	—	267,900	200,000	—	467,900
合 計	282,000	535,800	500,000	4,500	1,322,300

地方公共団体推薦入試

出 願 資 格	原則として3年以上の実務経験を有する者 (※詳細は入試要項をご参照ください)				
選 考 方 法	① 個別面接審査 (約30分) ② 書類審査 (「地方公共団体の推薦書」「実践研究計画書」「実践記録」)				
試験時間割	面接審査 (9:00～) ※開始10分前までに入場				
試 験 日 程 (平成31年)		試験日	出願期間	合格発表日	入学手続期間
	第2期	1/27(日)	12/17(月)～1/11(金)	2/12(火)正午	2/13(水)～2/20(水)
	第3期	3/2(土)	1/15(火)～2/13(水)	3/8(金)正午	3/9(土)～3/15(金)
	第4期	3/17(日)	2/26(火)～3/8(金)	3/17(日)17:00	3/18(月)～3/22(金)
					検定料
					20,000円

※筆記試験が免除されます。

願書請求・お問合せ先

＜日本社会事業大学 入試広報課＞

〒204-8555 東京都清瀬市竹丘 3-1-30 / Tel: 042-496-3080 / Fax: 042-496-3081 / Web: <http://www.jcsw.ac.jp>

平成31年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

参考資料15						
課 程 名	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1 回	2,000 人	1 年 〔面接授業4日〕	【面接授業開催日程】 ①2019. 6. 14 (金)～6. 17 (月) ⑤2019. 10. 29 (火)～11. 1 (金) ②2019. 6. 18 (火)～6. 21 (金) ⑥2019. 11. 2 (土)～11. 5 (火) ③2019. 9. 18 (水)～9. 21 (土) ⑦2019. 11. 16 (土)～11. 19 (火) ④2019. 10. 4 (金)～10. 7 (月) ⑧2019. 11. 23 (土)～11. 26 (火) ※上記、①～⑧のうち指定された1回を受講
	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	300 人	1 年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 ①2019. 11. 6 (水)～11. 10 (日) ④2019. 12. 17 (火)～12. 21 (土) ②2019. 11. 27 (水)～12. 1 (日) ⑤2020. 1. 14 (火)～1. 18 (土) ③2019. 12. 6 (金)～12. 10 (火) ⑥2020. 1. 24 (金)～1. 28 (火) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース	1 回 1 回	200 人 200 人	3 日 3 日	2019. 6. 25 (火) 2019. 7. 5 (金) 中央福祉学院まで
4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2019年3月卒業見込みの者	1 回	200 人	1 年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 2019. 10. 24 (木)～10. 28 (月)
	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1 回	80 人	3 日	2019. 5. 10 (金)～5. 12 (日) 2019. 4. 9 (火) 社会福祉研修 主管部まで 2019. 4. 12 (金) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成31年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

課程名		目 的	対 象 者	実施回 数	受講定員	開催日数	開 催 期 間 等
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2 回	3,900 人	1 年 〔面接授業5日〕	別途「開催要綱」にて通知する。
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1 回	700人	1 年 〔面接授業5日〕	【面接授業開催日程】 ①2019.11.6(水)～11.10(日) ②2019.11.27(水)～12.1(日) ③2019.12.6(金)～12.10(火) ④2019.12.17(火)～12.21(土) ⑤2020.1.14(火)～1.18(土) ⑥2020.1.24(金)～1.28(火) ※公立施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3	社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第3条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔第6期〕 560 人	9ヵ月 〔面接授業2日×4回〕 〔要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日〕	【面接授業日程・会場】 2019年 東京A①4.20(土)～21(日) ②6.8(土)～9(日) ③8.24(土)～25(日) ④9.21(土)～22(日) 東京B①5.4(土)～5(日) ②6.22(土)～23(日) ③8.31(土)～9.1(日) ④10.5(土)～6(日) 神戸 ①5.11(土)～12(日) ②6.15(土)～16(日) ③8.17(土)～18(日) ④9.14(土)～15(日) 福岡 ①5.18(土)～19(日) ②6.1(土)～2(日) ③9.28(土)～29(日) ④10.12(土)～13(日) D77A①②4.27(土)～30(火) ③④8.9(金)～12(月) D77AB①②5.25(土)～28(火) ③④9.7(土)～10(火) 実習SC(D77A) ①4.24(水)～26(金) ②11.28(木)～29(金) 東京：(新鷺が岡ビル)、神戸(三宮研修センター)、 福岡：(TKP博多駅筑紫ロビネスセンター)、ロフォス：中央福祉学院
4	介護職員実務者研修通信課程	介護福祉に関する必要な知識や技術を教授し、介護人材を養成すると同時に介護福祉士国家試験の受験資格を取得させる。	介護業務に従事、または従事する予定の者で、介護福祉に関する技能向上や介護福祉士の資格取得を目指す者	1 回	〔第4期〕 494人	4ヵ月～9ヵ月	各スクーリングは社会福祉協議会(12府県市)にて設定する。
5	福祉施設長専門講座	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	〔第44期〕 200 人	1 年 〔面接授業4日×2回〕	①2019.7.6(土)～7.9(火) ②2020.2.8(土)～2.11(火)
6	社会福祉法人会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1 回	1,000人	6ヵ月 〔面接授業3日〕	入門コース 2019.9.15(日)～9.17(火) 初級・中級(社協・施設)・上級コース ①2019.10.14(月)～10.16(火) ②2019.10.21(月)～10.23(水) ③2019.11.13(水)～11.15(金) ④2019.11.20(水)～11.22(金) ⑤2019.12.22(日)～12.24(火)
7	都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要なとされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1 回	30 人	3 日	2019.10.8(火)～10.10(木)
8	市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要なとされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回	70 人	3 日	2019.8.24(土)～8.26(月)
9	都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる職業人・社会人としての目覚や自己啓発への意識を醸成する。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1 回	60 人	3 日	2019.7.10(水)～7.12(金)
10	都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1 回	60 人	3 日	2019.4.22(月)～4.24(水)
11	職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者 (2)インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2 回 (2) 1 回	(1) 各80 人 (2) 10 人	(1) 3 日 (2) 4 日	(1) ①2019.5.29(水)～5.31(金) ②2020.2.20(木)～2.22(土) (2) 2019.5.29(水)～6.1(土) ※施設職員コース(第1回)と同時開催
12	スーパージョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパージョーン)に組織として取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1 回	120 人	3 日	2019.12.14(土)～12.16(月)
13	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 上級管理職員研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアアップザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現に施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1 回	60 人	2 日	2019.11.11(月)～11.12(火)

※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成31年度）

（参考資料16）

平成31年2月1日 現在

研 修 名	目 的	対 象 者	受 講 定 員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設 および障害者福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設等）の許可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を基に、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・福祉施設（介護保険施設、老人福祉施設等）の許可、運営、経理の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	200人 (各100人)	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可、運営、経理の指導監督に従事する職員が、適切な指導監督を基に、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とします。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許可、運営、経理の指導監督にあたる中堅職員（原則、経験を1年以上有し、自治体内で初任者の育成指導にあたる者）	100人	3日間
福祉事務所長研修	福祉事務所長が、社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、参加者相互の情報交換や演習を通じて効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とします。	福祉事務所長（情報交換・グループワークを 含む全カリキュラムに参加できる者）	80人	3日間
生活保護自立支援推進研修	都道府県・指定都市・中核市および福祉事務所において生活保護（生活困窮者）の自立支援に関する事業を担当する職員が、管内における要保護層への自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、効果的な自立支援の事業企画運営手法および自立支援スキル向上にむけた人材育成の手法を修得することを目的とします。	(1) 都道府県・指定都市・中核市において、生活保護（生活困窮者）の自立支援に関する事業を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する事業を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司 ・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅の児童福祉司又は児童心理司が、児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とします。	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司として3年以上の実務経験があり、相談援助の基礎的な知識・スキルを有する方	60人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の充実、児童虐待の中核を担う行政機関の指導的職員（所長や相談指導員等）が、女性保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保護・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とします。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関の指導的立場の職員（婦人保護事業の実施機関である婦人相談所等の所長や相談指導員等）	25人	3日間
ユニットケアに関する研修（施設整備・サームスマネジメント）	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）の施設整備およびサームスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とします。	(1) 都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設の施設整備担当者 (2) 都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉担当部局に所属するユニット型施設のサームスマネジメント担当者	100人 (1) 50名 (2) 50名	3日間
〔問い合わせ先〕	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/			

【国内の人材確保対策】

○ 2025年に向けた介護人材の確保においては、国内人材の確保対策を充実・強化していくことが基本。

【制度の趣旨に沿った検討】

- 外国人介護人材の受入れに係る検討は、各制度の趣旨に沿って進めていく。
 - ①EPA(経済連携協定)：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
 - ②資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人人材の受入れ
 - ③技能実習：日本から相手国への技能移転
 - ④介護分野における特定技能の在留資格付与：就労目的での即戦力人材の受入れ

【①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ】

- 現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から受入れを実施。(4,302人を受け入れ、757名が資格取得)
- 平成29年4月から、更なる活躍の促進のため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加。

【②資格を取得した留学生への在留資格付与(在留資格「介護」の創設)】

- 介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士資格を取得した者を対象とする在留資格「介護」を創設する入管法の一部改正法が平成28年11月に成立、公布。平成29年9月1日施行。

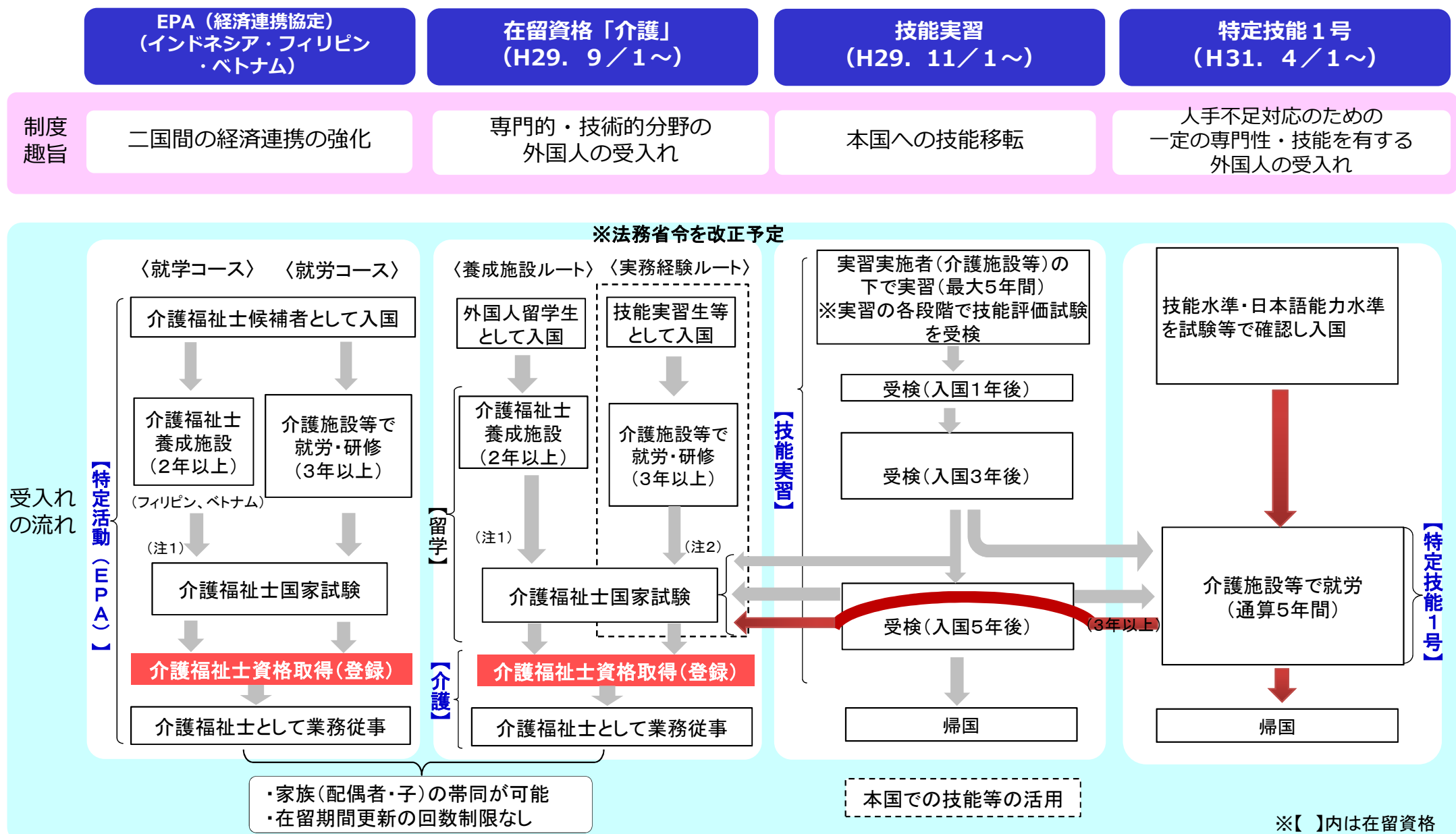
【③技能実習制度への介護職種の追加】

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律が平成28年11月に成立、公布。平成29年11月1日施行。
- 平成29年9月29日、サービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう、介護職種に固有の要件を定める告示を公布。平成29年11月1日に対象職種に介護を追加。

【④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ】

- 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を対象とする在留資格「特定技能」を創設する入管法の一部改正法が平成30年12月に成立、公布。平成31年4月1日施行。
- 平成30年12月25日、特定技能により外国人人材を受入れる分野として、介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等を決定。

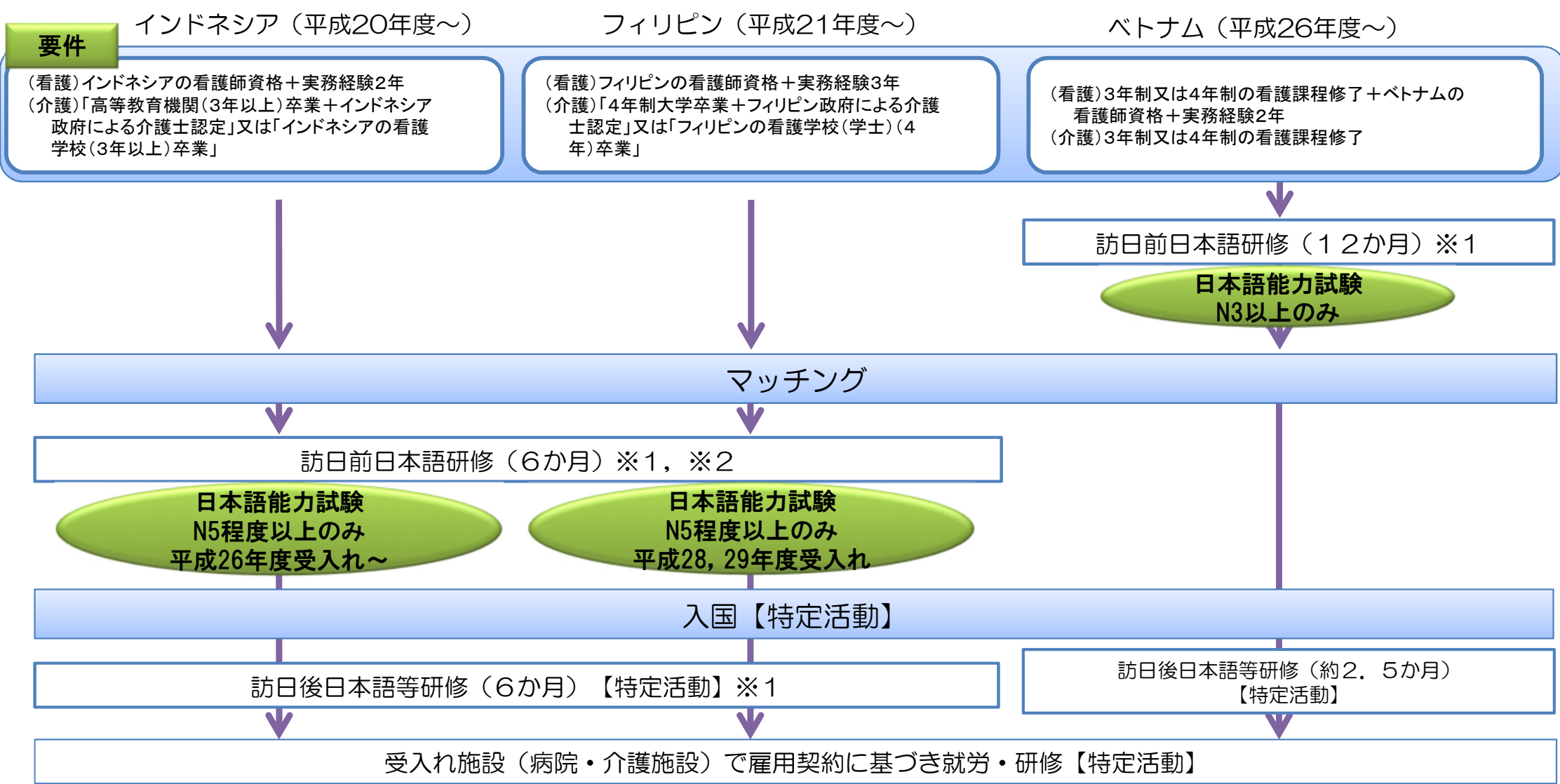
外国人介護人材受入れの仕組み



(注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

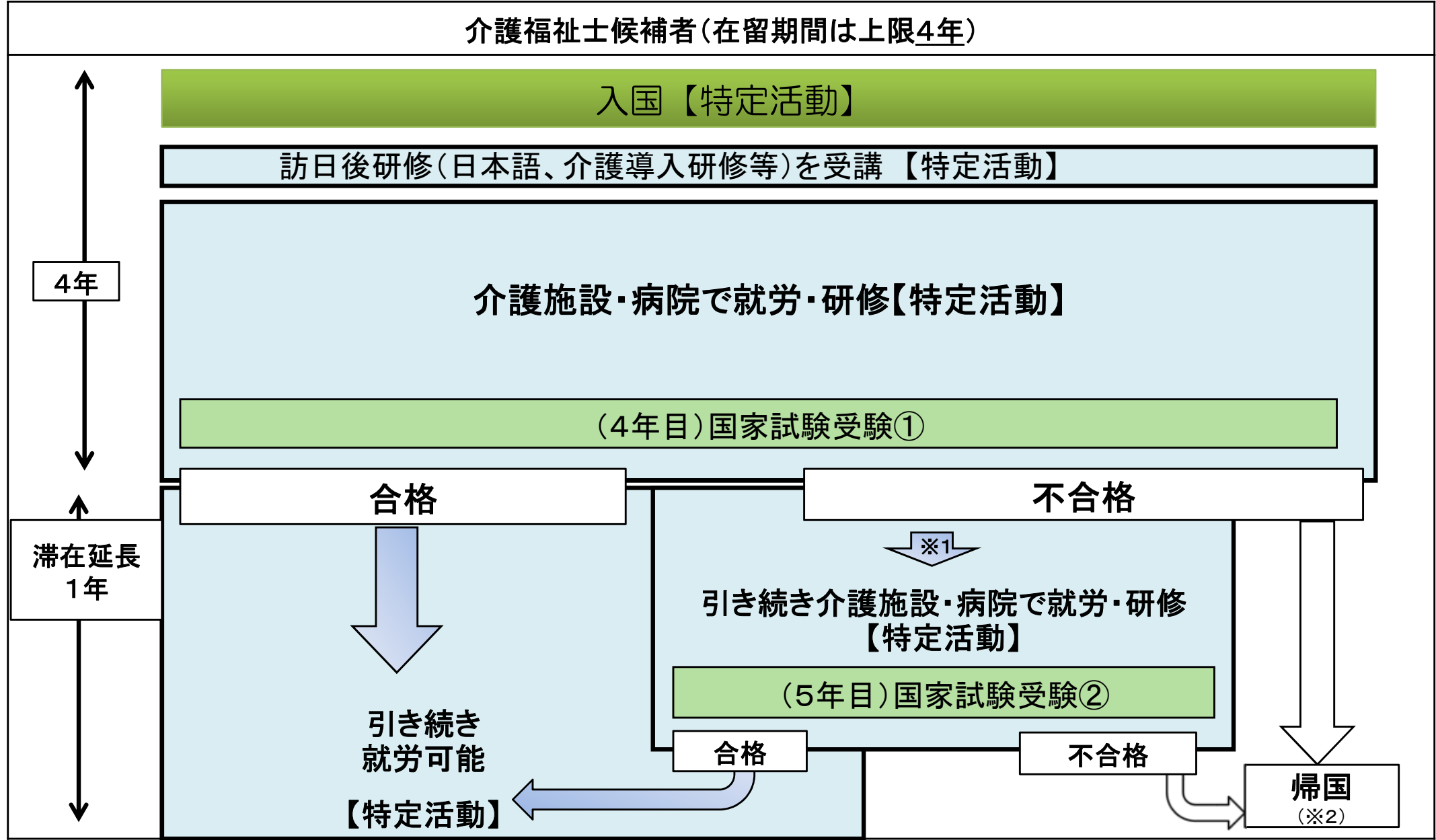
(注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。
注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

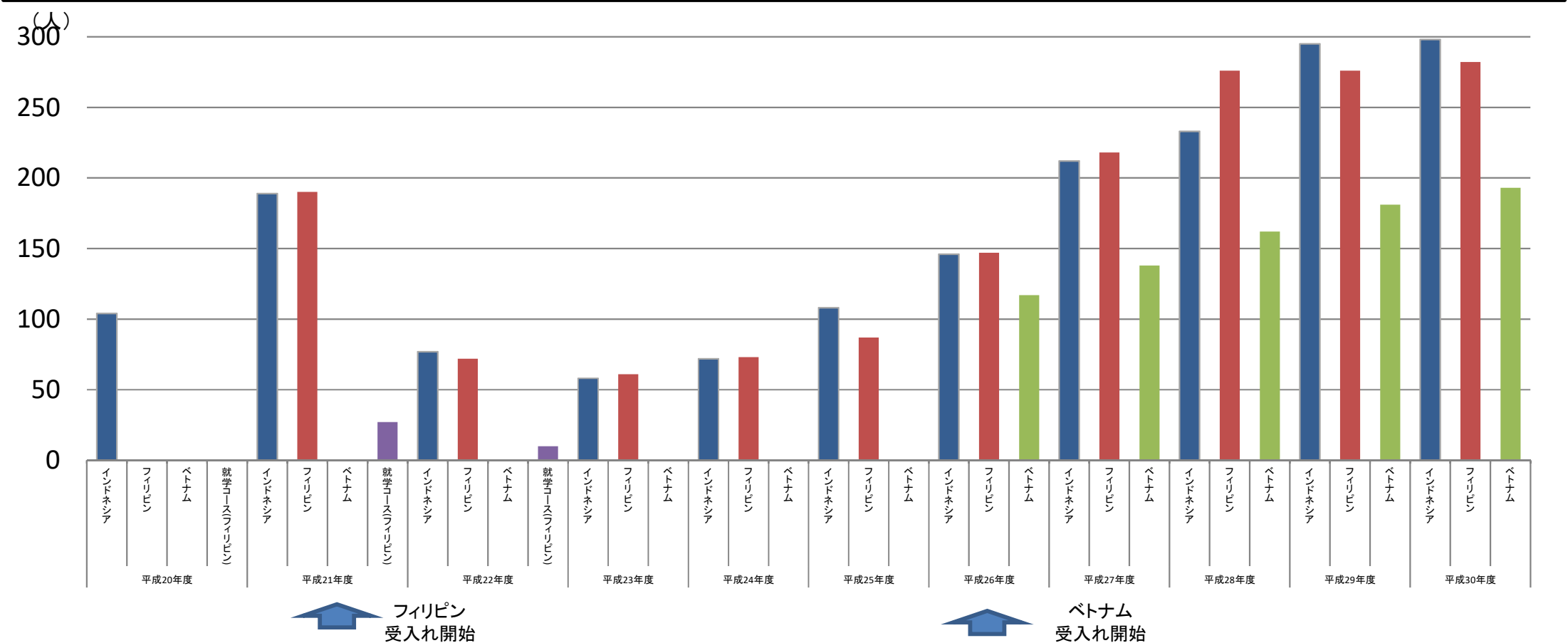
経済連携協定に基づく受入れの枠組（介護：入国以降）



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
(平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。)
(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
注 【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は4,300人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	1,792
	フィリピン(就労)	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	1,682
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	193	791
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	4,265
	フィリピン(就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人)。
※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修
インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間
ベトナム 訪日前6カ月間

訪日後

【訪日後日本語研修】

・インドネシア・フィリピン
＝訪日後6カ月間
・ベトナム
＝訪日後2.5カ月間

【介護導入研修】

※訪日後日本語研修期間の内10日間

○ 概要
介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修

○ 研修時間
40時間以上

○ 研修科目例
〔介護〕
介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における学習・指導経費の支援

○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり)
※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年)
(1)日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣
(2)日本語学校への通学
(3)模擬試験や介護技術講習会への参加
(4)学習支援に必要な備品購入費
※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円以内/年、日本での滞在期間中一回のみ)

○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり)
※ 研修担当者の手当等(80千円以内/年)

2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

(1)日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
(2)介護分野の専門知識に関する通信添削指導
(3)介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

3 国際厚生事業団による受入支援

(1)巡回訪問指
(2)相談窓口の設置
(3)日本語・漢字統一試験
(4)受入施設担当者向けの説明会
(5)過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供
(6)学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
(7)就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
(8)受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験の受験

全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護1.3倍介護1.5倍)

背景

- 要介護者 608万人(H27年度)
- 介護従事者 183万人(H27年度)
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請
高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

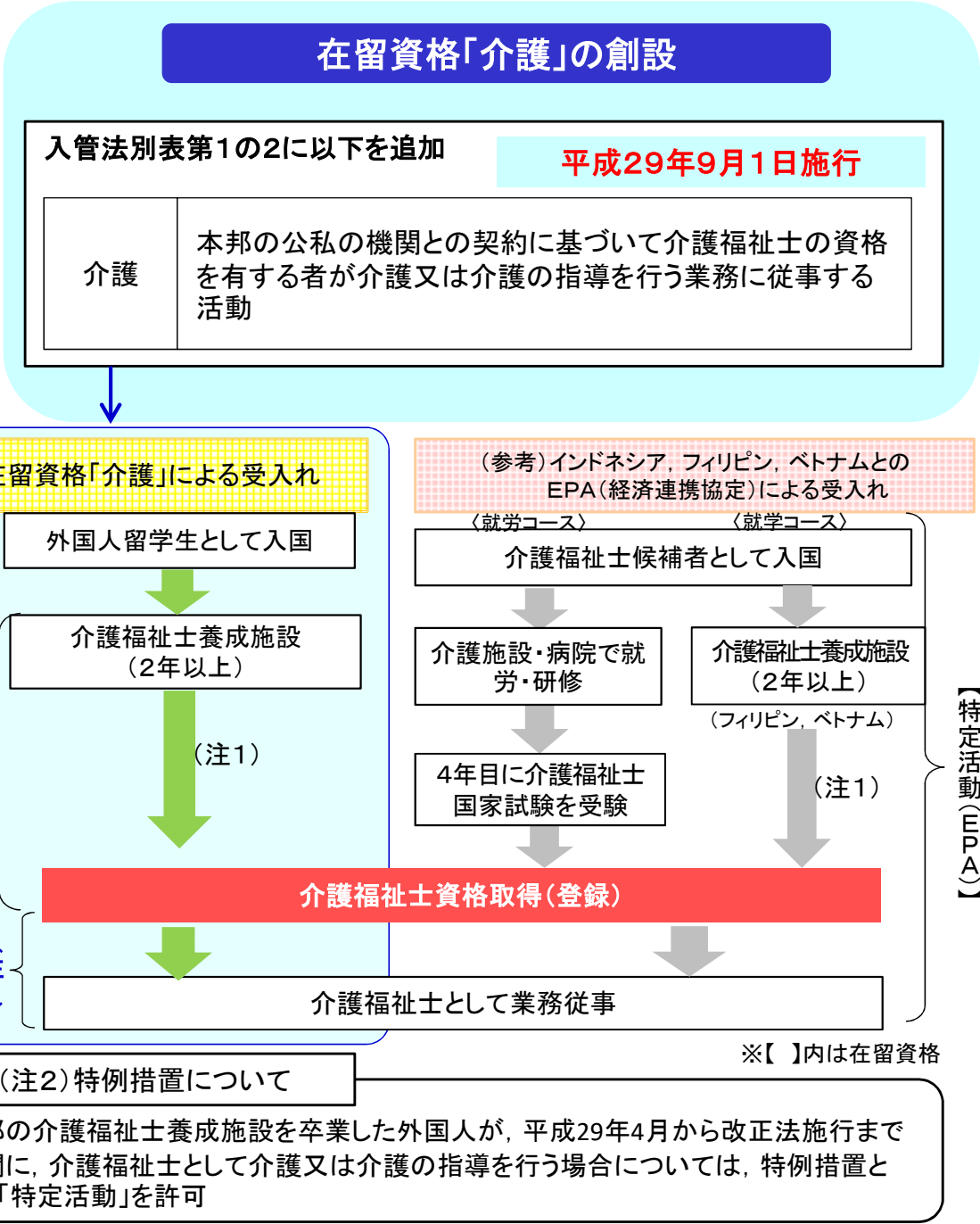
★介護分野における留学生の活躍支援
現在、介護福祉士養成施設(＝大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)
○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

(参考) 介護福祉士登録者数 139.8万人(H27年度)
介護福祉士養成施設数 379校(H27年4月)

(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。



在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者(養成施設ルート)に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めことや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

(参考) 現行法令

○ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)(抄) 別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

○ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)(抄)

活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

介護福祉士を目指す留学生のための相談窓口

介護福祉士を目指す留学生のための相談窓口

～あなたをサポートします～

English

I am in trouble
life, money, study, job,
exam of Certified Care Worker,
Japanese language, etc.)

日本語

困っています
(生活・金銭・勉強・仕事・
介護福祉士の資格・日本語の
ことなど)

中文

遇到困难情况了
(生活、金钱、学习、工作、
介護福祉士资格考试、日语等)

Tiếng Việt

Gặp các vấn đề khó khăn
(Cuộc sống, tiền bạc, học tập, công việc,
bằng cấp của nhân viên
chăm sóc sức khỏe,
tiếng Việt...)

お困りごとがありましたら何でもご相談ください。
(留学生をはじめ、卒業生・養成施設・介護施設からのご相談も可能です)

まずは **電話** **メール** **LINE** **Facebook** でご相談ください。

対面での相談も可です(全額無料)!

WEBでのご相談 www.kaigo-ryugaku-support.net/

お電話でのご相談 **0120-07-8505**
(平日10～13時、14～18時)

メールでのご相談 kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net

LINE等での相談

Facebookでの相談

英語・中国語・ベトナム語による相談も可です。

介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター
公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 Consultation Center for International Students Studying Care Work

相談支援センターについて

Why? 何因? Tại sao?

介護福祉士を目指す外国人留学生等が抱えるお悩みの相談にのったり、支援をする相談センターを開設しました。無料で専門家が相談にお答えします。

相談方法

How? 如何? Bằng cách nào?

まずは **電話** **メール** **LINE** **Facebook** でご相談ください。

対面での相談も可です(全額無料)!

☎ 0120-07-8505
✉ kaigo-ryugaku-support@kaiyokyo.net
(平日10～13時14～18時)

ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS UNCLASSIFIED

専門スタッフによる電話相談の時間帯

When? 何时? Khi nào?

下記の曜日や時間帯にそれぞれ専門スタッフが待機して電話相談を受け付けます!

英語・中国語による相談	水曜日・木曜日 10～13時/14～18時	介護分野の学習・就職に関すること	火曜日 10～13時/14～18時
ベトナム語による相談	水曜日 10～13時/14～18時	日本語の勉強に関すること	月曜日の 10～13時/14～18時
仕事や生活相談に関すること	火曜日 10～13時/14～18時		

対象の方

Who? 何人? Là ai?

在学学生をはじめ、卒業生や養成施設、介護施設の方も歓迎です!

A 介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生	C 介護福祉士養成施設
B 外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した方	D 外国人介護人材を受け入れている介護施設 など

相談内容

What? 何事? Là gì?

介護福祉士を目指す留学生に関する、あらゆる悩みをご相談ください!

◆在学学生の場合: 生活のこと・お金のこと・勉強のこと・仕事のこと・介護の資格のこと・日本語のこと など

◆養成施設の場合: 留学生からの相談のこと など ◆介護施設の場合: 留学生のアルバイト経験のこと など

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

※「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」(平成30年度厚生労働省予算事業)において実施

平成31年度
予算(案)事業

新 外国人介護人材相談支援事業

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

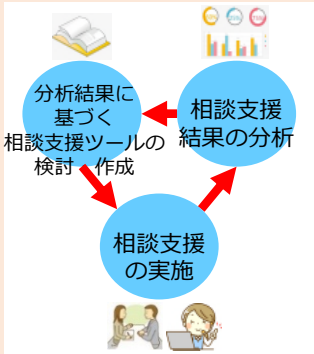
事業内容（イメージ）

1. 相談支援等の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。
- 相談支援の実施を通じて、介護業務に従事する外国人の相談内容等を集約・分析し、その実態を把握する。実態把握を踏まえて、介護業務に従事するにあたっての主な課題に対する支援方策を検討し、その結果をとりまとめ、相談支援マニュアルを作成する。
- 全国複数ブロックにおいて、外国人介護人材を対象とした相談会を開催する。 等

2. 1号特定技能外国人への支援等の実施

- 介護分野における1号特定技能外国人の受入施設に対して巡回訪問を実施。巡回訪問では、外国人の雇用状況や就労状況、受入施設における外国人材に対する支援の実施状況等についての情報収集等を行い、必要に応じて受入施設への助言等を行う。
- 介護分野特定技能協議会（仮称）の業務支援の実施。 等

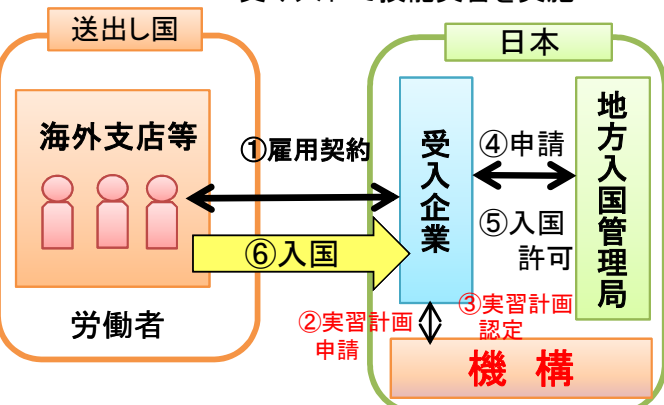


補助率	定額補助
実施主体	民間団体（公募による選定）

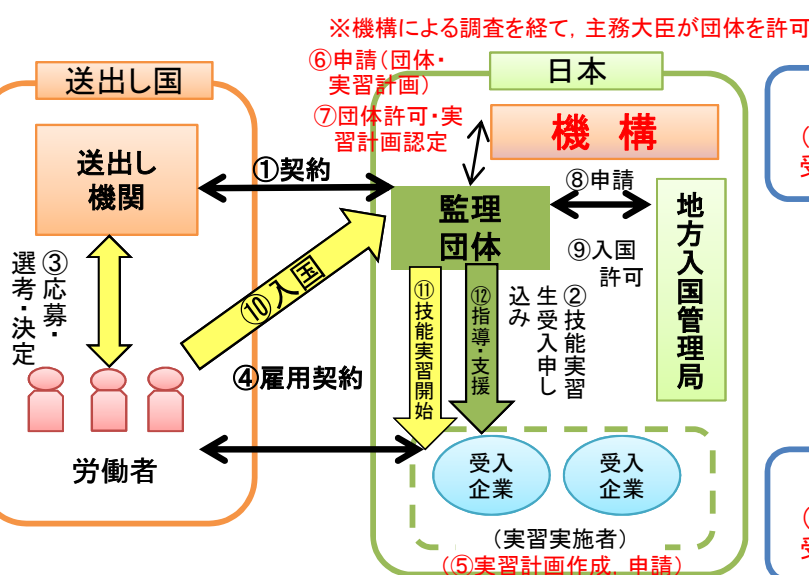
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

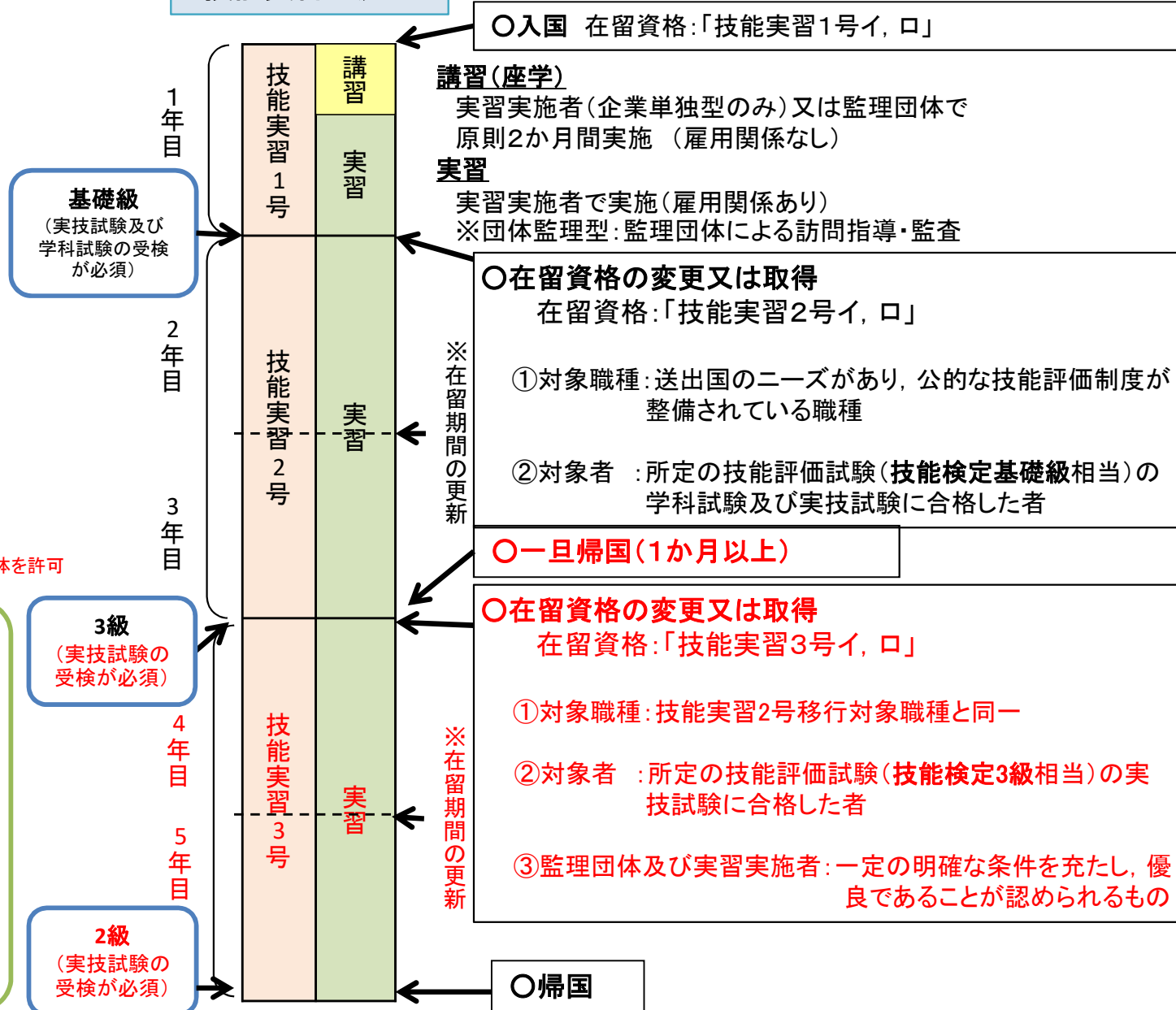
【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあつては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあつては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行つたことがないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ¹ であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ² であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者
【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

- (※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。
- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
 - ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
 - ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であつて、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。

対象施設【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療護施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	その他の社会福祉施設等
障害者支援施設	老人短期入所施設	地域福祉センター
療養介護	指定短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	ハンセン病療養所
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	有料老人ホーム※1	労災特別介護施設
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	病院又は診療所
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院
身体障害者自立支援	※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。	診療所
日中一時支援	※2 訪問系サービスに従事することは除く。	
	※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。	

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

＜団体監理型の場合＞

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

＜企業単独型の場合＞

一般の実習実施者		優良な実習実施者	
1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容		①日本語		②介護導入講習	
科目※	時間数	教育内容	時間数(※2)	教育内容	時間数
日本語【詳細は①】	240	総合日本語	100(90)	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
介護導入講習【詳細は②】	42	聴解	20(18)	コミュニケーション技術	6
法的保護等に必要な情報	8※1	読解	13(11)	移動の介護	6
生活一般	—	文字	27(24)	食事の介護	6
総時間数	320※1	発音	7(6)	排泄の介護	6
		会話	27(24)	衣服の着脱の介護	6
		作文	6(5)	入浴・身体の清潔の介護	6
		介護の日本語	40(36)	合計	42
		合計	240		

(※1) 技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

(※2) 日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

入国後講習の講師要件について

日本語(※)	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
--------	---

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者 ○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	--

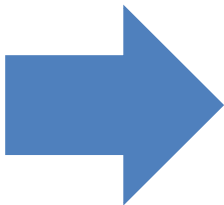
入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。（各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。）
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

＜入国後講習の一部を免除する場合の具体例＞

【入国前】（※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合）

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30（100）
聴解	0（20）
読解	3（13）
文字	7（27）
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

（）内の時間数は告示で標準として示した時間数

監理団体に関する要件

技能実習制度本体（主な要件）

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
（1）商工会議所※ （2）商工会※ （3）中小企業団体※ （4）職業訓練法人 （5）農業協同組合※ （6）漁業協同組合※ （7）公益社団法人 （8）公益財団法人
（9）その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

＜以下の要件を満たす必要がある。＞

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体（その支部を含む。）であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等（※看護師等）がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否（いわゆる「介護」職種における優良要件）は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

介護職種における優良な監理団体の要件

①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	項目	配点
	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は
介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。
(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件を満たしている必要がある。)

②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（平成30年12月末現在）

申請件数	許可件数
2,573件（うち介護職種535件）	2,422件（うち介護職種476件） うち一般監理事業（※1）1,064件（介護職種212件） うち特定監理事業（※2）1,358件（介護職種264件）

- （※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- （※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年12月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	11,983件（うち介護41件）	11,381件（うち介護5件）
団体監理型（※4）	398,596件（うち介護1,475件）	371,859件（うち介護941件）
計	410,579件（うち介護1,516件）	383,240件（うち介護946件）

- （※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- （※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

(従来の外国人材受入の更なる促進)

介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

～介護職種の技能実習生の日本語学習をサポートしています～

介護職種の技能実習生の受入れについて、実習生が円滑に技能を修得できるよう、実習生の日本語学習をサポートするためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を公開しています。

WEBコンテンツ **にほんごをまなぼう** の特徴

- 介護の技能実習生の日本語学習をサポート【無料で利用できます】
- 監理団体や実習実施担当者が実習生の学習管理を行うことができます
- 技能実習生の自己学習を促します
- 順次、コンテンツの多言語対応を進めています（※）

※2019年3月現在、英語、インドネシア語、ベトナム語、中国語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語に対応しています。

「にほんごをまなぼう」 ➤ <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

⑨ 監理団体がコンテンツを利用する際の申請手順は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 利用申請 | : 監理団体利用申請ページ (https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/register.aspx) から団体情報を登録します。 |
| 2. 利用登録完了 | : 利用申請の後、メールで通知されたURL、ID、パスワードを使ってログインします。 |
| 3. 実習実施担当者・実習生の登録 | : 実習実施担当者や実習生の情報を登録します。 |
| 4. 実習生の学習管理 | : 監理団体、実習実施担当者が実習生の学習状況を確認できます。
(実習生が立てる目標の確認、テストの採点、テスト結果の確認、目標の進捗等) |

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

事業実施イメージ

1. 自己学習のためのWEBコンテンツの開発・運用等

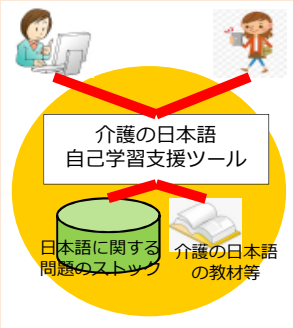
- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。WEBコンテンツは入国前から利用できるようにする。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習用テキストの作成

- 介護の日本語に関する学習教材（介護技能評価試験や介護日本語評価試験の学習に資するものを想定）を作成し、教材は必要に応じて多言語化する。

3. 外国人介護人材受入施設職員等を対象にした講習会の開催

- 外国人介護人材の受入施設職員等を対象にして、介護の日本語学習支援を効果的に行うための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 等



補助率	定額補助
実施主体	民間団体（公募による選定）

経緯

1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置
2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➢特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➢人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➢受入れ見込み数

分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	－
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢国内における取組等

法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢国外における取組等

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➢人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➢治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➢1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢雇用形態

フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➢出入国管理上の支障による措置

被送還者の自国民を引取義務を適切に履行していない国から受入れは行わない。その他、我が国の出入国管理上、支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応する。

➢基本方針の見直し

改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数（5年間の最大値）	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験（仮）【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等 （上記に加えて） 介護日本語評価試験（仮）等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

（注1）2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの
（注2）2019年4月1日から制度の運用を開始予定

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ)

H30年12月

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
 - ・ 報酬額は、日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
- 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
 - ・ 労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと
 - ・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(＊)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(＊)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(＊) など
(注) 上記のうち＊を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野、技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野、技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)
※分野別運用方針を反映させた形で規定
→ 2号は建設、造船・船用工業のみ

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
 - ・ 1号特定技能外国人:業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
 - ・ 2号特定技能外国人:業務に必要な技能水準
 - ・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
 - ・ 報酬の支払状況や離職者数等
- 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
 - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること など
- その他
 - ・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
1号特定技能外国人 1年、6か月又は4か月
2号特定技能外国人 3年、1年又は6か月 など

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額224億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談フリーストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
 - 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
 - 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
 - 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
 - ④ 住宅確保のための環境整備・支援
 - 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
 - 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
 - ① 日本語教育の充実
 - 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
 - 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
 - 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
 - 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
 - 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
 - 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援
就職支援プログラム認定, 介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進に向けた取組

日本語能力判定テストの実施, 海外における日本語教育基盤強化等

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者(観光客等)



留学生等

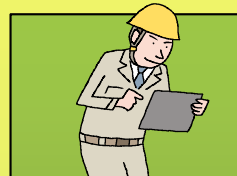


日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針(14分野)



特定技能外国人

新設

技能実習法



技能実習生

1

制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

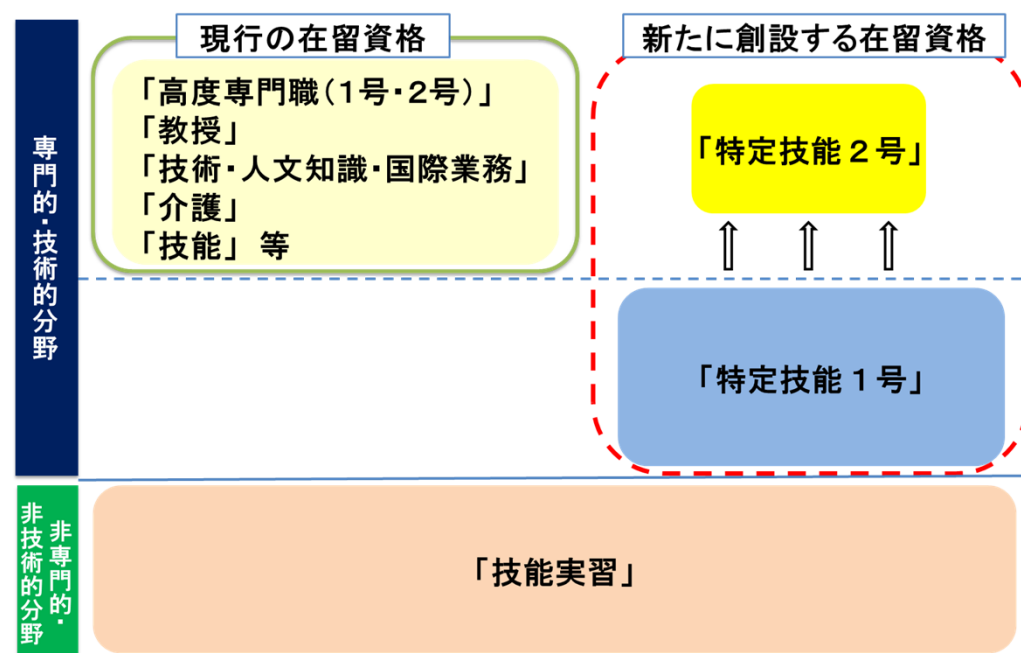
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能(配偶者、子)
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



2

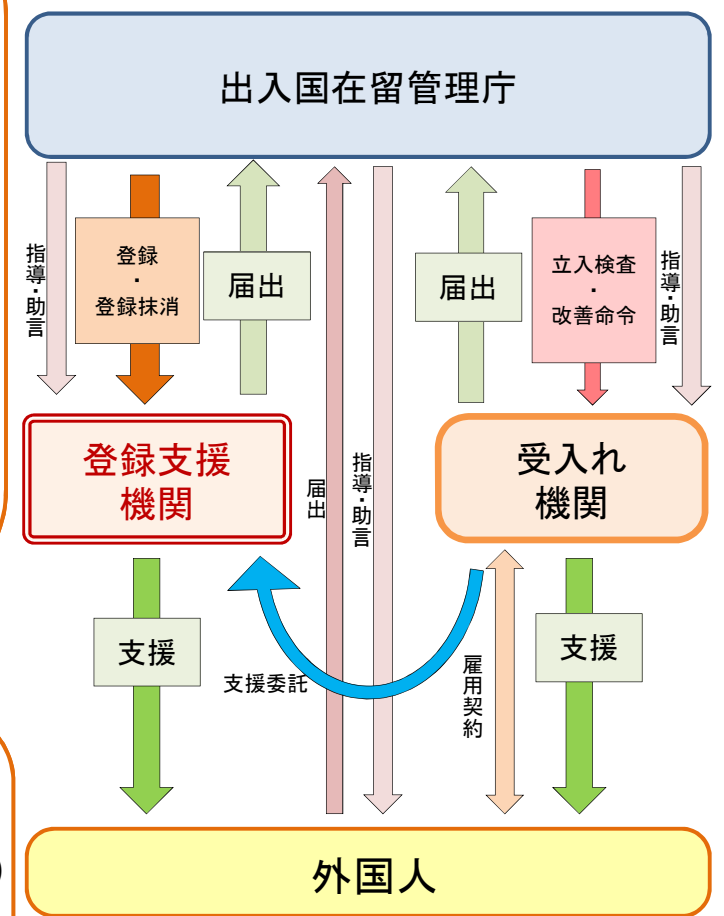
受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。



登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

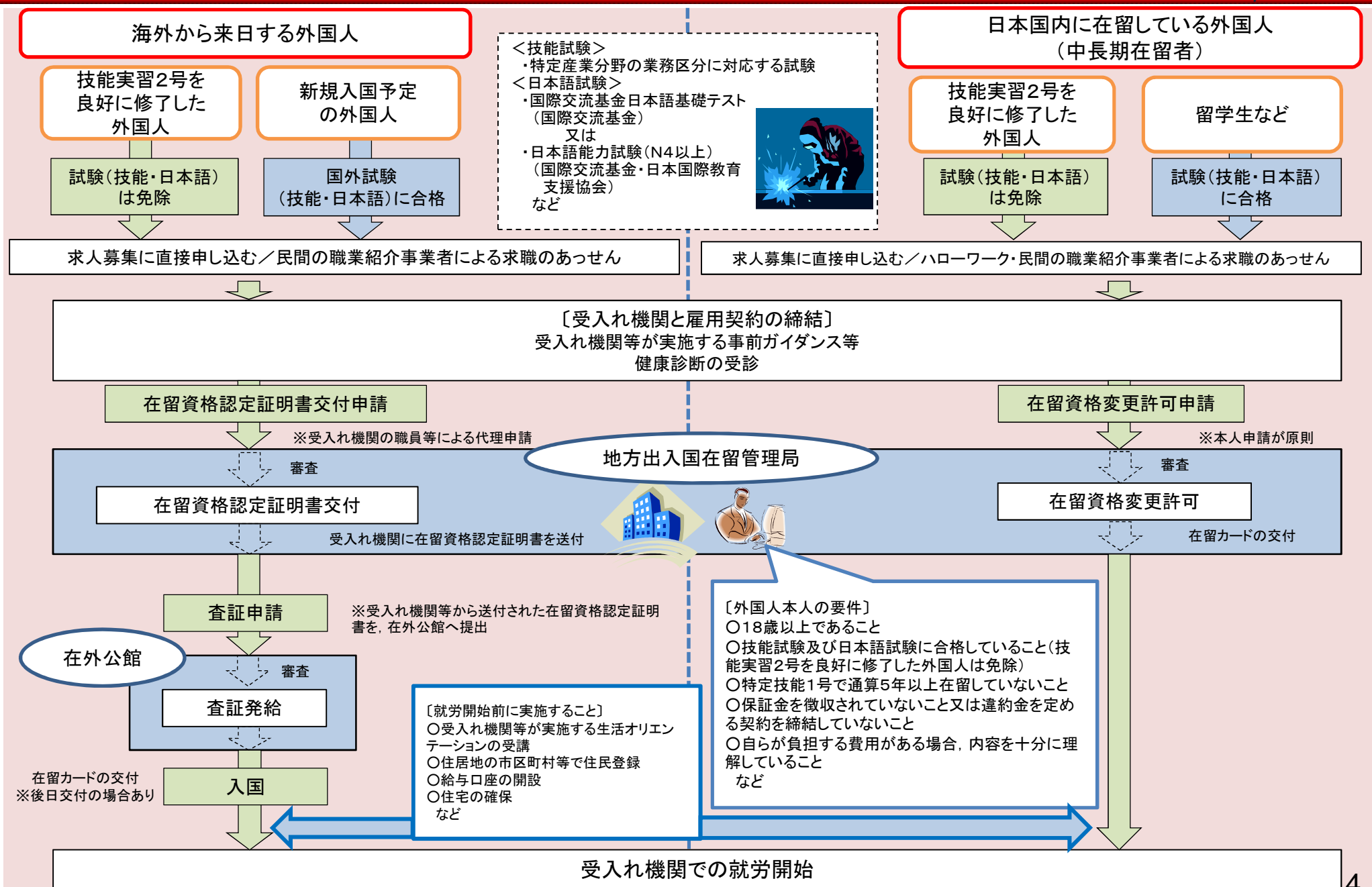
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

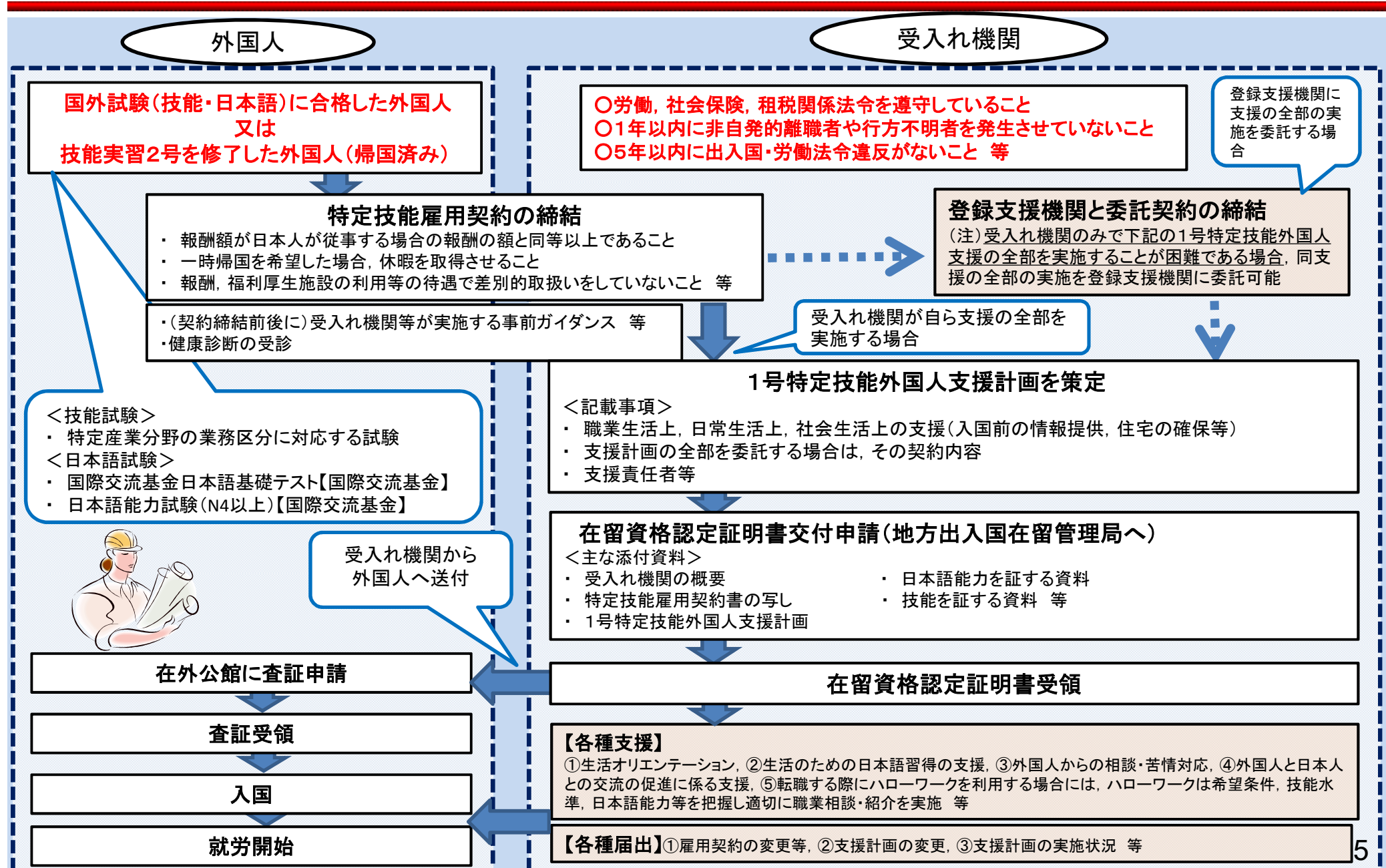
3

新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）

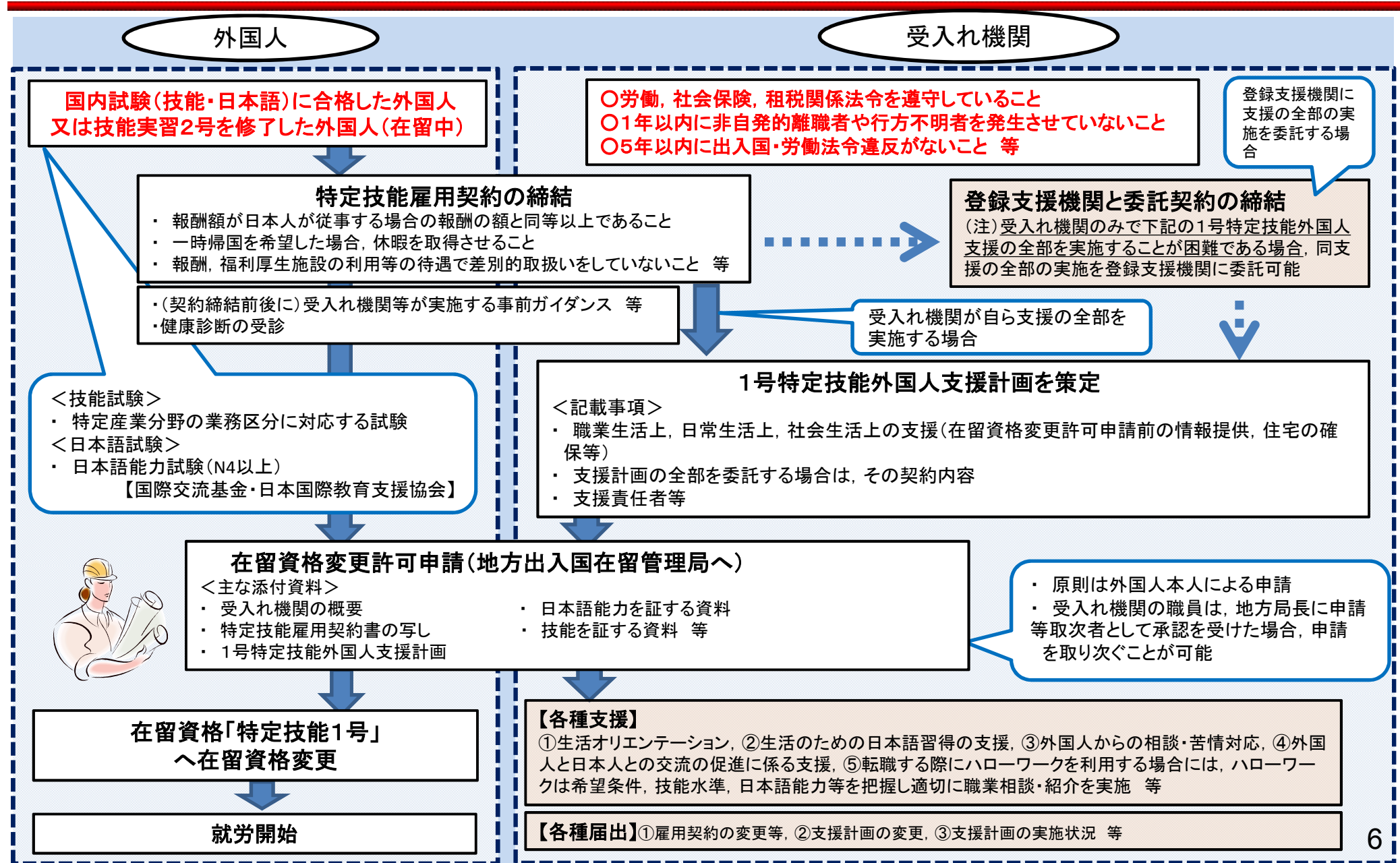


4

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を行う。

イメージ

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は協議会の構成員になることが必要（注）

●●分野協議会（仮称）

分野所管省庁

受入れ機関

業界団体

その他
（任意で学識経験者等）

関係省庁
（法務省、警察庁、
外務省、厚生労働省）

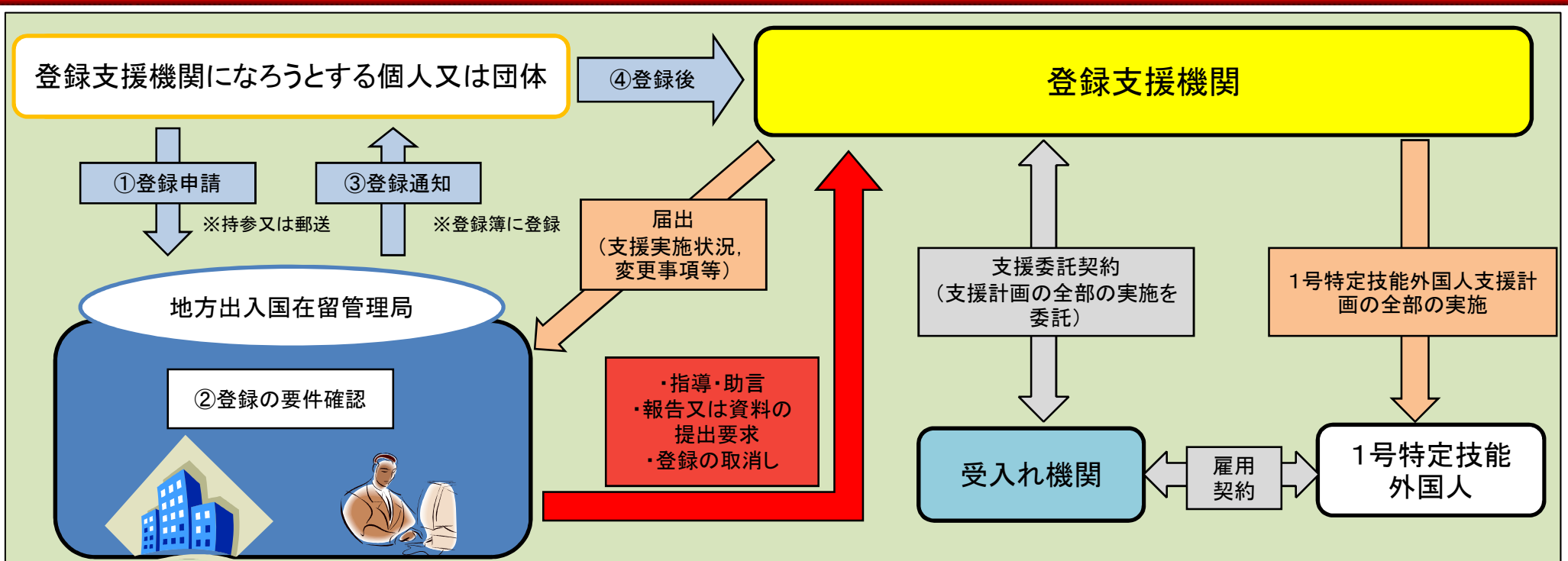
活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

7

新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

8

1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定） ○収入印紙（申請手数料） ○（個人の場合）住民票の写し 等 ○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等 ※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者（常勤）を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者（就労資格に限る。）の受入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格に限る。）の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
- 外国人が十分理解できる言語で情報提供等の支援を実施することができる体制を有していること
- 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていないこと

など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している者。

9

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税、住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。
※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合）／住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

- ※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。
 ※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

11

届出・報告一覧（受入れ機関①）

	種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時	特定技能雇用契約に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能雇用契約を変更したとき，若しくは終了したとき，又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・ なお，業務の内容，報酬の額その他の労働条件以外の変更であって，雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合，軽微な変更として届出は不要。 ・ 特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は，雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時	支援計画変更に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 支援計画を変更したときは届出が必要。 ・ なお，支援の内容又は実施方法以外の変更であって，支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合，軽微な変更として届出は不要。 ・ 支援責任者又は支援担当者に変更となった場合，変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか，新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・ 支援の内容が変更となった場合，変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時	支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 支援委託契約を締結したとき，若しくは変更したとき，又は終了したときは届出が必要。 ・ なお，支援委託契約の内容の変更であって，当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合，軽微な変更として届出は不要。 ・ 新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合，支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時	受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

12

届出・報告一覧（受入れ機関②）

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
5	随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能外国人への暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反などがあった場合は届出が必要。
6	定期（四半期ごと）	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 受け入れている特定技能外国人の数、特定技能外国人の身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍等）活動日数、活動場所、業務内容等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期（四半期ごと）	支援実施状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・ 届出対象期間内に、支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があった場合は、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合は、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期（四半期ごと）	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 報酬の支払状況については、賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

13

届出・報告一覧（登録支援機関）

	種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	随時	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	随時	支援業務の休止又は廃止に係る届出書			事由発生後14日以内	・ 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 ・ 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	随時	支援業務の再開に係る届出書			再開予定日の1か月前	・ 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 ・ 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期（四半期ごと）	支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）		翌四半期の初日から14日以内	・ 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載

14

【特例措置の概要】

「特定技能」の新設に伴い、当面の間、「特定技能1号」に変更予定の一定の外国人に「特定活動」(就労可)を付与

【特例措置の趣旨】

2019年4月1日に改正入管法が施行されるところ、「技能実習2号」修了者(建設特例・造船特例による「特定活動」で在留中の者も含む。)は、「特定技能1号」の技能試験・日本語試験の合格を免除されるため、登録支援機関の登録手続等の「特定技能1号」への変更準備に必要な期間の在留資格を措置する。

【特例措置の内容】

○ 対象者

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」(外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者)のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する者

○ 許可する在留資格・在留期間: 「特定活動(就労可)」, 4月(原則として更新不可)

○ 許可するための要件(以下のいずれも満たすことが必要)

- ① 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
- ② 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
- ③ 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
- ④ 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
- ⑤ 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語試験の合格免除に対応するものであること
- ⑥ 受入れ機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ⑦ 受入れ機関が、欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
- ⑧ 受入れ機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【想定される手続の流れ】

2019年9月末までに従前の在留期間が満了予定

⇒ 就労継続を希望する場合、「特定活動」への変更許可申請(3月1日以降) ⇒ 4月1日以降、変更許可(在留期間4月)

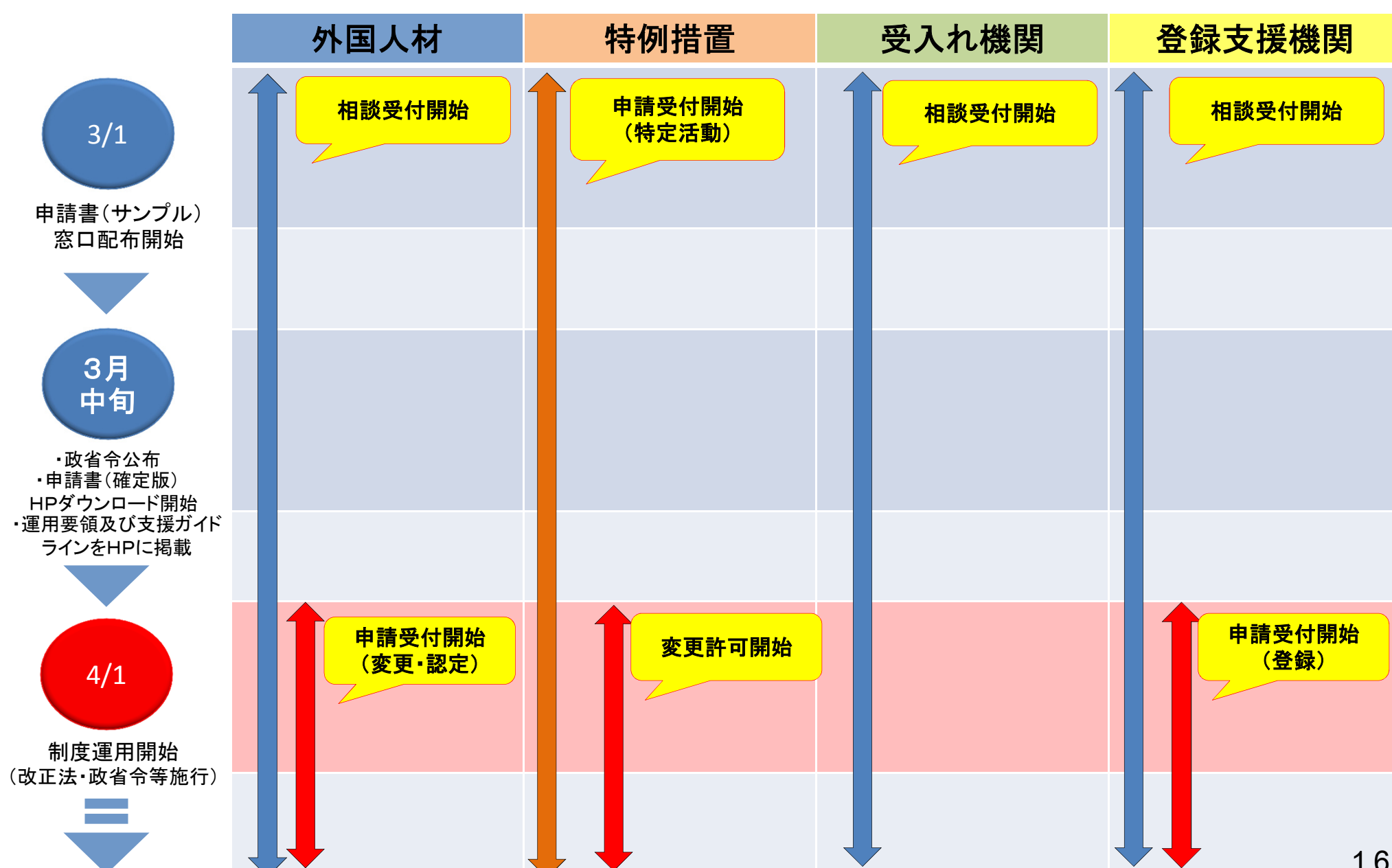
⇒ 準備でき次第、「特定活動」から、「特定技能1号」への変更許可申請

⇒ 所定の基準に適合すれば、「特定技能1号」への変更許可(※「特定活動」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入)

※ 2019年3月末までは、「特定活動(就労不可)」(4月)への在留資格変更が可能

15

新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)



16

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

③

在留資格「特定技能」についての問合せ先（法務省）

（制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について）

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 （内線：2737）	大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377（代）
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076	広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412（代）
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250	高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720	福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市中区正保町5-18 （受入・共生関係） 総務課、【2019年4月以降】審査管理部門 （在留資格「特定技能」関係） 就労審査部門、【2019年4月以降】就労審査第二部門	総務課 052-559-2150（代） 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114	那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

〔参考：法務省ホームページ「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所，11言語対応）【20億円】
 - 一元的相談窓口・情報提供，通訳の配置，多言語翻訳アプリの活用
 - 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
 - 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療，事件・事故，教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
 - 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し，地域の持続的発展につなげる

生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
 - 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応），外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
 - 住宅確保のための環境整備・支援
 - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
 - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化，日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
 - 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
 - 日本語能力に関する試験結果等の公表義務，情報開示の充実
 - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し，法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

日本語教育，外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
 - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
 - 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

社会保険への加入促進等

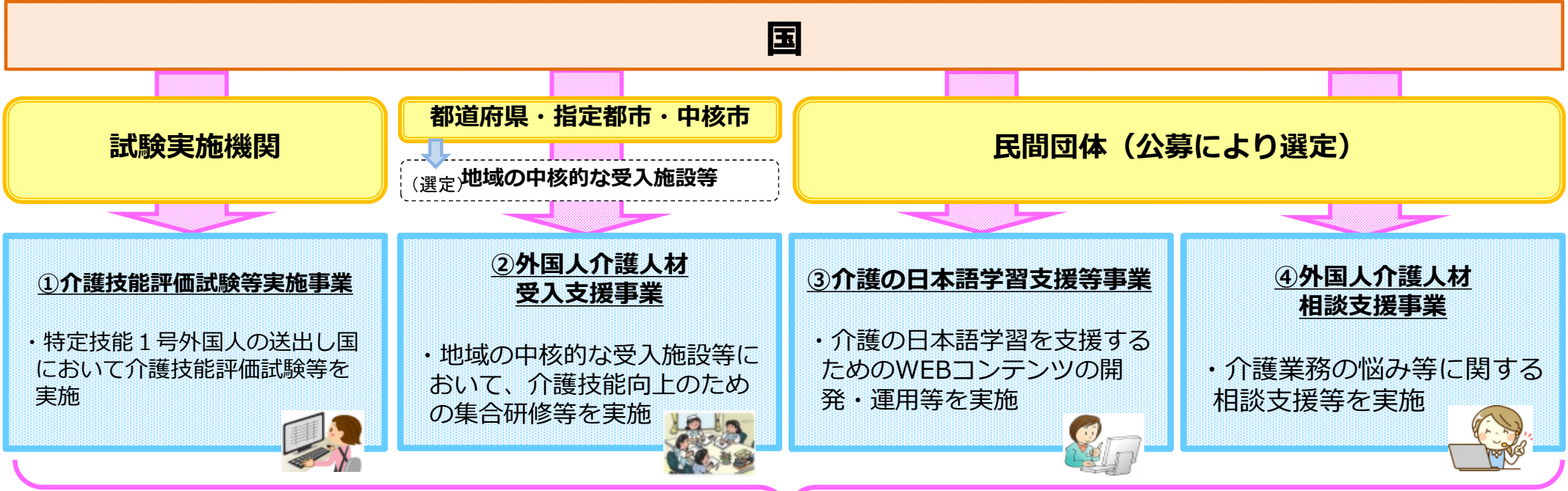
- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
 - 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
 - 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
 - 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ③ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ④ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

- 【補助率】 定額補助
- 【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等） 等
- 【平成31年度予算額(案)】 （目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 909,968千円

平成31年度
予算(案)事業

新 外国人介護人材受入支援事業

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

事業内容（イメージ）

1. 集合研修の実施

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生及び1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
- 実施主体が作成する集合研修実施計画に基づき研修を実施する。当該計画には、研修内容、研修体制、研修成果の確認方法、研修期間、研修教材等を盛り込む。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。



2. キャリアアップ支援の実施

- 集合研修の受講者のうち、一定の介護技能及び日本語能力を有するなど特に優秀と認められる者に対して、介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用を助成することができる。



実施主体	直接補助：都道府県、指定都市、中核市（民間団体へ委託可） 間接補助：都道府県等が適当と認める民間団体（集合研修を適切に実施することができる団体や受入れ施設等）
補助率	定額補助

事業名	概要	始期	平成30年度 予算額	平成31年 度予算案
定住外国人等のための 介護に関する日本語研修	※次頁参照	平成28年度	2,059千円	2,122千円
定住外国人等の受入準備 講座	介護事業所向けに外国人雇用等に関する 情報提供や事例紹介を実施	平成28年度	236千円	590千円
介護業雇用管理等相談援 助事業	アドバイザーの訪問や専門家の派遣によ り事業所を支援（H26～） ※多文化共生推進士 「多文化共生の視点に立って地域課題を解決し、地域活性化を 図る人材」として群馬大学が養成し、群馬県が認定する専門家	平成29年度から専 門家に多文化共生 推進士(※)を追加	4,093千円	4,169千円
介護人材参入促進事業 （進路選択学生等支援事業）	参入促進の取組を行う介護福祉士養成施 設への補助（H21～）	平成30年度から留 学生の日本語学習 に要する経費を補 助対象とした。	5,000千円	5,000千円
外国人向け介護の仕事 見学バスツアー	外国人（日本語学校の留学生、定住外国 人等）を対象として介護福祉士養成施設 及び介護施設見学バスツアーを実施	平成31年度 新規事業	－	525千円 (新規要求中)
（参考）外国人介護職員 就労状況調査	全介護事業所を対象として、外国人介護 職員の就労状況等を調査	平成28年度	－	－

【H30年度外国人介護職員就労状況調査より】 平成30年8月1日現在、回答数1,046事業所（回答率33.4%）

- ・外国人を雇用している事業所数：117
- ・外国人雇用人数：245人（フィリピン129人、インドネシア30人、ベトナム20人、ブラジル18人、中国12人、ペルー11人 ほか）
- ・外国人を雇用している事業所における外国人介護職員に対する印象
好意的に受け止めている利用者が多い：97.4% 好意的に受け止めている職員が多い：93.2%

定住外国人等のための介護に関する日本語研修について

群馬県では、平成28年度から地域医療総合確保基金を活用し、定住外国人等の方を対象として介護分野への新規参入・定着促進を図るため、「定住外国人等のための介護に関する日本語研修」を実施している。

（1）平成30年度予算額等

委託料2,059千円（プロポーザル方式により委託者を選定）

（2）コース内容・対象者

- ①入門コース（介護の仕事に必要な会話等を中心とした研修）
介護の仕事に興味のある定住外国人等
- ②介護記録コース（介護記録の書き方等を中心とした研修）
介護職として従事している定住外国人等

（3）平成30年度の開催概要

実施地域	実施曜日（実施回数）	コース名／実施時間	受講者数
太田市	毎週火曜日（全12回） 前期6回・後期6回	入門コース 9:10～12:10	19人（前・後期とも受講7人）
		介護記録コース 13:30～16:30	24人（前・後期とも受講6人）
伊勢崎市	毎週木曜日（全12回） 前期6回・後期6回	入門コース 9:00～12:00	16人（前・後期とも受講3人）
		介護記録コース 13:00～16:00	14人（前・後期とも受講4人）



【平成30年度前期受講者アンケート（回答者30名）より】

質問：日本語研修（教室での学習）はいかがでしたか？

- ①とてもよくわかった：27人（90.0%）
- ②少しわかった：1人（3.3%）
- ③あまりわからなかった：2人（6.7%）
- ④全然わからなかった：0人（0.0%）

【今後の課題等】

入門コースは介護の仕事の経験のない外国人を主な対象としており、介護分野への新規参入を目的として、研修中に「介護施設見学」や「福祉人材バンクへの登録説明」の時間を設けているが、実際の就労にどれだけ結びつけられるかが課題である。

現状・課題

- 在留資格「介護」の創設等に伴い外国人介護従事者の増加が見込まれているが、介護施設等における外国人受入れに必要な知識・ノウハウが不足
- 介護施設等が雇用している留学生等に対する指導体制が不十分
- 介護福祉士養成施設に通う経済的に困窮している留学生を支援する介護施設等への対応が必要

31年度実施事業

◇外国人受入れセミナー

【概要】

介護事業者の経営者等に対し、外国人受入れに必要な知識・ノウハウ等を提供するためのセミナー及び専門家による相談会を実施

【内容】

- セミナー
 - ・労働法・雇用関係法上のルール
 - ・外国人受入れ施設の事例紹介 等
- 専門家(弁護士・行政書士等)による相談会
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

介護事業者の経営者等

【規模・時間】 150名程度×3回
各回 1日

◇外国人介護職員指導担当者研修

【概要】

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修を実施し、介護施設等における指導体制の充実を支援

【内容】

- コミュニケーションの取り方の留意点
- 外国人指導の事例紹介 等
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

外国人介護従事者を指導する職員

【規模・時間】 50名程度×2回
各回 4時間×2日

◇介護施設等による留学生受入れ支援

【概要】

介護福祉士養成施設に通う留学生をアルバイトとして雇用する介護施設等が留学生に対して奨学金等を給付する場合に、当該費用の一部を補助

【補助対象者】

都内で介護施設等を運営する事業者

【補助対象経費と上限額/年度】

学費600千円、居住費360千円
入学準備金200千円、就職準備金200千円
国家試験受験対策費40千円

【補助率】 都1/3 事業者2/3

【規模】 35施設 70人

セミナー・研修検討委員会

【概要】 外国人受入れセミナー及び外国人介護職員指導担当者研修の円滑な実施について、必要な内容を検討

【検討事項】 カリキュラム、使用する教材・資料、講師、事業者への広報、翌年度に向けた見直し 等

【実施回数】 4回

【委員】 学識経験者、弁護士、介護保険施設、東京都介護福祉士会、介護福祉士養成施設協会 等

外国人介護職員との協働に向けた教育マネジメント支援

○ふじのくに外国人介護人材受入れ準備セミナー

- ・介護事業所を対象に、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境の理解など、受入れに資する情報などを提供することで、受入施設担当者の資質向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図るセミナーを平成27年度から開催 ⇒外国人介護人材と協働していくための方法を共有

○平成30年度開催概要

- ・受講対象 外国人介護職員を受け入れている（受入れを検討している）施設の研修担当者
- ・開催地・定員等 県内東部・中部・西部（各回定員50人 開催時間 午後1時～5時30分）
- ・セミナーの構成

講義	・受入れに係る制度の現状、介護事業所の取組等 講師 一般社団法人グローバル人材サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏 社会福祉法人聖隷福祉事業団 常務執行役員 鎌田 裕子 氏
講義	・介護事業所における受入れ準備（学習／生活面の留意点など） 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 法人本部人事企画部職員
事例紹介	・受入れ施設担当者による報告／外国人介護職員の体験談

○セミナー参加者の感想

- ・介護分野の外国人人材の活用という視点だけでなく、これまでの施策の流れや現状が、よく分かった。
- ・外国人介護人材の特徴と対応が分かった。
- ・介護現場の生の声や担当者の御苦労が聞けて参考となった。
- ・日本人職員の人材育成同様、目標を立てて進めたい。

○実績（平成29年度）・効果

- ・参加者数48人 平均評価4.37（5段階評価アンケート）
- ・外国人介護職員の雇用に前向きな介護事業所が年々増加
* 県就業状況調査 H28:741箇所、H29:818箇所、H30:912箇所

○今後の課題

- ・外国人介護人材入れの枠組が多様化
- ・受入れ要件の見直し等、取り巻く環境が変化
⇒介護事業所が受入れを前向きに検討できるよう適切に情報を提供し、支援していくのが課題

【事業概要】

岐阜県内の在留外国人を対象として、介護に係る日本語、知識、技術等の習得に向けた、初任者研修修了レベルまでの研修を実施する。

【事業内容(平成30年度実施状況)】

- 1. 受講対象者
 - ・岐阜県内に在住の外国人の方(原則)・日本で介護職員を目指している方
 - ・日本語による講義で修学できる方
- 2. 研修期間
 - ・9月～12月の土日開催 ※開催日により開講時間は異なる(6～8時間程度／日)
- 3. 事業実施方法
 - ・岐阜県から中部学院大学(学校法人岐阜済美学院)への業務委託
 - ・講義では、ふりがなを付したテキストを使用、講義は日本語で実施
- 4. 受講者
 - ・申込20名、当初受講15名、全講義修了者12名、初任者研修試験合格者11名

【受講者の声】

- ①参加動機
 - ・資格取得することで自信をもって介護ができると思った
 - ・昔から興味はあったができなかった
 - ・介護のことを知りたい、もっと勉強したい
- ②受講感想
 - ・テキストは難しいが、先生の分かりやすい講義でとてもよかった
 - ・言葉が難しく理解しにくい部分もあったが、理解を深めることができた

【事業実績】

初任者研修合格者は11名
内、5名は受講前から介護に従事し、継続して就業
内、1名は受講期間中に受講者とのつながりで介護に就業
介護に就業していない受講者に対しては就業に向けた支援を県社協、ハローワーク等と連携しながら実施

【今後の課題等】

介護分野に就業していない受講者を、介護分野への就業につなげていく施策の充実

外国人介護職員養成事業

趣旨

地域における多様な人材の介護分野への参入促進、育成、定着を図るため、県内の外国人(永住者、定住者等)を対象とした介護職員初任者研修を実施するとともに、介護職場への就労を支援する。

事業概要

■事業内容

- ①外国人を対象とした介護職員初任者研修の実施
(日本語能力等に配慮した教材や指導方法の工夫)
- ②コーディネーターによる就労支援

■対象者

県内在住の定住外国人20名×2か所
※面接により日本語能力、就労意欲等を確認して受講を決定

■委託先

(特非)街かどケア滋賀ネット(湖南地域)、(福)長浜市社会福祉協議会(湖北地域)

受講者・関係者の感想

- 家族を養うため景気変動に左右されない仕事として介護を選んだ。
- 研修を受けた仲間と共に介護の仕事に就けることを嬉しく思う。
- 研修修了者として自信を持って介護の仕事を頑張りたい。
- 就労後の支援も検討いただきたい。
- 事業を継続することにより徐々に関係者への周知が広がっている。

実績

	受講者	修了者	介護等就労
平成27年度	14名	14名	8名
平成28年度	9名	9名	4名
平成29年度	20名	20名	4名
平成30年度	27名	24名	

※介護等就労の人数は、変動する場合がある。

今後の課題

- 外国人雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしとマッチング
- 就労後の継続的な支援

趣 旨

平成29年11月から外国人技能実習制度に、介護職が対象となったことを踏まえ、県内の福祉施設での外国人技能 実習生の受入が円滑で効果的なものとなるよう、兵庫県社会福祉協議会が監理団体の運営に要する経費を神戸市とともに補助。（H30：10,726千円、H31：7,693千円）
【実施主体】兵庫県社会福祉協議会

事業の進め方

- 1 送出機関の選定
県社協の会員である社会福祉施設等の意見も聞きながら、現地視察も踏まえ送出機関を選定。
- 2 実習生の受け入れ
受入初年度（2019年度）は、先駆的に外国人介護者の受け入れを行っている特別養護老人ホーム等（5か所（15人）程度）で、モデル的に実施。
- 3 効果的な受入れの検討
監理団体と実習実施施設とが一体となって、講習内容、経費負担、実習生のフォローアップ等、技能実習生の効果的な受入れを検討。
- 4 2020年度以降の取り組み
順次、受け入れのノウハウの蓄積と普及を図りつつ、受入施設数や実習生の数を増やしていく。

実施状況及び今後のスケジュール（案）

	内 容	時 期
監理団体 設立	①現地視察（ベトナム）	2018年6月
	②送出し機関の選定・契約締結	9月
	③監理団体許可申請	10月
	④監理団体許可	2019年2月
実習生 受け入れ 準備	⑤技能実習生の選考・決定（ベトナム）	3月
	⑥技能実習計画の認定	7月～8月
	⑦在留資格認定証明書の取得	9月～10月
受け入れ 開始後	⑧技能実習生の入国	10月
	⑨入国後講習の実施	10月～11月
	⑩施設での技能実習開始	12月

課 題 等

- 1 施設側の受入費用
介護技能実習生の受入には、報酬とは別に監理費（初期費用、各月監理費）、や日本語・介護技術研修が必要など受入施設の負担が大きい。
- 2 相談・情報提供体制の整備
介護現場では、高齢者の安全や生活の質への配慮が求められる中で、実習生が安心して実習を実施するため、相談体制の整備が必要。

対 応 等

- 1 監理団体への支援、介護研修及び日本語研修の実施
引き続き監理団体の運営経費を支援するとともに、日本語学習及び介護技術研修等を実施し受入施設の負担を軽減。
- 2 専門相談員の設置
技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるため、ひょうご外国人介護実習支援センターに専門相談員を配置。

介護福祉士を目指す留学生受入支援事業について

H30年度予算額：9,653千円
（地域医療介護総合確保基金）

熊本県
作成資料

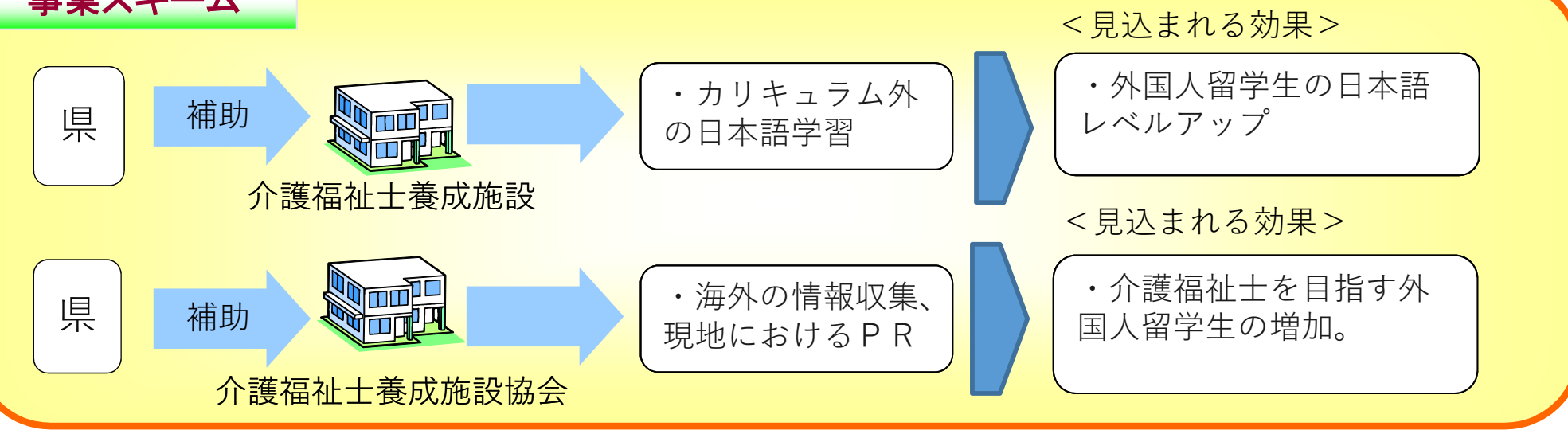
事業の目的

○介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。
また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

- 介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
- 留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費（渡航費、動画作成費等）に対する助成

事業スキーム



当事者（参加者など）声、感想、意見
現地PRは、県、養成施設、介護事業所、関係団体の4者で連携して実施した。これにより、留学生受入のための学習環境や生活環境をトータルで支援する体制が構築できた。また、生活環境や学習環境等PR動画を用いて紹介したことで、現地の反応も良かった。課題としては、介護の概念がない国において、介護職のイメージを伝えることが難しく、介護に興味を持ってもらえるようなPRの方法やアプローチを考える必要がある。